商品のお問い合わせに関して

— 商品選びのご相談や、お買いあげ後の基本的な取扱方法、故障と思われる場合のご相談 —

・新製品などの商品選びのご相談
・各種ケーブルの接続などのご相談
・リモコン設定等の基本的な設定
・チャンネル設定
・電子番組表の設定
・録画／再生／削除などの基本操作

注）ネットワーク接続設定を除きます。

上記についてのお問い合わせは

『東芝 DVD インフォメーションセンター』

（一般回線からのご利用は）フリーダイヤル（通話料：無料） **0120-96-3755**

（フリーダイヤルは携帯電話・PHS など一部の電話ではご利用になれません）

（携帯電話からのご利用は）ナビダイヤル（通話料：有料） **0570-00-3755**

（PHS や IP 電話からのご利用は）（通話料：有料） **03-6830-1855**

（FAX）（有料） **03-3258-0470**

受付時間：365 日　9:00 ～ 20:00

— 本機に関するネットワークなどの高度な取扱方法 —

・ネットワークに関してのご相談

上記についてのお問い合わせは

『RD シリーズサポートダイヤル』

ナビダイヤル（通話料：有料） **0570-00-0233**

（PHS・一部の IP 電話などでは、ご利用になれない場合があります）

受付時間：365 日　9:00 ～ 18:00（12:30 ～ 13:30 は休止）

■ホームページ上によくあるお問い合わせ情報を掲載しておりますのでご利用ください。
また、番組データ提供に関する情報、メンテナンス情報やトラブル情報につきましても、お問い合わせの前に、以下のホームページをご確認ください。
『http://www3.toshiba.co.jp/hdd-dvd/support/』

●「東芝 DVD インフォメーションセンター」「RD シリーズサポートダイヤル」は株式会社東芝ビジュアルプロダクツ社が運営しております。
●お客様の個人情報は、「東芝個人情報保護方針」に従い適切な保護を実施しています。
●お客様からご提供いただいた個人情報は、ご相談への回答、カタログ発送などの情報提供に利用いたします。
●東芝グループ会社または協力会社が対応させていただくことが適切と判断される場合に、お客様の個人情報を提供することがあります。

愛情点検　★長年ご使用のデジタルチューナーの点検を！

このような症状はありませんか	● 再生しても音や映像が出ない ● 煙が出たり、異常なにおいや音がする ● 水や異物がはいった ● カードが傷ついたり、取り出しができない ● ACアダプター、電源コード、プラグが異常に熱くなる ● その他の異常や故障がある	お願い	故障や事故防止のため、電源プラグをコンセントから抜き、必ず販売店にご連絡ください。点検・修理に要する費用などは販売店にご相談ください。

株式会社**東芝**

ビジュアルプロダクツ社

〒105−8001　東京都港区芝浦1−1−1

＊所在地は変更になることがありますのでご了承ください。

79105040
GX1C000SG210

TOSHIBA
Leading Innovation >>>

REGZA

東芝デジタルチューナー取扱説明書

形名 **D-TR1**

準備編

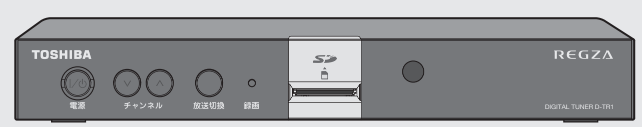
電源を「入」にしたとき

●電源を入れたあと、画面が表示されるまでに少し時間がかかりますが、そのままお待ちください。

本機の操作で「わからない」「困った!」そんなときは…

➡操作編の「困ったときの解決法」（49 ページ）や「総合さくいん・用語解説」（68 ページ）をご覧ください。

地上・BS・110 度 CS デジタルハイビジョンチューナー



・必ず最初に本書の**「安全上のご注意」**をお読みください。（➡6、7 ページ）
・本書では**「安全上のご注意」「接続」「設定」**などについて説明しています。

このたびは東芝デジタルチューナーをお買い上げいただきまして、まことにありがとうございます。
お求めのデジタルチューナーを正しく使っていただくために、お使いになる前にこの「取扱説明書」をよくお読みください。
お読みになったあとはいつも手元においてご使用ください。

ご使用になるまでの手順

本機を「楽しく」使っていただくために、「正しく」準備をすすめます。

重 要

「安全上のご注意」「使用上のお願い」をよく読む

本機をお使いになる上で、大切なお知らせや注意などが書かれています。
必ずお読みください。

6, 66 ページ

接続 1

接続をする前に

アンテナ線やテレビと接続する前に、準備や確認をします。

8 ページ

接続 2

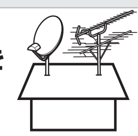
アンテナ線と接続する

番組を楽しんだり本機で録画するために、各放送波用アンテナ線と接続して、
放送を受信できるようにします。

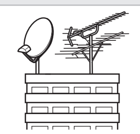
13 ページ

アンテナの種類 設置やお使いのアンテナに合わせて選んでください。

お住まい独自でアンテナを設置している

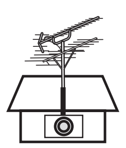


マンションなど集合住宅の共聴アンテナを利用している



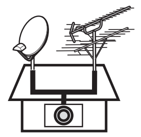
CATV（ケーブルテレビ）を利用している

地上デジタル放送／地上アナログ放送*のみ受信している



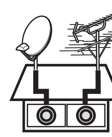
14 ページ

地上デジタル放送/地上アナログ放送*と、BS・110度CSデジタル放送を、同じアンテナ端子で受信している



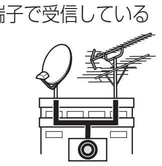
17 ページ

地上デジタル放送/地上アナログ放送*と、BS・110度CSデジタル放送を、別のアンテナ端子で受信している



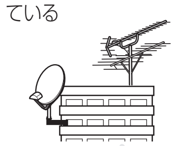
16 ページ

地上デジタル放送/地上アナログ放送*と、BS・110度CSデジタル放送を、同じアンテナ端子で受信している

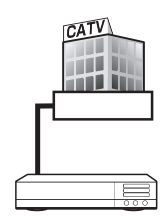


17 ページ

地上デジタル放送/地上アナログ放送*とは別に、BS・110度CSデジタル放送をお住まい独自のアンテナで受信している



16 ページ



18 ページ

* 本機では、地上アナログ放送は受信できません。

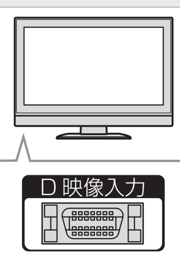
接続 3

テレビと接続する

テレビの映像・音声入力端子と接続して、地上デジタルテレビ放送や USB ハードディスク（市販品）に録画した番組などをテレビで見られるようにします。

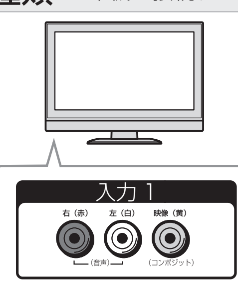
20 ページ

テレビについている入力端子の種類 本機と接続するテレビの入力端子に合わせて選んでください。



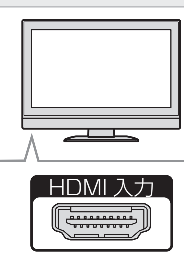
D 映像入力端子付きテレビと接続する

20 ページ



映像（黄）入力端子付きテレビと接続する

21 ページ



HDMI 入力端子付きテレビと接続する

21 ページ

商品の保証とアフターサービス

必ずお読みください

保証書（別添）

・保証書は、必ず「お買い上げ日・販売店名」などの記入をお確かめのうえ、販売店から受け取っていただき内容をよくお読みのあと、たいせつに保管してください。

補修用性能部品について

・当社は、デジタルチューナーの補修用性能部品を製造打ち切り後、8 年保有しています。
・補修用性能部品とは、その商品の機能を維持するために必要な部品です。
・修理のために取りはずした部品は、弊社で引き取らせていただきます。
・修理の際、弊社の品質基準に適合した再利用部品を使用することがあります。

保証期間
お買い上げ日から 1 年間です。ただし、業務用にご使用の場合、あるいは特殊使用の場合は、保証期間内でも「有料修理」とさせていただきます。詳しくは保証書をご覧ください。

修理を依頼されるときは～持込修理

異常のあるときは、使用を中止し、必ず電源プラグを抜いてから、お買い上げの販売店にご連絡ください。

保証期間中は

商品の修理に際しましては保証書をご提示ください。保証書の規定にしたがって販売店が修理させていただきます。

ご連絡していただきたい内容	
品名	デジタルチューナー
形名	D-TR1
お買い上げ日	年　月　日
故障の状況	できるだけ具体的に
ご住所	付近の目印なども合わせてお知らせください
お名前	
電話番号	
便利メモ お買い上げ店名	☎（　）　－

お客様へ…おぼえのため、お買い上げ店名を記入すると便利です。

保証期間が過ぎているときは

商品を修理すれば使用できる場合には、ご希望によって有料で修理させていただきます。

修理料金の仕組み

技術料	故障した商品を正常に修復するための料金です。

＋

部品代	修理に使用した部品代金です。

商品の修理サービスはお買い上げの販売店がいたします。

■修理・お取扱い・お手入れについてのご相談ならびにご依頼はお買い上げの販売店にお申し付けください。

転居されたり、ご贈答品などで販売店に修理のご相談ができない場合

東芝 DVD インフォメーションセンター

フリーダイヤル **0120-96-3755**
受付時間：365 日　9:00 ～ 20:00

携帯電話からのご利用は
ナビダイヤル 0570-00-3755（通話料：有料）

PHS や IP 電話などからのご利用は
03-6830-1855（通話料：有料）

・「東芝DVDインフォメーションセンター」は株式会社東芝ビジュアルプロダクツ社が運営しております。
・お客様からご提供いただいた個人情報は、修理やご相談への回答などの情報提供に利用いたします。
・利用目的の範囲内で、当該製品に関連する東芝グループ会社や協力会社に、お客様の個人情報を提供する場合があります。

■新商品などの商品選びや、お買い上げ後の基本的な取扱方法などのご相談については裏表紙をご覧ください。

B-CAS カード ID 番号記入欄

●下欄に B-CAS カードの ID 番号をご記入ください。お問い合わせの際に役立ちます。

設定 1

「はじめての設定」をする前に

はじめての設定をする前に、B-CAS カードを本体にセットしたり、
本機に AC アダプターを接続するなどをします。

22 ページ

設定 2

「はじめての設定」をする

ご購入後、はじめて電源を入れると、はじめての設定画面が表示されます。
画面の指示にしたがって進むと、簡単に設定ができます。

23 ページ

外部機器やネットワークなどに接続する（応用の接続）

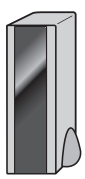
目的とお好みに応じて接続をします。
※本機のネットワーク機能には「E メール録画予約機能」などがあります。

29 ページ

接続の目的

地上デジタル放送の番組を録画したい

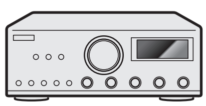
USB ハードディスクを接続する



31 ページ

アンプなどのオーディオシステムを使って音声を楽しみたい

アナログ音声入力端子付のオーディオ機器と接続する



33 ページ

本機のネットワーク機能を使いたい

ブロードバンド常時接続環境につなぐ（ネットワーク接続）



ご注意

地上デジタル放送の双方向通信を利用する場合にも、ブロードバンド常時接続環境につないでください。

本機は、インターネットを経由して利用する双方向通信サービスに対応しています。電話回線を使用する双方向通信サービスには、対応していません。

34 ページ

準備完了　　**設定の変更**

本機の使い方を知りたい

・基本的な操作を覚えたい！
・本機を使いこなしたい！



「操作編」をご覧ください

準備完了

・「はじめての設定」をやり直したい
・設定を個別に行ないたい

「詳しい設定をする (応用の設定)」をご覧ください

39 ページ

- 意匠、仕様などは改良のため予告なく変更することがあります。
- 本取扱説明書に描かれているイラスト、画面表示などは見やすくするために誇張、省略があり実際とは異なります。
- 本取扱説明書で説明しているイラスト、画面表示などは、例として表示してあります。

もくじ

重要、接続 1

準備をしましょう！

接続 2・3

アンテナ・テレビとつなぐ（基本の接続）

設定 1・2

「はじめての設定」をする（基本の設定）

応用の接続：その他の機器とつなぐ

応用の設定：詳しい設定をする

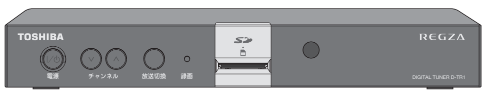
使用上のお願いと資料

箱の中身の確認

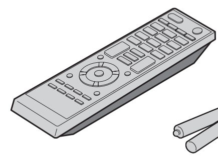
□の中に、チェックマーク（✔）を付けてご確認ください。
欠品があるときは、お買い上げの販売店にご連絡ください。

■本体と付属品

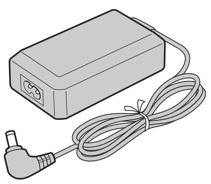
□ 本体／１台



□ ワイヤレスリモコン／１本（単４形乾電池／２個）

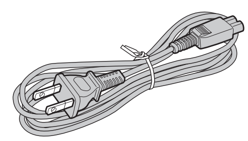


□ AC アダプター／１個（形名 ADPV16A）



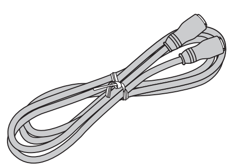
ご注意
・付属のＡＣアダプターは、本製品以外には使用しないでください。
・付属のＡＣアダプターは、本製品専用です。

□ 電源コード／１本



ご注意
・付属の電源コードは、本製品付属の AC アダプター以外には使用しないでください。
・付属の電源コードは、本製品付属の AC アダプター専用です。

□ 同軸ケーブル（75 Ω）／１本

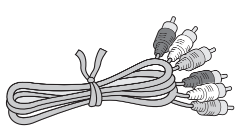


□ B-CAS カード／１枚



※B-CAS カードはデジタル放送受信契約のための受信者 ID カードです。B-CAS カードは付属の説明紙についています。

□ 映像・音声接続コード／１本



●取扱説明書類

□ 本書（取扱説明書 準備編）／１冊
□ 取扱説明書 操作編／１冊
□ BS・110 度 CS デジタル放送受信契約申込書一式

安全上のご注意 必ずお読みください。

製品本体および取扱説明書には、お使いになるかたや他の人への危害と財産の損害を未然に防ぎ、安全に正しくお使いいただくために、重要な内容を記載しています。次の内容（表示・図記号）をよく理解してから本文をお読みになり、記載事項をお守りください。

■表示の説明

表　示	表　示　の　意　味
⚠警告	"取扱いを誤った場合、人が死亡または重傷（*1）を負うことが想定されること"を示します。
⚠注意	"取扱いを誤った場合、人が軽傷（*2）を負うことが想定されるか、または物的損害（*3）の発生が想定されること"を示します。

*1：重傷とは、失明やけが、やけど（高温･低温）、感電、骨折、中毒などで、後遺症が残るものおよび治療に入院･長期の通院を要するものをさします。
*2：軽傷とは、治療に入院や長期の通院を要さないけが・やけど・感電などをさします。
*3：物的損害とは、家屋・家財および家畜・ペット等にかかわる拡大損害をさします。

■図記号の例

図記号	図　記　号　の　意　味
禁止	"⃠"は、**禁止**（してはいけないこと）を示します。 具体的な禁止内容は、図記号の中や近くに絵や文章で示します。
指示	"●"は、**指示**する行為の強制（必ずすること）を示します。 具体的な指示内容は、図記号の中や近くに絵や文章で示します。
注意	"△"は、**注意**を示します。 具体的な注意内容は、図記号の中や近くに絵や文章で示します。

⚠警告

プラグを抜け

次のときは、ただちに電源プラグを抜くこと
- ●煙が出ていたり、変なにおいがしたりするとき
- ●内部に水や異物がはいったとき
- ●落としたり、キャビネットを破損したとき
- ●電源コードが傷んだり、電源プラグが発熱したりしたとき

そのまま使用すると、火災・感電の原因となります。すぐに電源ボタンで電源を切り、電源プラグをコンセントから抜いてください。発煙・発熱などが治まったのを確認後、お買い上げの販売店にご連絡のうえ、点検･修理･交換をご依頼ください。また、キャビネットが破損したままで取り扱うと、けがのおそれがあります。

禁止

電源コードは
- ●傷つけたり、延長するなど加工したり、加熱したりしないこと
- ●引っ張ったり、重いものを載せたり、はさんだりしないこと
- ●無理に曲げたり、ねじったり、束ねたりしないこと
- ●他の電源コードは使用しないこと
- ●他の機器に使用しないこと

火災・感電の原因となります。

接触禁止

雷が鳴りだしたら、本機、接続機器やコード類に触れないこと

感電の原因となります。

指示

時々電源プラグを抜いて点検し、プラグやプラグの取付面にゴミやほこりが付着している場合はきれいに掃除すること

電源プラグの絶縁低下によって、火災・感電の原因となります。
また、接触不良による故障の原因となります。
（電源プラグは「切」のときに抜いてください。）

指示

電源プラグは交流 100V のコンセントに根元まで確実に挿し込むこと

交流 100V 以外を使用すると、火災・感電の原因となります。

指示

本機はコンセントから電源プラグが抜きやすいように設置すること

万一の異常や故障のとき、または長期間使用しないときなどに役立ちます。

禁止

通電中の AC アダプターにふとんをかけたり、暖房器具の近くやホットカーペットの上に置かないこと

火災・故障の原因となることがあります。

指示

AC アダプターは付属のものを使用すること

指定以外の AC アダプターを使用すると、火災・故障の原因となります。

分解禁止

AC アダプターを分解・改造・修理しないこと

火災・感電の原因となります。

禁止

ぐらつく台の上や傾いた所など、不安定な場所や振動のある場所に置かないこと

本機が落ちて、けがの原因となります。

分解禁止

修理・改造・分解はしないこと

火災・感電の原因となります。
点検・調整・修理はお買い上げの販売店にご依頼ください。

風呂、シャワー室での使用禁止

屋外や風呂、シャワー室など、水のかかるおそれのある場所には置かないこと

火災・感電の原因となります。

上載せ禁止

上にものを置かないこと

金属類や、花びん・コップ・化粧品などの液体が内部にはいった場合、火災・感電の原因となります。
重いものなどが置かれて落下した場合、けがの原因となります。

異物挿入禁止

通風孔などから異物を入れないこと

金属類や紙などの燃えやすいものが内部にはいった場合、火災・感電の原因となります。
特にお子様がいるときにはご注意ください。

メモ 「安全上のご注意」をお読みになったあとは
⇨「使用上のお願い」（66 ページ）も「安全上のご注意」同様に、必ずお読みください。

⚠注意

湿気・油煙・ほこりの多い場所に置かないこと
加湿器・調理台のそばや、ほこりの多い場所などに置くと、火災・感電の原因となることがあります。

風通しの悪い場所に置かないこと
内部温度が上昇し、火災の原因となることがあります。
- 壁に押しつけないでください。
- 押し入れや本箱など風通しの悪い場所に押し込まないでください。
- テーブルクロス・カーテンなどを掛けたりしないでください。
- じゅうたんや布団の上に置かないでください。
- あお向け・横倒し・逆さまにしないでください。

通風孔をふさがないこと
内部温度が上昇し、火災の原因となることがあります。これら通風孔とラックとの間は 10cm 以上離してください。

温度の高い場所に置かないこと
直射日光の当たる場所・閉め切った自動車内・ストーブのそばなどに置くと、火災・感電の原因となることがあります。また、破損、その他部品の劣化や破損の原因となることがあります。

高い場所に設置しないこと
本機が落下した場合に、けがの原因となるため、高い場所への設置はしないでください。

電源を入れる前には音量を最小にすること
電源を入れる前には、接続しているアンプなどの音量を最小にしておいてください。突然大きな音が出て聴覚障害などの原因となることがあります。

テレビやオーディオシステムの音量を上げすぎないこと
音量を上げすぎると、耳への刺激で聴覚機能に悪い影響を与えたり、ご近所の迷惑になります。特に夜間は、日中よりも音量を下げるようにしてください。



移動させる場合は、電源プラグ・外部との接続線をはずすこと
電源プラグを抜かずに運ぶと、電源コードが傷つき火災・感電の原因となることや、接続線などをはずさずに運ぶと、本機が転倒し、けがの原因となることがあります。

電源プラグを抜くときは、電源コードを引っ張って抜かないこと
電源コードを引っ張って抜くと、電源コードや電源プラグが傷つき、火災・感電の原因となります。電源プラグを持って抜いてください。

ぬれた手で電源プラグを抜き差ししないこと
感電の原因となることがあります。

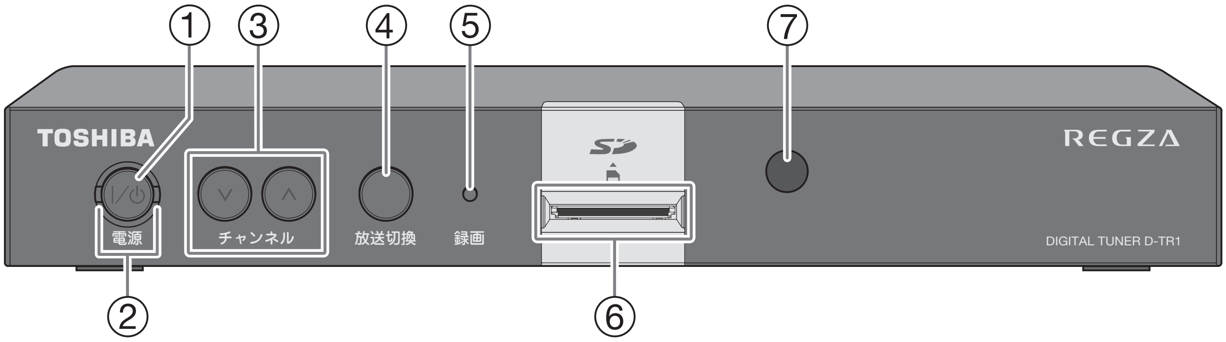
旅行などで長期間不在の場合は、安全のため電源プラグをコンセントから抜くこと
万一故障したとき、火災の原因となることがあります。

リモコンに使用している乾電池は、
- **指定以外の乾電池は使用しないこと**
- **極性［(＋) と (－)］を間違えて挿入しないこと**
- **充電・加熱・分解・ショートしたり、火の中に入れないこと**
- **乾電池に表示されている［使用推奨期限］を過ぎたり、使い切った乾電池はリモコンに入れておかないこと**
- **種類の違う乾電池、新しい乾電池と使用した乾電池を混ぜて使用しないこと**

これらを守らないと、液もれ・破裂などによって、やけど・けがの原因となることがあります。
もし、液が皮膚や衣類についたときは、すぐにきれいな水で洗い流してください。液が目にはいったときは、すぐにきれいな水で洗い眼科医の治療をうけてください。
器具に付着した場合は、液に直接触れないで拭き取ってください。

各部のなまえとはたらき

本体前面



① **電源ボタン**.. ⇨22 ページ
本機の電源を入／切にします。

② **電源インジケーター**................................... ⇨22 ページ
電源の状態を表示します。

電源インジケーター	電源状態	詳細
緑点灯（左側）	入	動作している状態。各種操作が行える状態
橙点灯（右側）	切	「切」時に、番組表取得、レグザリンクによる録画設定受信、E メール録画予約の取得、ソフトウェアのダウンロード、録画などをしている状態
消灯		電源プラグが接続されているが、何も動作していない状態（待機状態）
	非通電	コンセントに電源プラグが接続されていない状態

③ **チャンネル** ∨ **・** ∧ （ダウン・アップ）
ボタン...⇨**操作編 7 ページ**
チャンネルを順に切り換えます。

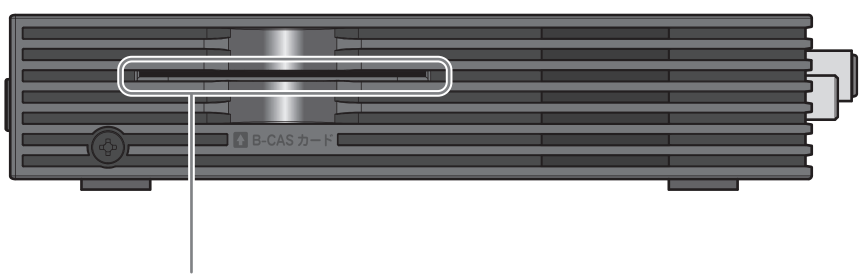
④ **放送切換ボタン**...................................⇨**操作編 7 ページ**
放送の種類を切り換えます。

⑤ **録画インジケーター**.... ⇨**操作編 10、13、15 ページ**
録画状態を表示します。
赤点灯　：録画中のとき
橙点灯　：予約録画待機中のとき
消灯　　：上記以外のとき

⑥ **SD メモリーカードスロット**.........⇨**操作編 48 ページ**
SD メモリーカードを挿入します。
※本書では SD メモリーカード、SDHC メモリーカードおよび SDXC メモリーカードを総称して「SD メモリーカード」と表記しています。

⑦ **リモコン受光部**.. ⇨12 ページ

本体右側面



B-CAS カードスロット　⇨22 ページ
付属の B-CAS カードを挿入します。

本体背面各部のなまえと、各端子のつなぎかた

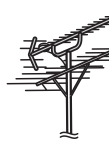
各部の名前や機能について説明しています。
詳しくは、⇨の参照ページをご覧ください。

電源入力端子 22ページ

付属の AC アダプターをつなぎます。
アンテナ線やテレビなど、必要な接続が終わってからつないでください。
番組情報を取得するために、電源プラグは非常時と長期間使用しないとき以外はコンセントに差し込んでおいてください。

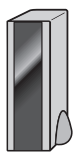
地上デジタルアンテナ入力端子 14-17ページ

今までテレビなどにつながっていたVHF/UHF アンテナ線（75Ω同軸ケーブル）をつなぎます。



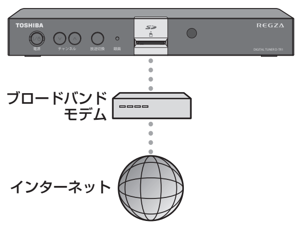
USB 端子 31ページ

USB ハードディスクをつないで録画・再生ができます。



LAN 端子 34ページ

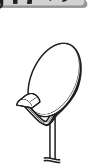
ネットワークと接続したいときに使います。

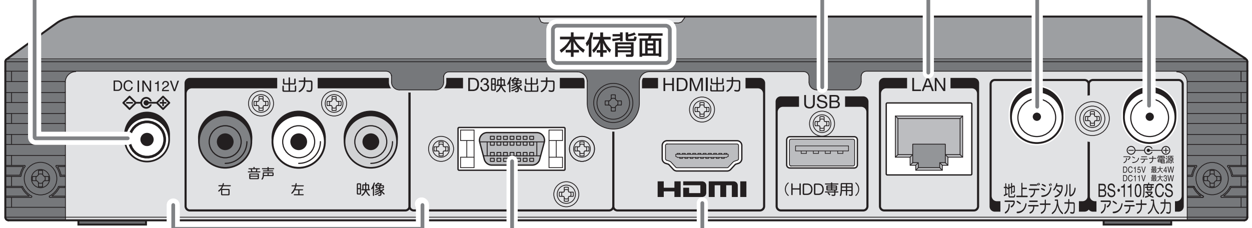


BS・110 度 CS アンテナ入力端子 16,17ページ

BS・110 度 CS アンテナのアンテナ線（75Ω同軸ケーブル）をつなぎます。

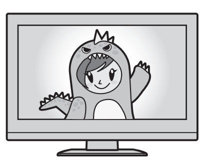
※地デジ難視対策衛星放送（⇨ 26 ページ）を受信する場合には BS アンテナが必要です。





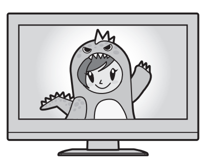
映像・音声出力端子 21ページ

映像・音声信号を出力します。
テレビの映像（黄）入力・音声（赤／白）入力端子とつなぐときに使います。



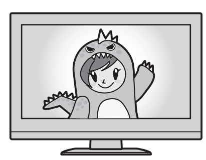
D3 映像出力端子 20ページ

テレビの D 映像入力端子につなぐときに使います。映像(黄）よりも、きれいな映像で楽しめます。（テレビにD映像入力端子がある場合）
音声は音声（赤／白）出力端子を使用します。

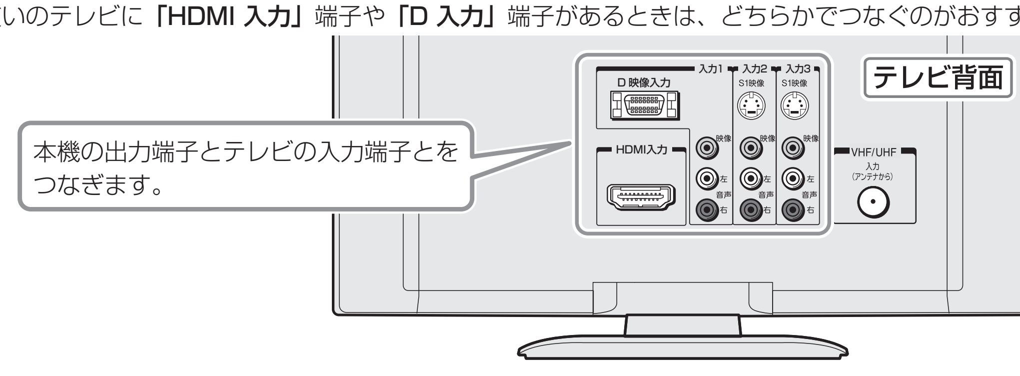


HDMI 出力端子 21ページ

テレビの HDMI 入力端子につなぐときに使います。出力端子のなかでも一番おすすめで、きれいな映像と音声が楽しめます。デジタルハイビジョン映像や音声を、他の端子よりも高品質※で楽しめます。（テレビに HDMI 入力端子がある場合）
※つなぐテレビの性能にもよります。

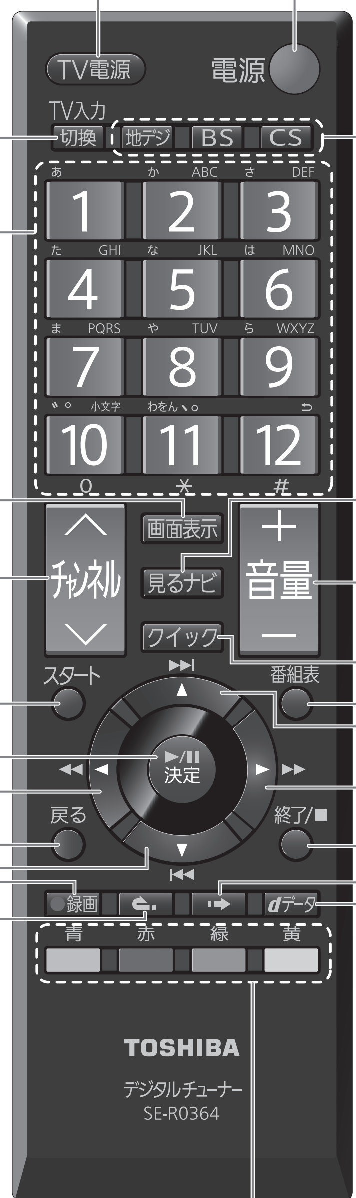


お使いのテレビに「HDMI 入力」端子や「D 入力」端子があるときは、どちらかでつなぐのがおすすめです。



各部のなまえとはたらき・つづき

リモコン



TV 電源 ボタン※
・テレビの電源の入／待機を切り換えます。

TV 入力切換 ボタン※
・テレビの入力を切り換えます。

数字 ボタン
・チャンネル選局に使います。
（⇨操作編 7 ページ）
・文字、数字、記号の入力が必要な設定で使います。（⇨操作編 61 ページ）

画面表示 ボタン（⇨操作編 30 ページ）
・画面に情報を表示します。

チャンネル∧・∨ ボタン
（⇨操作編 7 ページ）
・チャンネルを順番に選びます。

スタート ボタン（⇨40 ページ）
・スタートメニューを表示します。

決定／再生／一時停止 ボタン
・メニューで選んだ項目を決定します。
・再生／一時停止します。
（⇨操作編 18 ページ）

方向◀／早戻し ボタン
・メニューで左に移動します。
・早戻しします。
（⇨操作編 18 ページ）

戻る ボタン
・設定の途中で、前のメニュー画面に戻るときに使います。

方向▼／スキップ I◀◀ ボタン
・メニューで下に移動します。
・戻り方向にスキップします。
（⇨操作編 18 ページ）

録画 ボタン（⇨操作編 10 ページ）
・録画します。

ワンタッチリプレイ ボタン
（⇨操作編 18 ページ）
・ワンタッチリプレイします。

電源 ボタン（⇨22 ページ）
・電源の入／切を切り換えます。

地デジ ボタン（⇨操作編 7 ページ）
・地上デジタル放送に切り換えます。

BS ボタン（⇨操作編 7 ページ）
・BS デジタル放送に切り換えます。

CS ボタン（⇨操作編 7 ページ）
・110 度 CS デジタル放送に切り換えます。

見るナビ ボタン
（⇨操作編 16 ページ）
・見るナビを表示します。

音量＋・− ボタン※
・テレビの音量を調節します。

クイック ボタン（⇨64 ページ）
・クイックメニューを表示します。

番組表 ボタン（⇨操作編 8 ページ）
・番組表を表示します。

方向▲／スキップ▶▶I ボタン
・メニューで上に移動します。
・進み方向にスキップします。
（⇨操作編 18 ページ）

方向▶／早送り ボタン
・メニューで右に移動します。
・早送りします。（⇨操作編 18 ページ）

終了／停止 ボタン
・設定を終了してメニューを消します。
・再生を停止します。
（⇨操作編 18 ページ）

ワンタッチスキップ ボタン
（⇨操作編 18 ページ）
・ワンタッチスキップします。

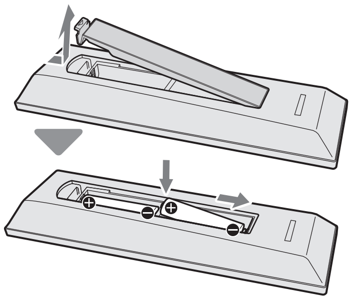
データ ボタン（⇨操作編 24 ページ）
・データ放送の画面が表示されます。

カラー（青、赤、緑、黄）ボタン
（⇨操作編 25 ページ）
・番組表やデータ放送などで使います。

※TV 電源ボタン、TV 入力切換ボタン、音量＋・−ボタンは、テレビを操作するボタンです。

リモコンの準備

乾電池を入れる



1 リモコン裏側のふたをはずす

2 極性表示⊕と⊖を確かめて、間違えないように乾電池(単四形、2個)を入れる

・乾電池を入れ終わったら、カバーを閉めてご使用ください。

本機のリモコンでお使いのテレビを操作できるようにする



1 リモコンの[戻る]を押したまま、お使いのテレビのメーカー番号を(0)～(9)の番号ボタンで入力(2ケタ)する

たとえば、東芝製のテレビなら[戻る]を押したまま[10]→[10]を押します(東芝 A の場合)([10]は番号「0」です)。

対応するテレビメーカー	メーカー番号
東芝 A	00
東芝 B	01
パナソニック(松下) A	02
パナソニック(松下) B	03
日立	04
三菱	05
シャープ A	06
シャープ B	07
日本ビクター	08
三洋	09
ソニー	10
NEC	11
富士通ゼネラル	12
パイオニア	13
エプソン	14

• 出荷時は東芝 A に設定しています。
• メーカーによっては、二つ以上の設定番号があります。その場合は、本機のリモコンで操作できるかどうか、一つずつ入力して試してみてください。
• 上記の表に記載の無いメーカーの場合、本機のリモコンを使ってのテレビ操作はできません。

2 入力が終わったら[戻る]から指をはなす

リモコンにメーカー番号が記録され、お使いのテレビが操作できるようになります。

リモコンの準備・つづき

■お使いのテレビで以下の操作ができるようになります

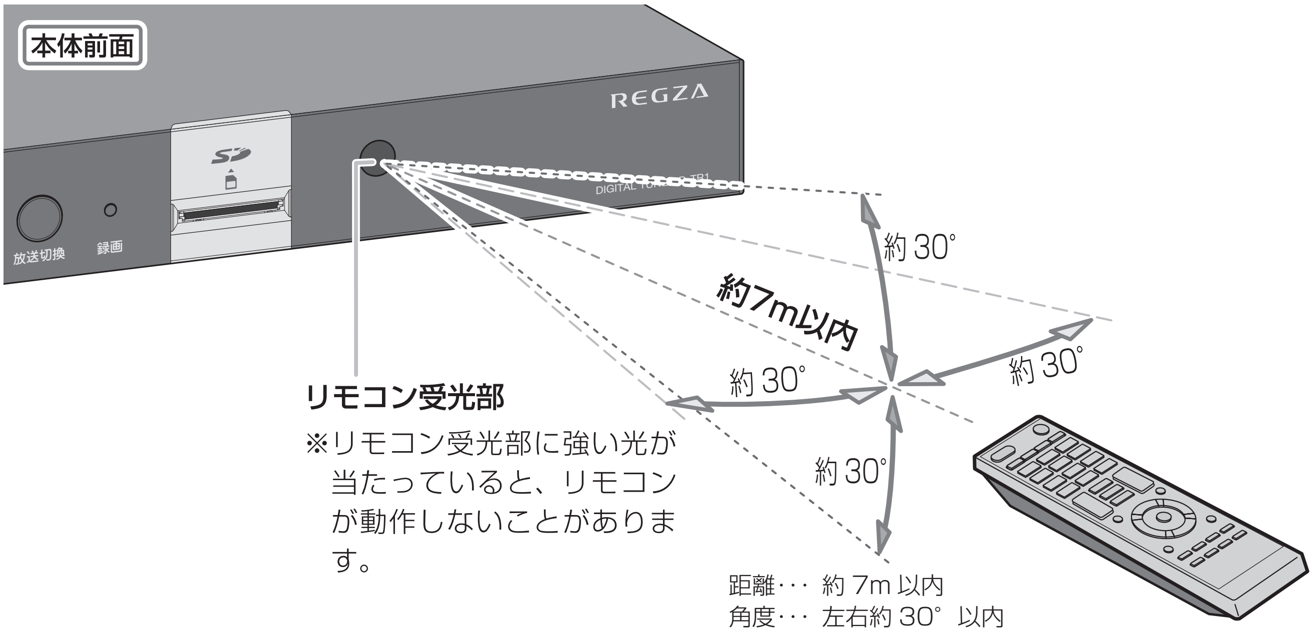


TV電源：テレビの電源の入／待機
TV入力切換：テレビの入力の切換
音量：テレビの音量調節

ご注意　対応メーカーでも、テレビによっては本機のリモコンで操作できない場合や、一部操作できないボタンがあります。

リモコンの使用範囲について

リモコンは、本体のリモコン受光部に向けて使用してください。



リモコン受光部

※リモコン受光部に強い光が当たっていると、リモコンが動作しないことがあります。

距離･･･ 約 7m 以内
角度･･･ 左右約 30° 以内
上下約 30° 以内

ご注意　**リモコンの取扱について**

- 落としたり、衝撃を与えたりしないでください。
- 高温になる場所や湿度の高い場所に置いたりしないでください。
- 水をかけたり、ぬれたものの上に置いたりしないでください。
- 分解しないでください。
- 動作しなかったり、到達距離が短くなったりしたときは、乾電池をすべて新しいものと交換してください。古い乾電池と新しい乾電池を同時に使わないでください。
- 使用済の乾電池は、地方自治体またはお住まいの地域で定められた規則に従って廃棄してください。

アンテナとつなぐ

アンテナ線をつなぐ前に

地上デジタル放送の受信に関して

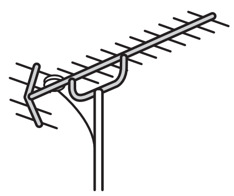
地上デジタル放送が受信できる地域かなどを、以下のホームページまたはお電話にてご確認いただけます。（以下は2010年1月現在の情報です。）

- 社団法人デジタル放送推進協会（ホームページ／ http://dpa.or.jp/）
- 総務省 地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター
  (ホームページ http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/whatsnew/digital-broad/index.html)
  ナビダイヤル…0570-07-0101 ／ IP 電話などでつながらない方は…03-4334-1111

平日	午前９時〜午後９時	土曜、日曜、祝日	午前９時〜午後６時

地上デジタル放送対応アンテナの設置などについては、販売店や設定業者にご相談ください。

地上デジタル放送対応
UHF アンテナ



●地上デジタル放送をお楽しみいただくために

安定したデジタル映像をお楽しみいただくためにはアンテナの接続状態がとても重要です。
電波妨害を受けにくい安定した受信状態を確保してください。

- 地上デジタル放送に対応しているかご確認ください。対応している場合はご使用中のアンテナで受信できますが、アンテナの劣化などで受信できない場合には、新しいアンテナへの交換や、ブースターの設置などが必要です。地上デジタル放送に対応していない場合は、地上デジタル放送に対応した UHF アンテナが必要です。
- 本機のアンテナ入力端子への接続は、必ず付属の同軸ケーブルか、地上デジタル対応の同軸ケーブル（市販品）をお使いください。
- アンテナ線はほかの電源コードや接続ケーブルからできるだけ離してください。
- 設置および接続が正しく行なわれていた場合でも、周辺に電波障害の原因となる高層建造物が建っていたり、発信基地が遠距離のため電波が弱い場合などは受信ができなかったり、特定の放送局しか受信できないなどの障害が発生することがあります。
- 混合器、分波器、分岐器、ブースターなどを使用する場合は、地上デジタル放送の伝送チャンネルに対応したものを選び、妨害波の影響などを防ぐために空き端子には終端抵抗器（75Ω）を接続してください。
- 一般的に地上デジタル放送は UHF アンテナで受信しますが、CATV（ケーブルテレビ）で伝送される場合や共聴システム（VHF 帯、または UHF 帯）で伝送される場合もあります。詳しくは、共聴システム管理者（マンション管理者や管理組合など）や、お住まいの地域のケーブルテレビ会社にお問い合わせください。
- 電波の送信元に近い地域などで、電波が強すぎて映像が不安定になる場合は、アッテネーター (市販品) をご使用ください。

つなぐときの注意

●接続するまえに電源プラグをコンセントから抜いてください



接続するときは、必ず本機および接続するテレビやモニターの電源を切り、電源プラグをコンセントから抜いてください。

電源プラグはすべての接続が終わってから、コンセントに接続してください（➡22 ページ）。

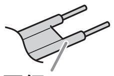


F 型
コネクター

今まで使っていた、または市販の同軸ケーブルが F 型コネクタータイプのときは、本機につなぐときに工具を使って強く締めつけないでください。

同軸ケーブル（付属品）のプラグ部分がテレビなどの VHF/UHF 端子と合わないことがあります。その場合は、端子に合った市販の同軸ケーブルをお買い求めください。

●テレビから外したアンテナ線形状、コネクター部分が以下のようなとき



平行フィーダー線

地上デジタル放送用アンテナと接続には、同軸ケーブルをおすすめします。

- 平行フィーダー線を使用すると受信状態が不安定になることがあり、妨害電波を受けやすくなります。
- 平行フィーダー線を使用するときは、平行フィーダー線を BS・110 度 CS デジタル対応アンテナケーブルから妨害を受けない距離まで離してください。(同軸ケーブルを使用する場合でも、妨害を受けるようであれば、BS・110 度 CS デジタル対応アンテナケーブルから離してみてください)
- アンテナ線を他のデジタル機器に近づけないでください。受信障害の原因となることがあります。
- 同軸ケーブル両端のコネクターのピンが曲がっていないか確認してください。曲がったままでつなぐと、ショートすることがあります。

アンテナとつなぐ・つづき

■BS・110 度 CS デジタル用アンテナ線をつなぐときの注意

- 本機と BS・110 度 CS デジタル用アンテナの接続には、BS・CS デジタル対応のケーブル（S-4C-FB 相当）をご使用ください。
- 110 度 CS デジタル放送を受信する場合でブースターや BS・CS 分配器を使用する場合は、110 度 CS デジタル放送（周波数 2150MHz 以上）に対応したものをお使いください。対応していないものを使用した場合には、110 度 CS デジタル放送を受信できません。
- BS・110 度 CS デジタル放送用アンテナは、電源の供給が必要です。本機の「BS・110 度 CS アンテナ電源供給」を設定してください。（⇨46 ページ）。
- 分配器を使用する場合、本機からアンテナ電源を供給するには、電流通過型の分配器をご使用ください。
- 本機の BS·110 度 CS アンテナ入力端子から BS·110 度 CS アンテナに電源が供給されます。心線とアース線がショートしないようにしてください。
- マンションなどの共同受信の場合、お住まいのマンションの共同受信設備で BS デジタル放送や 110 度 CS デジタル放送が受信できるかどうかは、マンションの管理会社や管理組合にご確認ください。既存の設備で受信できない場合には、BS・110 度 CS デジタル用アンテナの設置・接続が必要です。
- BS アナログ放送用の BS アンテナでは BS デジタル放送を受信できないことがあります。また、BS アンテナやスカイパーフェク TV! 用のアンテナでは、110 度 CS デジタル放送を受信することはできません。
- BS・110 度 CS デジタル用アンテナの取扱説明書もご覧ください。

アンテナ線をつなぐ

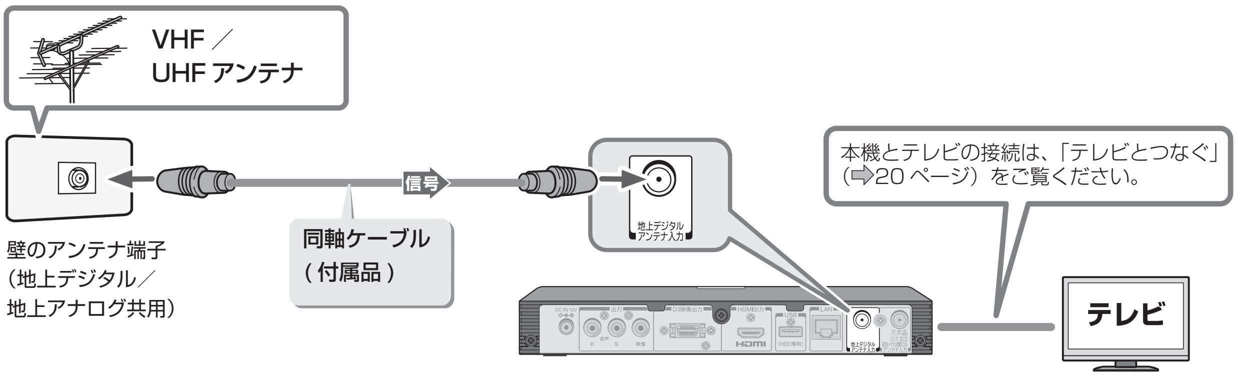
本機にアンテナ線をつなぎます。

本機では地上アナログ放送を受信することはできません。ただし、お使いのテレビがアナログ放送に対応している場合は、テレビにもアンテナ線をつなげばテレビでアナログ放送をご覧になれます。

本機につなぐテレビの取扱説明書も合わせてご覧ください。

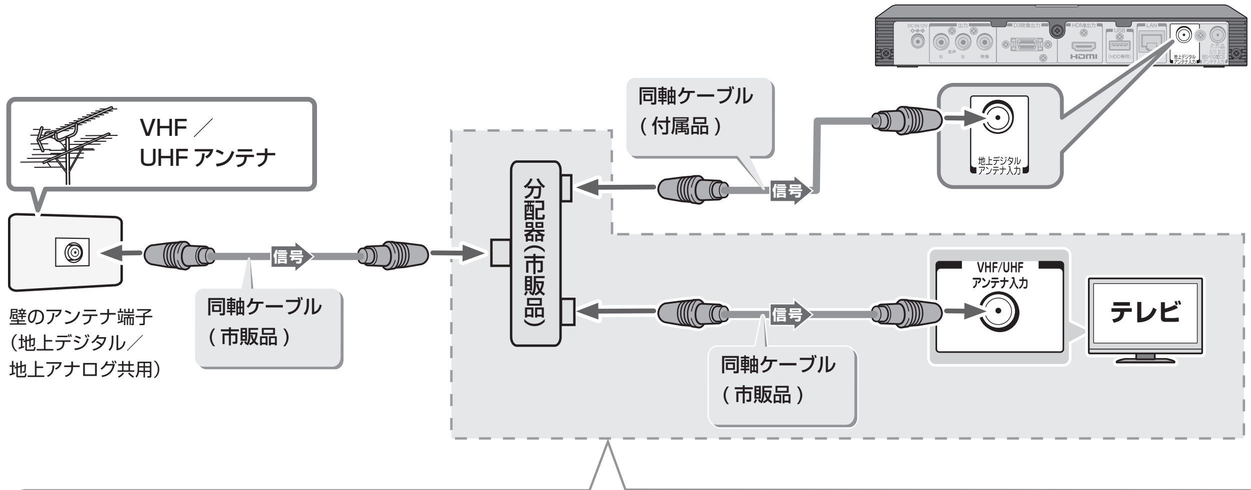
地上デジタル／地上アナログ放送（UHF／VHF）のアンテナ線のみの場合

つなぐ前に、「つなぐときの注意」（⇨13 ページ）をお読みください。



■テレビにもアンテナ線をつなぐ場合

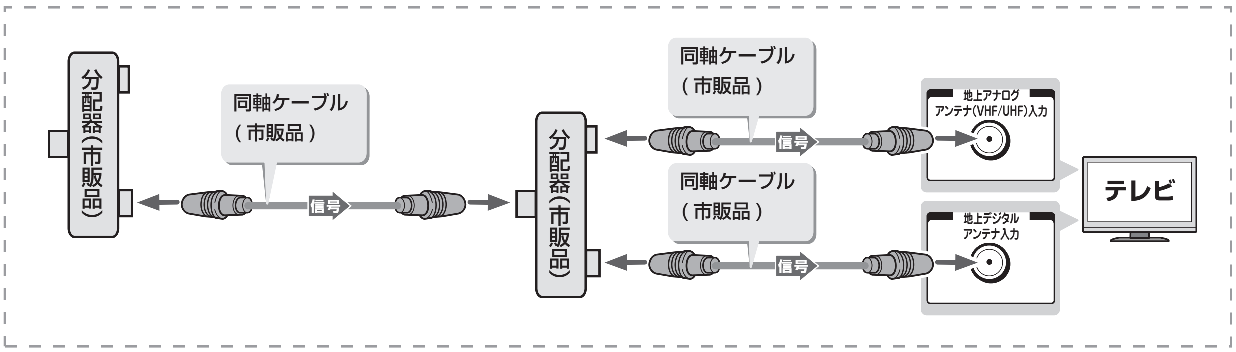
テレビにもアンテナ線をつなぐ場合は、分配器（市販品）が必要になります。
電波が弱く、テレビの映りが悪くなる場合はブースター（市販品）をご使用ください。



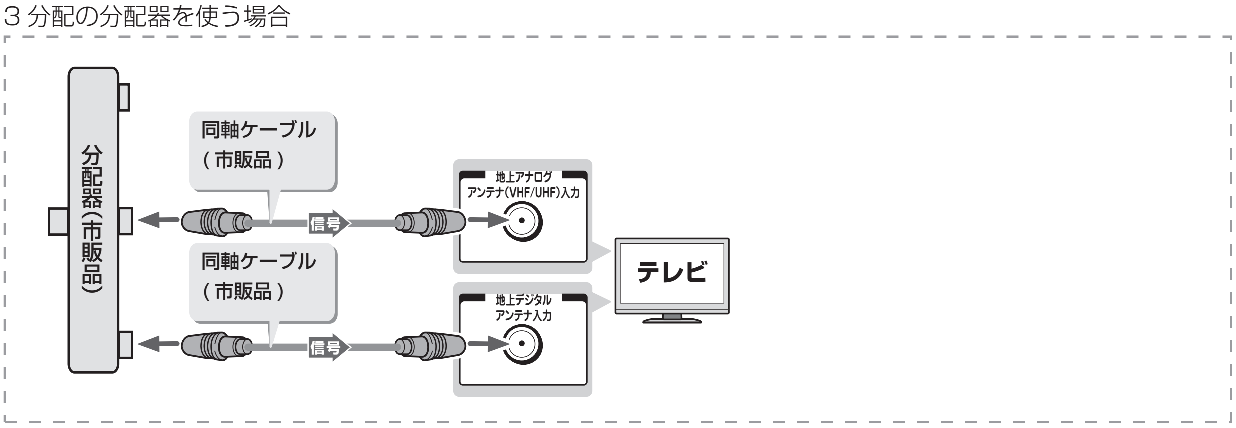
テレビの「地上デジタル」と「地上アナログ」入力端子が別々のとき

分配器を使って、それぞれの端子にケーブルを接続してください。

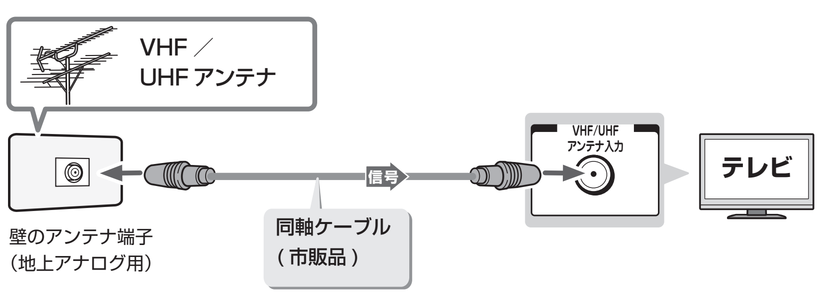
さらに分配器を使う場合



3 分配の分配器を使う場合



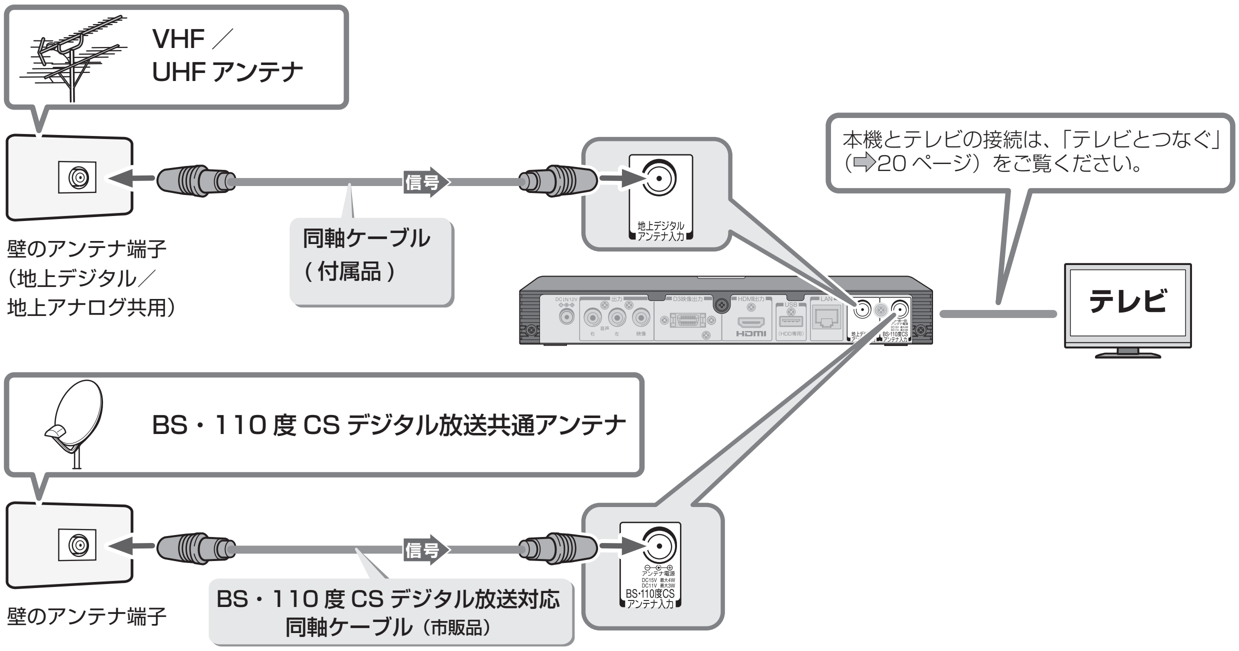
※本書では、地上アナログも地上デジタルも一つのアンテナ端子に接続されている（または共用のアンテナになっている）ことを想定しています。もし地上アナログのアンテナ端子と地上デジタルのアンテナ端子が別になっている場合は、地上アナログのアンテナ端子から直接アナログ対応テレビに接続してください。



アンテナとつなぐ・つづき

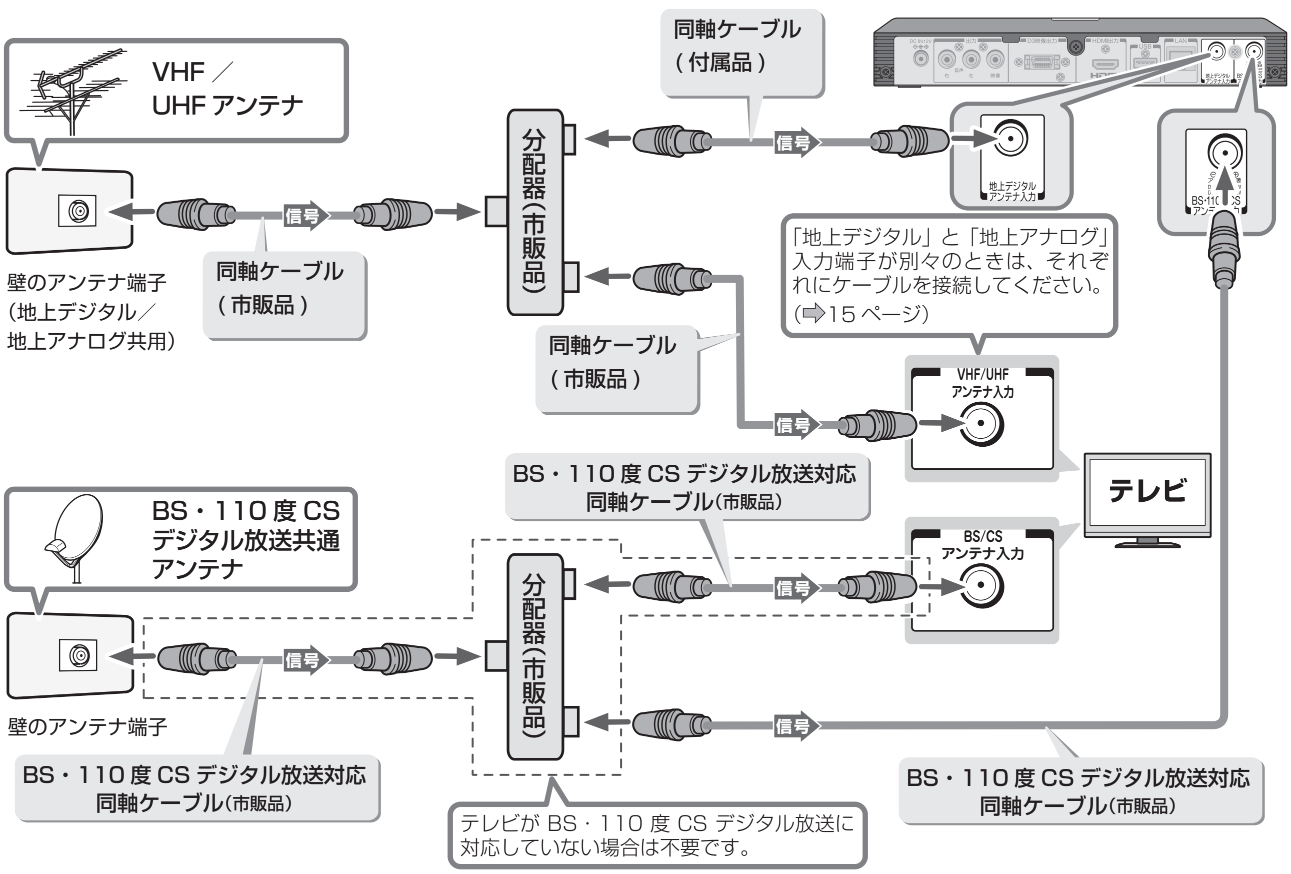
地上デジタル／地上アナログ放送とBS・110度CSデジタル放送のアンテナ端子が別になっている場合

つなぐ前に、「つなぐときの注意」（⇨13 ページ）をお読みください。



■テレビにもアンテナ線をつなぐ場合

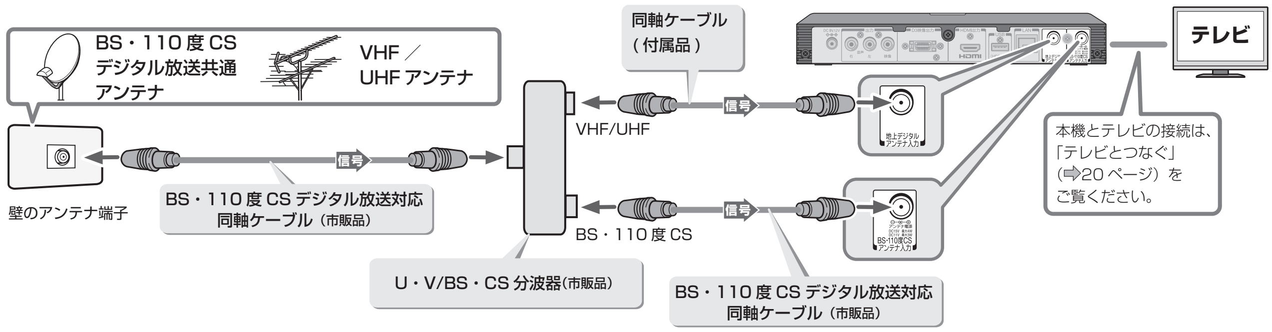
テレビにもアンテナ線をつなぐ場合は、分配器（市販品）が必要になります。
電波が弱く、テレビの映りが悪くなる場合はブースター（市販品）をご使用ください。



※本書では、地上アナログも地上デジタルも一つのアンテナ端子に接続されている（または共用のアンテナになっている）ことを想定しています。もし地上アナログのアンテナ端子と地上デジタルのアンテナ端子が別になっている場合は、地上アナログのアンテナ端子から直接アナログ対応テレビに接続してください。

地上デジタル／地上アナログ放送とBS・110度CSデジタル放送が混合されている場合（マンションなどの共同受信の場合）

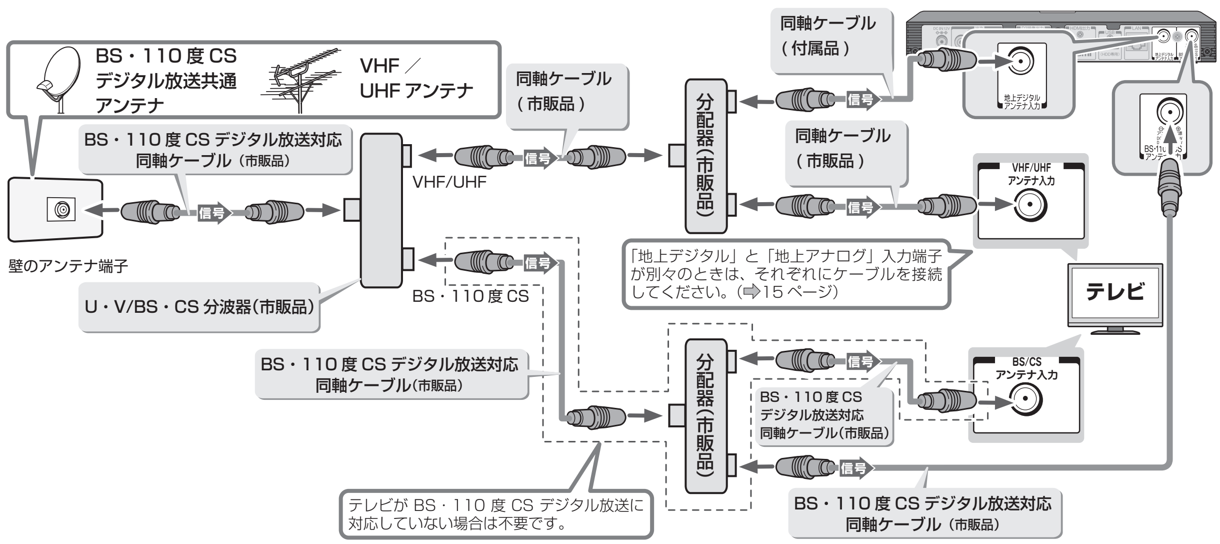
つなぐ前に、「つなぐときの注意」（⇨13 ページ）をお読みください。
U・V / BS・CS 分波器（市販品）が必要になります。



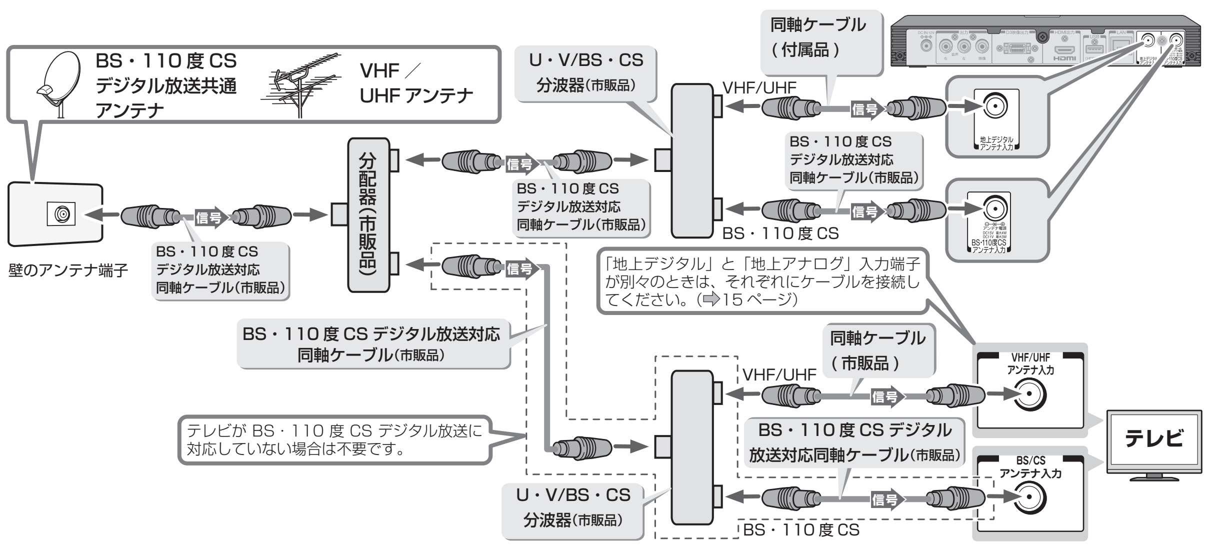
■テレビにもアンテナ線をつなぐ場合

テレビにもアンテナ線をつなぐ場合は、分配器（市販品）が必要になります。
以下のどちらでも接続できます。
電波が弱く、テレビの映りが悪くなる場合はブースター（市販品）をご使用ください。

（先に分波する場合）



（先に分配する場合）



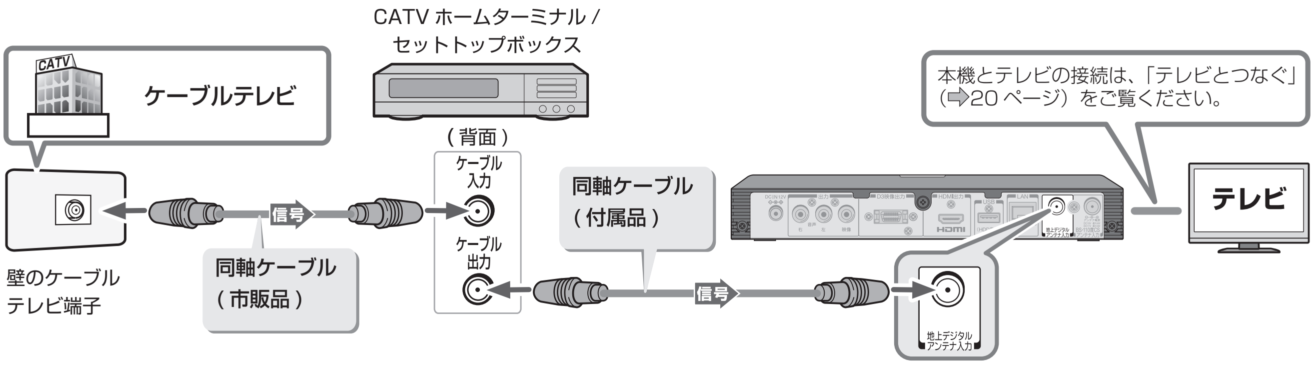
お知らせ

- BS・110度CSデジタル用アンテナは電源を必要とします。本機にはアンテナ電源を供給する機能がありますが、マンションなどの共聴システムや他の機器などから供給されている場合は、本機から供給する必要はありません。「はじめての設定」（⇨23ページ）のあとで、お使いの条件に合わせて「BS・110度CSデジタル用アンテナ電源供給」（⇨46ページ）の設定をしてください。

アンテナとつなぐ・つづき

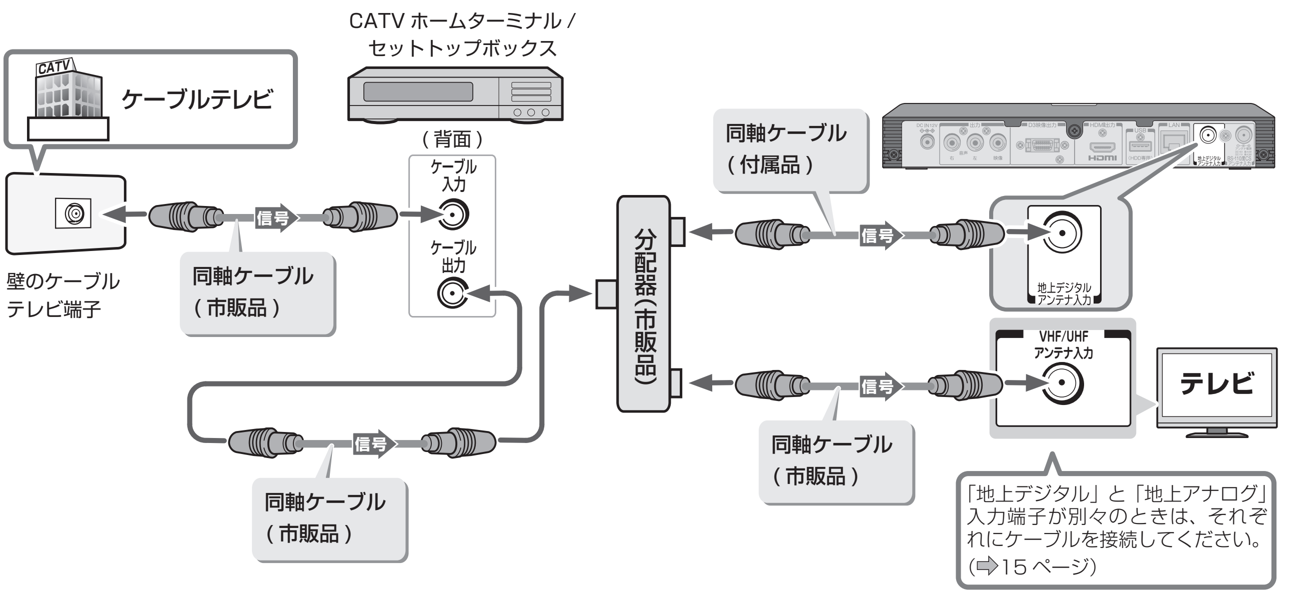
CATV（ケーブルテレビ）のホームターミナル／セットトップボックス（STB）とのつなぎかた

以下は一例です。実際の接続とご使用にあたっては、機器や会社ごとに詳細が異なります。詳しくは、ケーブルテレビ会社にお問い合わせください。



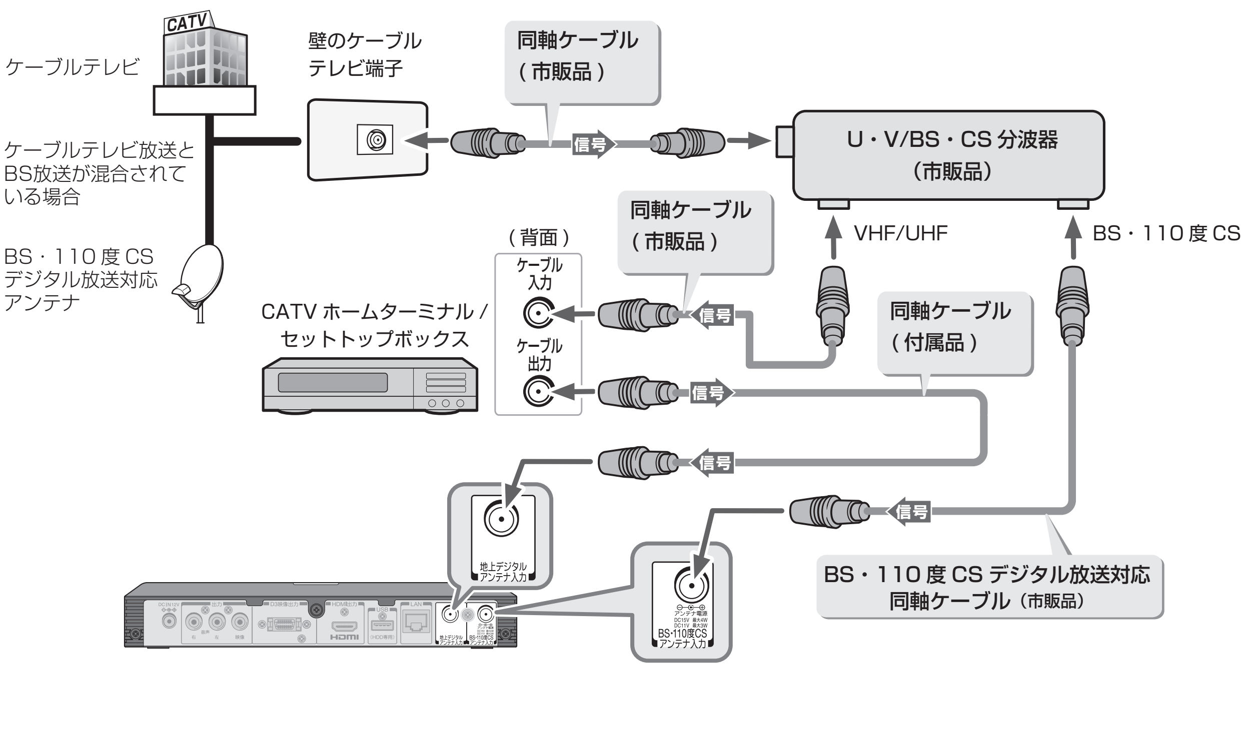
■テレビにもアンテナ線をつなぐ場合

テレビにもアンテナ線をつなぐ場合は、分配器（市販品）が必要になります。
電波が弱く、テレビの映りが悪くなる場合はブースター（市販品）をご使用ください。



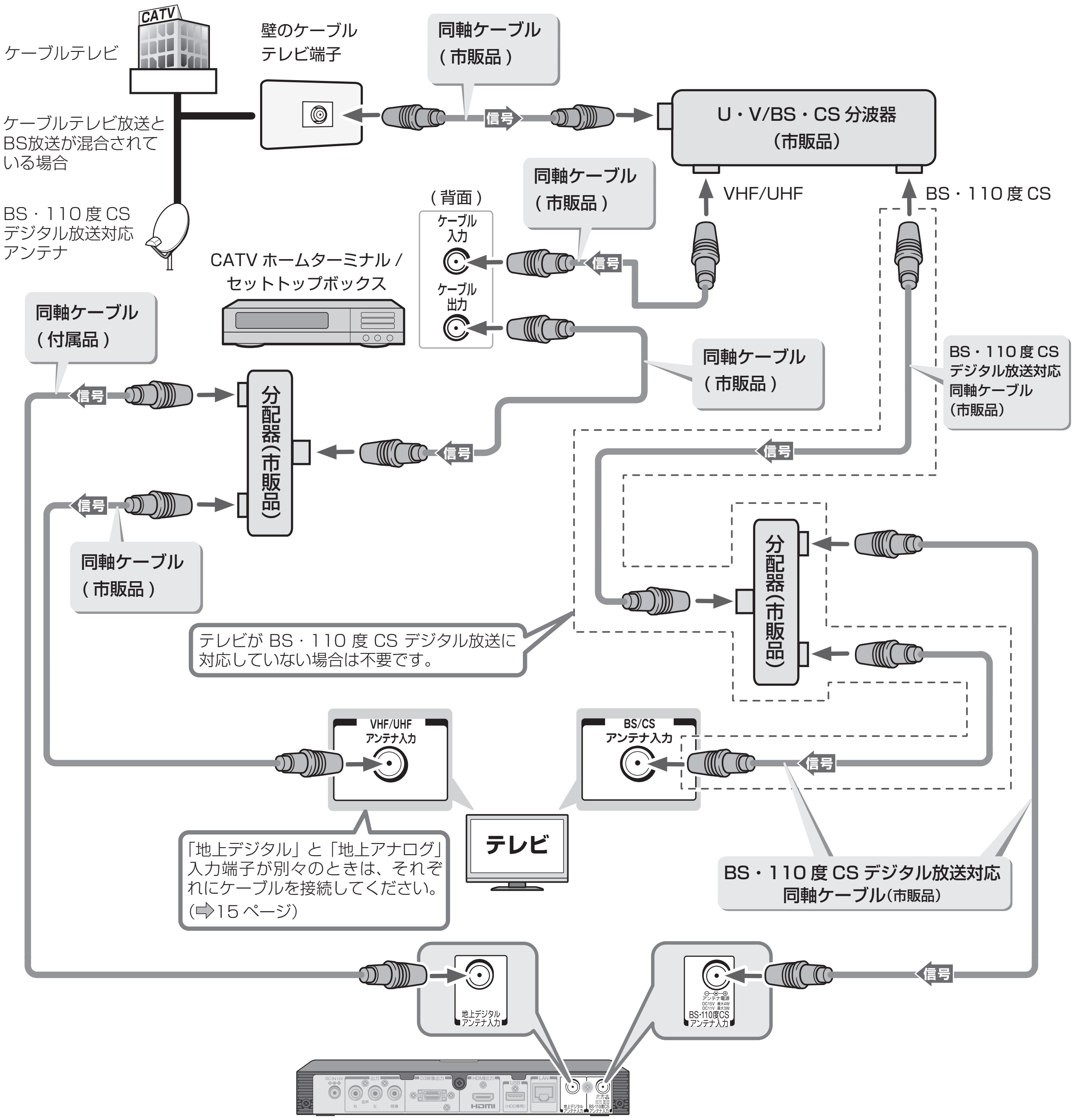
BS・110 度 CS デジタル放送対応アンテナも設置している場合

分波器（市販品）を使って、本機の BS・110 度 CS 入力端子に接続してください。



■テレビにもアンテナ線をつなぐ場合

テレビにもアンテナ線をつなぐ場合は、分配器（市販品）が必要になります。
電波が弱く、テレビの映りが悪くなる場合はブースター（市販品）をご使用ください。



お知らせ

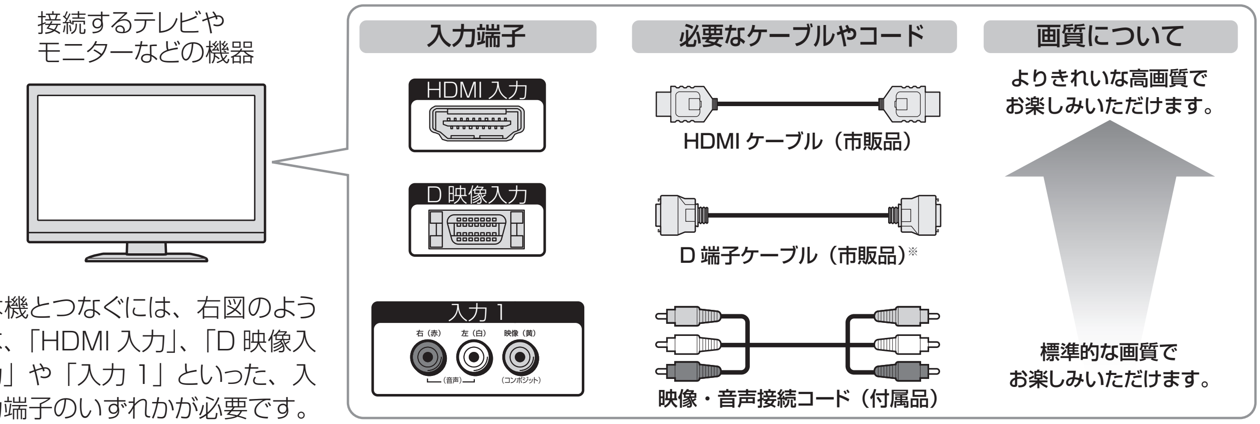
CATVについてのお知らせ

- 本機はCATVパススルーに対応しています。ご加入のケーブルテレビ会社が同一周波数パススルー方式または周波数変換パススルー方式であれば、地上デジタル放送を本機で受信できます。トランスモジレーション方式には対応していません。ケーブルテレビ経由の地上デジタル放送は、本来のUHFのチャンネルとは違うチャンネルに周波数を変換して送られてくることがあります。

テレビとつなぐ

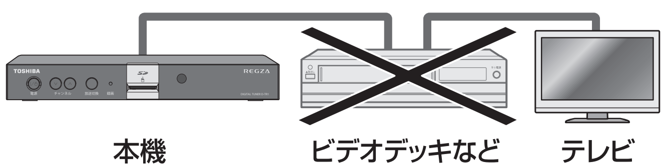
本機につなぐテレビの入力端子と画質について

本機とつなぐ機器の背面などにある、映像や音声の入力端子をご確認ください。映像をよりきれいにご覧いただいたり、ハイビジョン映像をそのままきれいな画質でお楽しみいただくには、**「HDMI 端子」**または**「D 端子」**に対応しているテレビ、モニターやプロジェクターが必要になります。**つなぐ機器が HDMI 端子に対応しているときは、HDMI 端子につなぐことをおすすめします。**
本機とつなぐテレビの取扱説明書も合わせてご覧ください。



本機とつなぐには、右図のような、「HDMI 入力」、「D 映像入力」や「入力 1」といった、入力端子のいずれかが必要です。また、接続する入力端子によっては、専用のケーブルやコードが必要になります。

※音声をつなぐときは、付属の映像・音声接続コードや市販の音声接続コードをお使いください。

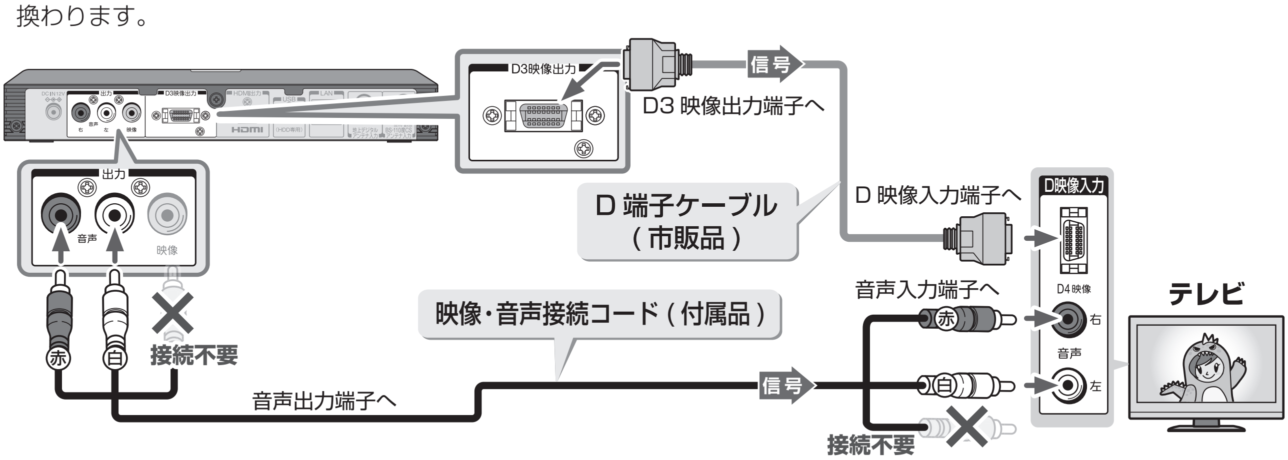


●**本機とテレビは直接接続してください。**
本機からの映像をビデオデッキ、ビデオ内蔵テレビ、セレクター、AV アンプなどを通してご覧になると、コピー防止機能によって正常な映像にならないことがあります。（本機の映像出力端子または D 映像出力端子から接続した場合）

メモ **ワイドテレビとつなぐとき**
ワイドテレビと接続するときは、アスペクト比（画面の横：縦比）の異なった映像を自動的に識別する機能（オートワイド）を持つ、テレビの D 端子または HDMI 映像入力端子と接続してください。ワイド放送のなかには、映像がフルモードで記録されたものがあります。このような場合には、D 端子または HDMI 映像端子で接続していると、再生時にワイドテレビ画面で自動的に 16:9 のアスペクト比で映像を表示します。

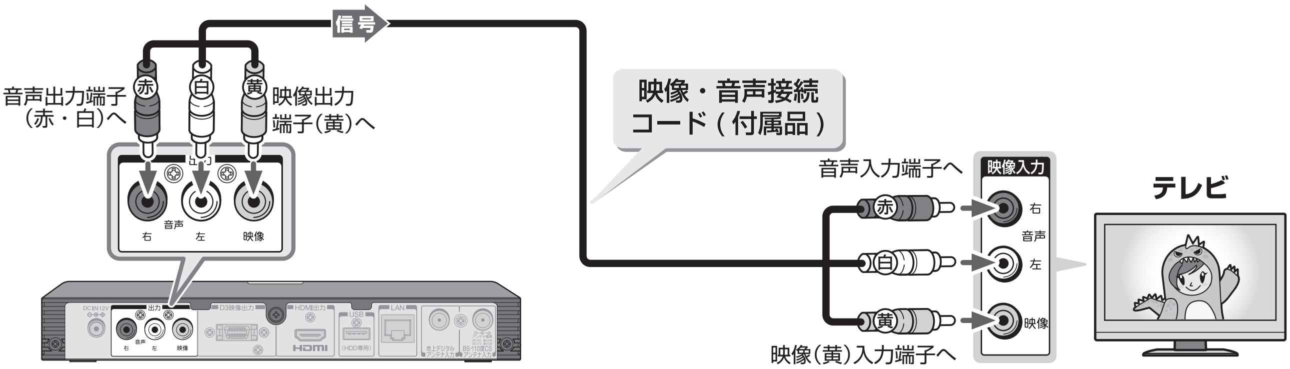
D端子付きテレビとつなぐ

本機の D3 映像出力端子と、テレビの D 映像入力端子を、市販の D 端子ケーブルでつなぎます。（テレビに D映像入力端子が付いている場合のみ）
- 音声は本機の音声（右（赤）／左（白））出力端子と、テレビの音声（右（赤）／左（白））入力端子を、付属の映像・音声接続コードでつなぎます。
- このとき、本機の HDMI 出力端子に HDMI ケーブルを接続しないでください。接続している場合は、D3 映像出力端子から映像が出力されません。
- テレビのD映像入力端子が D3（1080i）に対応していない場合は映像が出力されません。
- D 端子からのアナログハイビジョン出力を禁止しているコンテンツの場合、出力方式は、D2（480p）に自動的に切り換わります。



映像(黄)端子付きテレビとつなぐ

本機の映像（黄）･音声（右（赤）／左（白））出力端子と､テレビの映像（黄）･音声（右（赤）／左（白））入力端子を､付属の映像・音声接続コードでつなぎます。

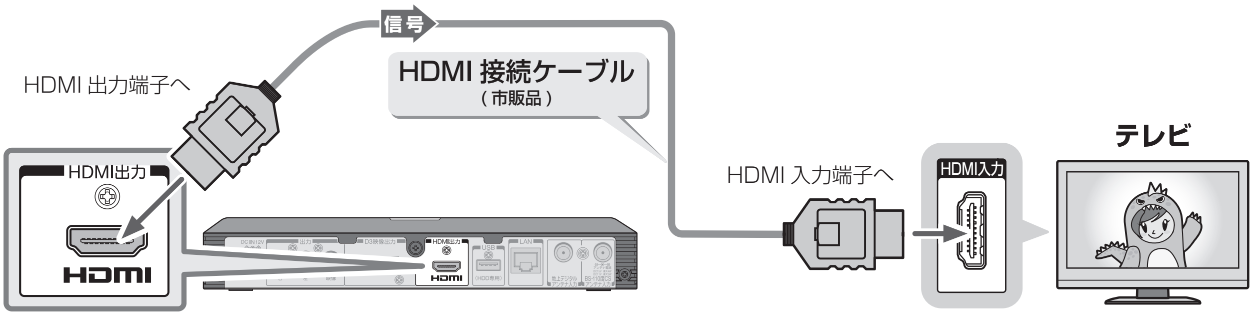


HDMI端子付きテレビとつなぐ

本機のHDMI出力端子と**テレビのHDMI入力端子**を**市販のHDMIケーブル**でつなぎます。（テレビにHDMI入力端子が付いている場合のみ）

HDMI端子は、映像と音声の両方を兼ねているので、接続が1本のケーブルで済みます。

- HDMIケーブルは、HDMIロゴ（HDMI）の表示があるケーブルをお使いください。



当社製REGZAシリーズ(テレビ)とHDMI端子を使ってつなぐと、｢レグザリンク｣機能が使えます(｢レグザリンク｣対応品に限ります)。｢レグザリンク｣機能について詳しくは､⇨｢レグザリンク機能について｣(37ページ)をご覧ください。

メモ **映像出力信号（解像度）を切り換えたいとき**	「HDMI映像出力切換設定」（⇨42ページ）で映像出力信号（解像度）を切り換えることができます。

■HDMIケーブルで接続するときの確認と注意

HDMI® とは？

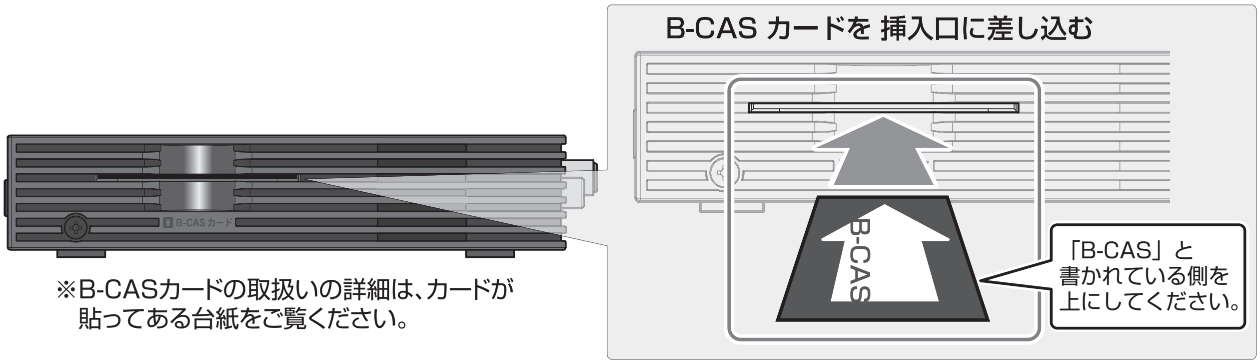
デジタル家電／AV機器間をデジタル信号でつなぐことができるインターフェイス（接続システム）です。
HDMI端子付きのテレビやモニター、AVアンプと本機の間を、HDMIケーブル（市販品）を使って接続することで、デジタル映像／音声信号を高品質のまま伝送することができます。また本機は、著作権保護技術であるHDCPを採用しています。接続できる機器は、HDCP機能に対応したものに限ります。HDCP機能に対応していない機器との接続性は保証していません。接続する機器の取扱説明書も合わせてご確認ください。

- HDMIの信号が確認されない場合は、HDMIケーブルを抜き差しするか、接続機器の電源を入れ直してください。
- 本機のHDMI出力端子とテレビやモニターのDVI入力端子(DVI-DやDVI-I入力端子など)とを接続するときは、接続する機器が著作権保護技術であるHDCP 機能に対応していることが必要です。ただし、接続した機器や出力映像によっては、映像表示に制限があったり、表示されないことがあります。また、HDMI出力端子は、VGA入力端子との接続には対応していません。
- HDMIは新しい技術です。今後、HDMIの技術が進歩した場合、本機では対応できなくなることがあります。

「はじめての設定」をする前に

付属の B-CAS カードを本体にセットする

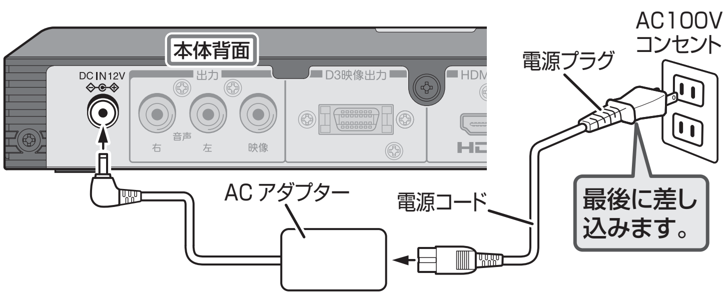
B-CAS カードは、地上デジタル放送や BS・110 度 CS デジタル放送の受信契約のための受信者 ID カードです。デジタル放送、放送局からのお知らせの受信などに必要です。常に本体に入れた状態でお使いください。



※B-CASカードの取扱いの詳細は、カードが貼ってある台紙をご覧ください。

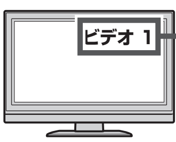
電源を入れる

必ずすべての接続が終わったあとに、接続してください。
本体と AC アダプターと電源コードを接続し、最後に電源プラグを差し込む



ご注意

- 付属の電源コードは、本製品付属の AC アダプター以外には使用しないでください。付属の電源コードは、本製品付属の AC アダプター専用です。
- 付属の AC アダプターは、本製品以外には使用しないでください。付属の AC アダプターは、本製品専用です。
- 番組情報を取得するために、電源プラグは非常時と長期間使用しないとき以外はコンセントに差し込んでおいてください。



テレビは…

電源を入れて、本機をつないだ入力（例：ビデオ 1）に切り換えてください。
入力の表示は、テレビやつないだ端子によって異なります。本機の画面が映るように切り換えてください。

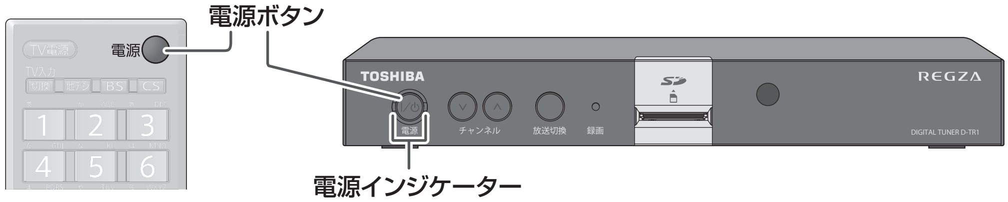
電源を入れる／切る

電源を入れるときは、本体の 電源 またはリモコン右上の 電源 を押す

電源インジケーターの緑が点灯します。

電源を切るときも、本体の 電源 またはリモコン右上の 電源 を押す

電源インジケーターの緑が消灯して橙が点灯し、そのあと内部処理が終わると、橙も消灯します。



電源状態	電源インジケーター	詳細
入	緑点灯（左側）	動作している状態。各種操作が行える状態
切	橙点灯（右側）	「切」時に、番組表取得、レグザリンクによる録画設定受信、E メール録画予約の取得、ソフトウェアのダウンロード、録画などをしている状態
	消灯	電源プラグが接続されているが、何も動作していない状態（待機状態）
非通電	消灯	コンセントに電源プラグが接続されていない状態

電源インジケーターが点灯しているときは電源プラグや AC アダプターを抜かないでください。

●はじめて電源を入れたとき

「はじめての設定」の画面が表示されます。次ページ以降の手順に従って設定してください。
すでに設定した場合は放送画面が表示されます。

「はじめての設定」をする

「はじめての設定」について

- 本機を使えるようにするための基本的な設定をします。
- 設定項目は下表のとおりです。
  「はじめての設定」は何度でもできますが、やり直した場合はそれまでに設定していた内容（地上デジタル放送のチャンネルを手動で設定した内容など）は消去されます。双方向サービスの情報（お客様が本機に記憶させた住所・氏名などの個人情報、お客様のポイント数など）は消去されません。

設定項目	内　容
テレビ画面形状設定	接続しているテレビ画面の形状に合わせて設定します。
地上デジタル放送チャンネル設定	地上デジタル放送のチャンネルを設定します。 また、地域の設定もします。
郵便番号の設定	お住まいの地域に密着したデータ放送（たとえば、天気予報や選挙速報など）や緊急警報放送を視聴するための設定です。
番組表の設定	番組表に表示される文字の大きさとチャンネル数を設定します。
HDMI 連動設定	HDMI 連動機能（⇨37 ページ）を使用するか使用しないかを設定します。

お知らせ

「地上デジタル放送チャンネル設定」について

- 次ページの手順❼（または48ページ）の「初期スキャン」をすることで、本機が地上デジタル放送の受信できるチャンネルを探し、リモコンのチャンネルボタン1～12に自動設定します。（「初期スキャン」をしないと、地上デジタル放送は受信できません）
  自動設定は、入力された地方、地域と実際に受信できたチャンネルの情報をもとに、放送システム上の規定などに従って行われます。
  ※「初期スキャン」によってチャンネルが設定されても、電波が弱い場合には正常に受信できないことがあります。
  ※自動設定された内容の確認や変更をしたい場合は「手動設定」（⇨50ページ）をしてください。

地方と地域の設定について

- チャンネルの自動設定は、「はじめての設定」の手順❹～❻で設定された地方・地域に基づいて行われます。
  手順❾の郵便番号でも地域を設定しますが、それは地域に密着したデータ放送（たとえば、天気予報や選挙速報など）を視聴するための設定であり、手順❹～❻の設定とは別のものです。

新たに開局したチャンネルを追加登録したいとき

- 地上デジタル放送の放送局が新たに開局された場合や、中継局が新設されるなどしてチャンネルがふえた場合などは、「自動設定」の「再スキャン」（⇨49ページ）をしてください。新たに受信できたチャンネルが追加設定されます。

地上デジタル放送が送り届けられない地区にお住まいで、地デジ難視対策衛星放送（⇨26ページ）を受信する場合

- 「地上デジタル放送チャンネルの設定」は不要です。24ページの手順❼で「いいえ」を選んでください。データ放送の視聴のため、郵便番号の設定は必要です。

「はじめての設定」をする

- B-CAS カードが挿入されていないと「はじめての設定」ができません。あらかじめご確認ください。（⇨22 ページ）
- はじめて電源を入れたときは、手順❶から操作してください。

≫ 準備

- **以下の操作で「はじめての設定」の説明画面にする**
  ①スタートを押す
  ②▲・▼で「設定」を選び、決定を押す
  ③▲・▼で「初期設定」を選び、決定を押す
  ④▲・▼で「はじめての設定」を選び、決定を押す

> はじめての設定
>
> ここでは、本機を使用するのに必要な設定を下記の順に行います。アンテナの接続とB－CASカードが挿入されていることを確認してください。また、それぞれの設定方法は、各画面の説明および取扱説明書をご覧ください。
>
> テレビ画面形状設定
> ↓
> 地上デジタル放送チャンネル設定
> ↓
> 郵便番号の設定
> ↓
> 番組表の設定
> ↓
> HDMI連動設定

❶ 画面の説明を読んで、決定を押す

「テレビ画面形状設定」の画面が表示されます。

テレビ画面形状設定

接続しているテレビ画面の形状に合わせて設定します。

❷ 接続しているテレビの画面形状を◀・▶で選び、決定を押す

> はじめての設定　　テレビ画面形状
>
> ご使用のテレビの形状を選択してください。
>
> 16：9　　4：3

16：9…横と縦の比率が 16：9 のテレビとつないだときに選びます。
例）ワイドテレビ

4：3……横と縦の比率が 4：3 のテレビとつないだときに選びます。
例）ワイド型ではない、普通のテレビ

- テレビ画面形状の設定が終わると、次は「地上デジタル放送チャンネル設定」の画面が表示されます。

「はじめての設定」をする・つづき

地上デジタル放送チャンネル設定

地上デジタル放送のチャンネルを設定します。また、データ放送の地域も同時に設定します。

3 画面の説明を読んで、決定を押す

地方を選ぶ画面が表示されます。

4 お住まいの地方を▲・▼・◀・▶で選び、決定を押す

例

はじめての設定　地上デジタル放送チャンネル設定

お住まいの地方を選んでください。

北海道	東北	関東
甲信越	中部	近畿
中国	四国	九州・沖縄

5 お住まいの都道府県を▲・▼・◀・▶で選び、決定を押す

例

はじめての設定　地上デジタル放送チャンネル設定

お住まいの都道府県を選んでください。

茨城県	栃木県	群馬県
埼玉県	千葉県	東京都
神奈川県		

6 お住まいの地域を▲・▼・◀・▶で選び、決定を押す

例

はじめての設定　地上デジタル放送チャンネル設定

お住まいの地域を選んでください。

２３区	八王子	多摩

お住まいの地域名が表示されないときは、近くの地域名を選びます。

7 画面の説明を読んで、以降の操作をする

はじめての設定　地上デジタル放送チャンネル設定

地上デジタルの初期スキャンを行います。初期スキャンは終了するまでに数分かかります。

地上デジタルの初期スキャンを行いますか？

はい　　いいえ

ここで初期スキャンをスキップした場合は、後ほどメニューの初期スキャンを行ってください。

■地上デジタル放送の初期スキャンをする場合

❶ ◀・▶で「はい」を選び、決定を押す
- 初期スキャンが自動的に始まります。終了するまでしばらくお待ちください。
- 初期スキャンが終わると手順❽に進みます。
- 下図の画面が表示された場合は「データ放送用メモリーの割当て」（⇨55ページ）をしてください。「データ放送用メモリーの割当て」が終了すると、次は手順❽に進みます。

例

はじめての設定　地上デジタル放送チャンネル設定

放送局の数がデータ放送用のメモリーの数を超えています。
メモリーを割り当てたい放送局を９つ選んでください。

リモコン	放送局	受信状態	メモリー割当
▲ ☑ 6	ーーー	×	あり
☑ 7	テレビ東京	○	あり
☑ 8	ーーー	×	あり
☑ 9	ーーー	×	あり
▼ ☑ 10	ーーー	×	あり

選択した放送局の数：１２

■初期スキャンをあとでする場合

❶ ◀・▶で「いいえ」を選んで決定を押し、手順❾に進む

あとで「自動設定」の「初期スキャン」（⇨48ページ）をしてください。

8 下図の画面が表示されたら、以降の操作をする

はじめての設定　地上デジタル放送チャンネル設定

初期スキャンを終了しました。
地上デジタル放送の設定内容を確認しますか？

はい　　いいえ

❶ ◀・▶で「はい」を選び、決定を押す

設定内容の確認画面が表示されます。

例

はじめての設定　地上デジタル放送チャンネル設定

リモコン	チャンネル	放送局
1	テレビ	ＮＨＫ総合・東京
2	テレビ	ＮＨＫ教育・東京
3	ーーー	
4	テレビ	日本テレビ
5	テレビ	テレビ朝日
▼ 6	テレビ	ＴＢＳ

リモコンボタンの番号
※▼ボタンを押せば、7〜12が表示されます。

❷ 設定内容を確認して決定を押し、「郵便番号の設定」（手順❾）に進む

- 以上で地上デジタル放送チャンネルの自動設定が終了しました。
- チャンネルの欄が「ーーー」となった場合は、放送がないか、または受信できなかったことを示します。
- 設定された内容を変更したい場合は、「はじめての設定」がすべて終了したあとで、「手動設定」（⇨50ページ）で行ってください。
- 新規開局チャンネルを追加したい場合は、「再スキャン」（⇨49ページ）を行ってください。

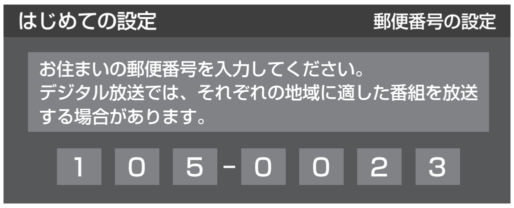
メモ 「はじめての設定」中に誤って設定を終了させてしまったら
「はじめての設定」設定中に終了/■を押してしまった、何らかの原因で終了させてしまったときは、⇨『「はじめての設定」を表示する・やり直すには』（40 ページ）の手順で「はじめての設定」をやり直すことができます。

郵便番号の設定

- お住まいの地域に密着したデータ放送（天気予報・選挙速報など）や緊急警報放送を視聴するための設定です。
- 郵便番号を設定することで、地域が指定されます。

9 お住まいの地域の郵便番号を 1 ～ 10（0）で入力し、決定を押す

- 間違えて入力したときは、◀でカーソルを戻してからもう一度入力します。
- 郵便番号入力で、上３ケタを入力して決定を押すと残りの４ケタは自動的に「0」が入力されます。

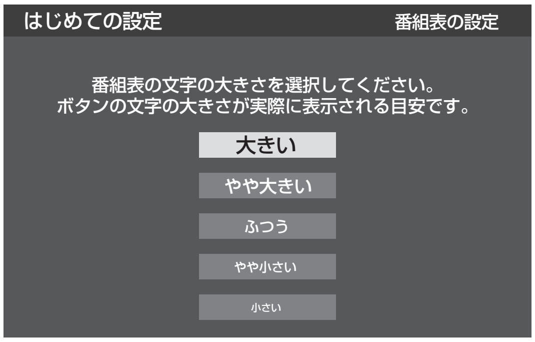
例


- 郵便番号の設定が終わると、次は「番組表の設定」の画面が表示されます。

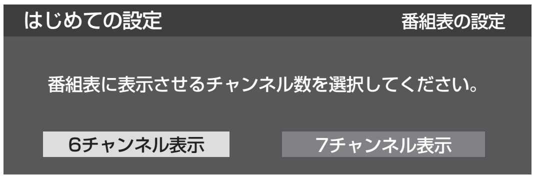
番組表の設定

番組表に表示される文字の大きさとチャンネル数を設定します。

10 文字サイズを▲・▼で選び、決定を押す



11 チャンネル表示数を◀・▶で選び、決定を押す

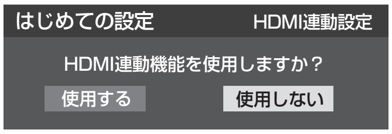


- 番組表の設定が終わると、次は「HDMI 連動設定」の画面が表示されます。
- 番組表の文字サイズ変更とチャンネル表示数設定は、あとで番組表表示時のクイックメニューからも変更できます。（⇨操作編 26 ページ）

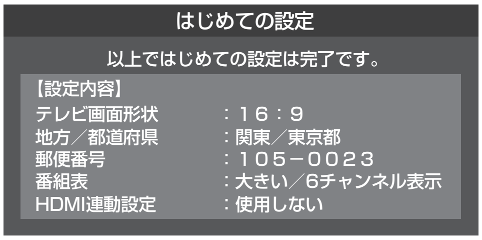
HDMI連動設定

HDMI 連動機能（⇨37 ページ）を使用するか使用しないかを設定します。

12 使用する／使用しないを◀・▶で選び、決定を押す



13 設定完了の画面が表示されたら、内容を確認して、決定を押す

例


- これで「はじめての設定」は終了です。

お知らせ

- データ放送の視聴中に郵便番号の設定を変更した場合、設定を有効にするには設定終了後にデータ放送を選局し直してください。
- 「はじめての設定」をしても地上デジタル放送が正しく受信できない場合は、27ページをご覧ください。
- 「はじめての設定」で設定した内容は、「設定メニュー」（⇨62ページ）から個々に選んでも変更できます。番組表の設定だけは番組表表示時のクイックメニューから変更できます。

地デジ難視対策衛星放送を受信する場合

地デジ難視対策衛星放送とは

• 地デジ難視対策衛星放送とは、地上デジタル放送が送り届けられない地区にお住まいの方に、テレビ放送を視聴いただけるように、暫定的に衛星放送を利用して地上デジタル放送の番組をご覧いただくものです。この放送は総務省の補助と放送事業者の負担によって、社団法人デジタル放送推進協会（Dpa）が実施しています。
  • 視聴制御（スクランブル）をかけて対象地区を限定*した放送です。
  • 実施期間が 2015 年 3 月末までに限定された放送です。
  • 視聴できるのは NHK および地域民放と同系列の東京の放送局の番組です。
  • 地上デジタル放送と画質や利用できるサービスに違いがあります。（ハイビジョン画質ではなく標準画質となります。データ放送および双方向サービスは利用できません）
    * この放送を利用できる対象地区は、総務省ホームページに公表されています。
    http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/zenkoku/index.html
• ご利用やお申し込みについてご不明な点は、以下の窓口にお問い合わせください。

地デジ難視対策衛星放送についてのお問い合わせ先
地デジ難視対策衛星放送受付センター 【電　　話】（通話料がかかります） ナビダイヤル 0570-08-2200 （045-345-0522） 【受付時間】 9：00 ～ 18：00

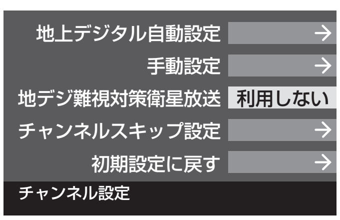
※ 本機の取扱いについてご不明な点のお問い合わせは、裏表紙記載の「東芝 DVD インフォメーションセンター」にお願いします。

本機の設定をする

• お買い上げ時、本機は地デジ難視対策衛星放送の視聴や番組表表示ができないようになっています。利用できるようにするには、以下の設定が必要です。
• 「地デジ難視対策衛星放送受付センター」への利用申込手続が完了した時点で視聴などができるようになります。**（手続完了前は設定をしても視聴などはできません）**

≫ 準備

• 以下の操作で「地デジ難視対策衛星放送」画面にする
①スタートを押す
②▲・▼で「設定」を選び、決定を押す
③▲・▼で「初期設定」を選び、決定を押す
④▲・▼で「チャンネル設定」を選び、決定を押す
⑤▲・▼で「地デジ難視対策衛星放送」を選び、決定を押す



1 ▲・▼で「利用する」を選び、決定を押す

地デジ難視対策衛星放送番組の視聴や番組表表示ができるようになります。

2 終了/■を押して、メニューを消す

お知らせ

• 地デジ難視対策衛星放送を視聴するときは、BS を押します。
• 地デジ難視対策衛星放送をリモコンのチャンネルボタン 1 ～ 12 に登録するには、「手動設定」の「BSデジタル放送の場合」（⇨51ページ）をご覧ください。

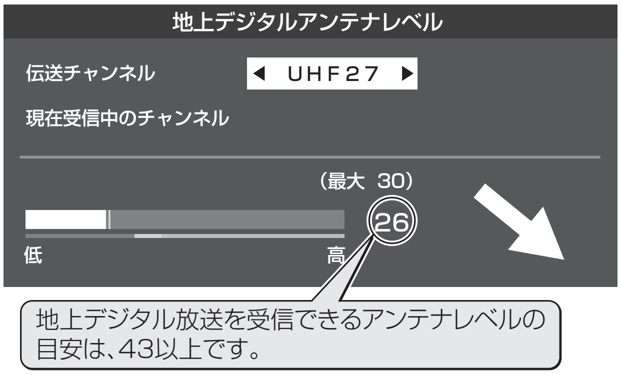
正しく受信できないとき

以下は代表的な事例です。別冊「操作編」の「困ったときの解決法」（⇨49 ページ）もご覧ください。

「はじめての設定」をしても地上デジタル放送が正しく受信できないとき

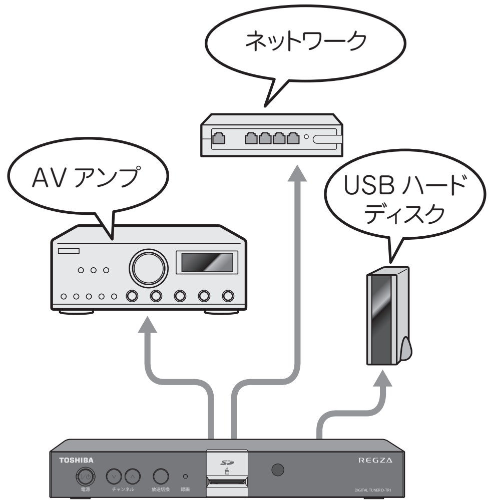
正しく受信できないチャンネルで以下の操作をして、アンテナレベルの数値を確認してください。

例



1. クイック を押す
2. ▲・▼で「その他の操作」を選び、決定 を押す
3. ▲・▼で「アンテナレベル表示」を選び、決定 を押す
4. アンテナレベルを確認したら、終了/■ を押す
5. 以下の確認や処置をする
   - アンテナレベルが低い場合は、アンテナが正しく接続されているかご確認ください。
   - 症状が改善されない場合は、アンテナの交換や方向調整が必要になることがあります。お買い上げの販売店にご相談のうえ、「地上デジタル用アンテナの方向調整」（⇨46 ページ）を参照して、アンテナレベルを確認しながらアンテナの方向を調整してください。
   - CATV をご利用の場合やマンションなどの共聴システムをご利用の場合は、CATV パススルーでの地上デジタル放送受信に対応しているか、ご契約の CATV 会社や共聴システムの管理者にそれぞれお問い合わせください。
6. 「初期スキャン」（⇨48ページ）の操作をする

その他の機器とつなぐ（応用の接続）



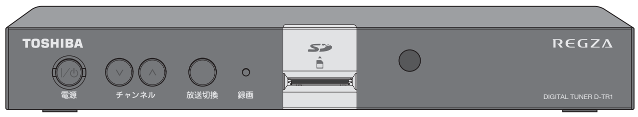


本機に接続できる外部機器について

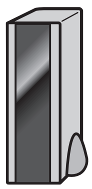
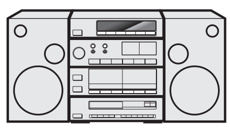
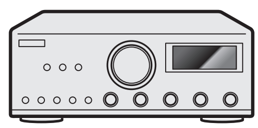
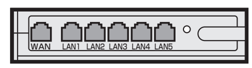
本機に接続できるおもな外部機器は以下のとおりです。接続や設定のしかたはそれぞれの参照ページをご覧ください。

- 接続する機器の取扱説明書もよくお読みください。
- 他の機器を接続するときは、必ず本機および接続する機器の電源を切り、電源プラグをコンセントから抜いてください。

本機



接続できる外部機器や端子

			 **ブロードバンド常時接続対応機器（ADSL モデムおよびルーターなど）**
USB ハードディスク	オーディオ機器	ドルビーサラウンド（ドルビープロロジック）対応アンプ	ブロードバンド常時接続
接続： ⇨ 31 ページ 設定： ⇨ 32 ページ	接続： ⇨ 33 ページ	接続： ⇨ 33 ページ 設定： ⇨ 43 ページ	接続： ⇨ 34 ページ 設定： ⇨ 35 ページ

お知らせ

- 外部機器を接続するためのコードやケーブルは、接続する機器や設置条件に合わせて、市販の適切なものを別途お買い求めください。

USB ハードディスクをつなぐ

機器の接続

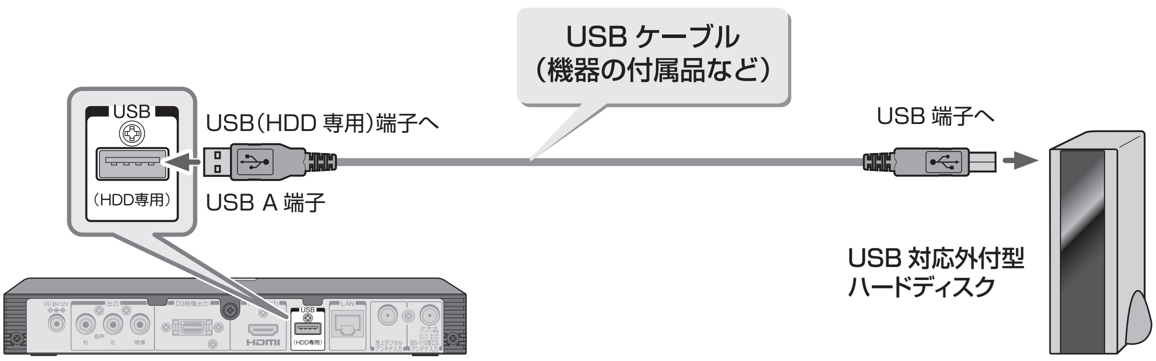
USB ハードディスクを本機に接続して、登録すれば、本機で受信した番組を録画したり、再生したりすることができます。録画や再生のしかたについては操作編をご覧ください。

※ USB ハードディスクを使用する際は、必要に応じて「USB ハードディスク設定」（⇨44 ページ）の設定や操作をしてください。

ご注意

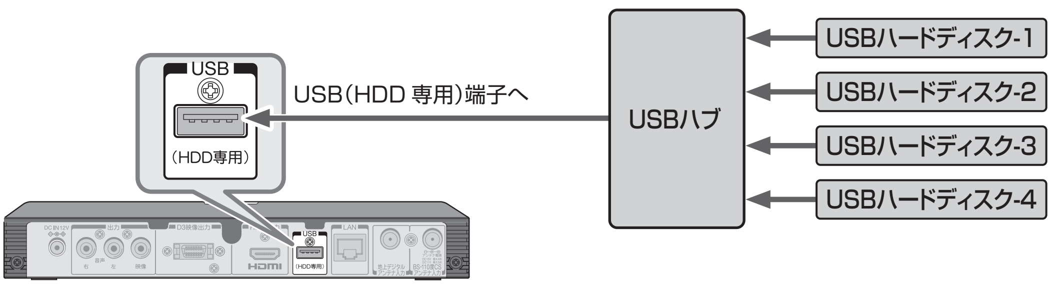
- パソコンで使用していたUSBハードディスクを本機につないで登録すると、パソコンなどで保存していたデータはすべて消去されます。
- 本機でUSBハードディスクの登録を行うと、USBハードディスクは本機専用のフォーマットに初期化され、パソコンで使用することはできません。

USBハードディスクが1台のとき



複数のUSBハードディスクをつなぐとき

※ 8 台までの USB ハードディスクを本機に登録できます。ただし、同時に接続できるのは 4 台までです。



お願い

- 複数の未登録USBハードディスクを接続した状態で本機の電源を入れると、不特定の順番で登録が始まります。
  USBハードディスクの登録名や接続場所などを特定しやすくするために、1台ずつ接続して登録の処理が終わったら次のUSBハードディスクを接続するようにしてください。
- 登録の手順については、次ページの「USBハードディスクの登録」をご覧ください。

お知らせ

- USBハードディスクに保存した録画内容は、本機でしか再生できません。ほかの同様製品（同じ形名のデジタルチューナーも含みます）やパソコンなどにつないで再生することはできません。
- 複数台のUSBハブを経由して本機にUSBハードディスクをつなぐことはできません。
- USBハブの中には内部のハブが複数段になっているものもあります。そのようなUSBハブでつないだ場合、本機がUSBハードディスクを認識しないことがあります。
- ACアダプターのないUSBハブでは正しく動作しないことがあります。USBハブにはACアダプターを接続してご使用ください。
- 本機で動作確認済みのUSBハブについては、東芝ホームページ www.toshiba.co.jp をご覧ください。
- 動作確認済USBハードディスク

メーカー	機種
アイ・オー・データ機器	東芝ホームページ www.toshiba.co.jp をご覧ください。
バッファロー	東芝ホームページ www.toshiba.co.jp をご覧ください。
東芝	東芝ホームページ www.toshiba.co.jp をご覧ください。

- 東芝製USBハードディスクを使用の際は、必ずUSBハードディスク用ACアダプター THD-ADP1（別売りオプション）を接続してください。
- 本機が対応しているUSBハードディスクの容量は2TB（公称値）までです。

USB ハードディスクをつなぐ・つづき

USB ハードディスクの登録

本機が未登録の USB ハードディスクを検出すると、「機器の登録」画面が表示されます。以下の手順で登録してください。

1 ◀・▶で「はい」を選んで 決定 を押す

登録しないときは「いいえ」を選びます。

> **機器の登録**
> 未登録のＵＳＢハードディスクを検出しました。
> ＵＳＢハードディスクの登録を行いますか？
> はい　いいえ

2 初期化の確認画面で、◀・▶で「はい」を選んで 決定 を押す

> **機器の登録**
> 登録を行うために、初期化を行います。
> このＵＳＢハードディスクの内容はすべて消去されます。
> よろしいですか？
> はい　いいえ

登録の処理が始まります。

> **機器の登録**
> ＵＳＢハードディスクの登録中です。
> しばらくお待ちください

3 登録名を変更する場合は、◀・▶で「はい」を選んで 決定 を押す

登録された名称（図では「ハードディスク 1」）のままでよければ「いいえ」を選んでください。

> **機器の登録**
> 登録名：ハードディスク１
> 登録名を変更しますか？
> はい　いいえ

- 「はい」を選んだ場合は、文字入力画面が表示されます。登録名を入力して、決定 を押してください。
- 文字入力のしかたは、操作編の「文字を入力する」（➡ 61 ページ）をご覧ください。

4 画面の説明を読み、◀・▶で「はい」または「いいえ」を選んで 決定 を押す

リモコンの 録画 を押して録画したり、予約録画をしたりする機器の初期候補を、今登録した USB ハードディスクにする場合は「はい」を選びます。

※ 録画機器は、録画や録画予約の際に変更することもできます。

> **機器の登録**
> ＵＳＢハードディスクの登録が完了しました。
> 新しく録画／録画予約するときの録画機器を
> 登録したハードディスクに変更しますか？
> はい　いいえ

5 登録結果の内容を確認し、決定 を押す

リストには登録済のものが 8 台まで、未登録でも接続中のものがあれば 4 台まで表示されます。

※ 登録できるのは 8 台までです。

機器の登録

接続	登録番号	登録名
接続中	USB1	ハードディスク１

※ 手順 1 で「いいえ」を選択した場合、USB ハードディスクは「未登録」となります。「未登録」の USB ハードディスクを登録する場合は、「USB ハードディスク設定」（➡ 44 ページ）で「機器の登録」の操作をしてください。

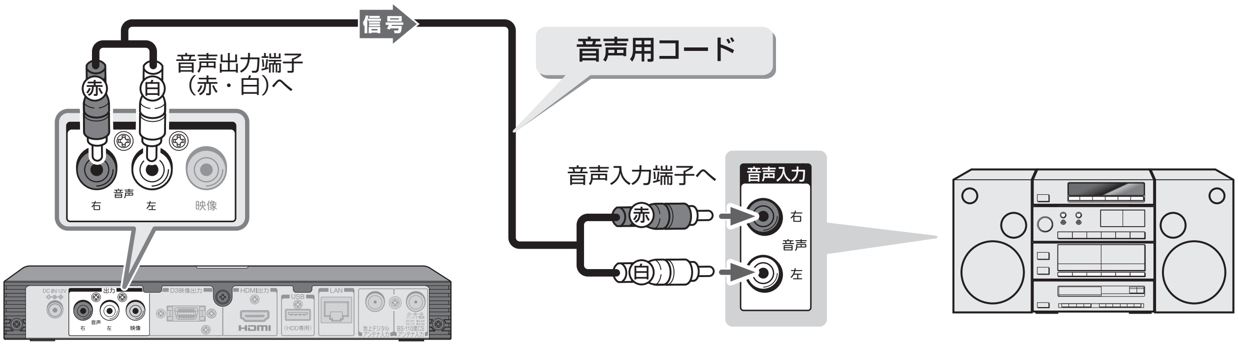
本機に接続した USB ハードディスクを取りはずす場合は、未登録の機器を含めて「USB ハードディスク設定」で「機器の取りはずし」（➡ 44 ページ）の操作をしてください。

USB ハードディスクの動作中は、USB ハードディスクの電源を切ったり、接続ケーブルを抜いたりしないでください。保存した内容が消えたり、USB ハードディスクが故障したりする原因となります。

オーディオ機器と接続する

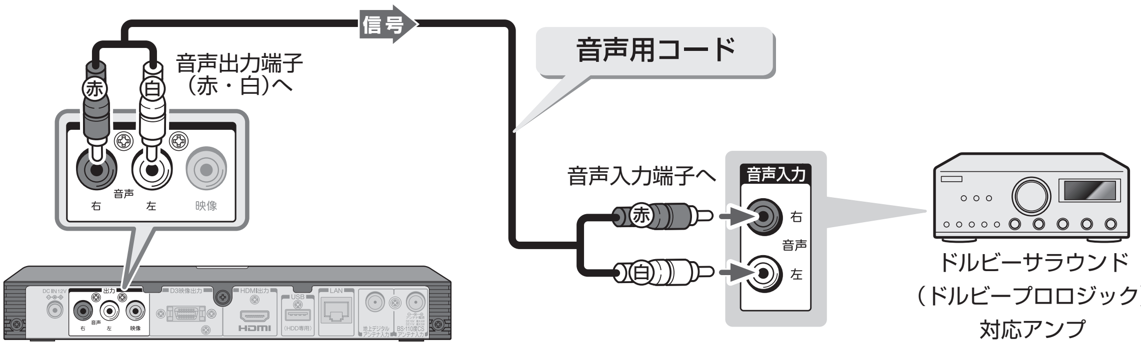
アナログ音声入力端子付のオーディオ機器と接続する

音声出力端子を使って、アナログ音声入力端子付のオーディオ機器につなぐことができます。



ドルビーサラウンド（ドルビープロロジック）対応アンプに接続する

- 音声出力端子からドルビーサラウンド（ドルビープロロジック）対応アンプに接続すれば、ドルビーサラウンドを楽しめます。

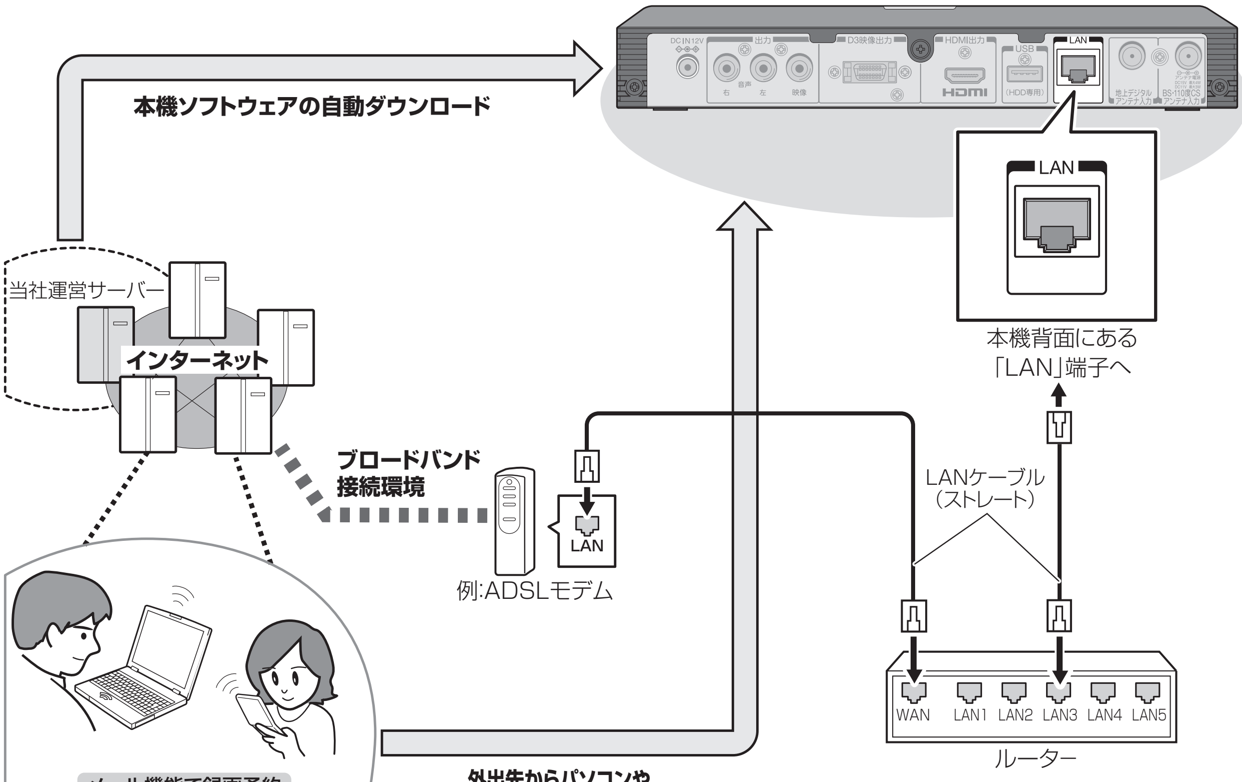


- ドルビーサラウンド（ドルビープロロジック）対応アンプに接続して、ドルビーサラウンドを楽しむ場合は、「ダウンミックス」を「ドルビーサラウンド」に設定してください。（⇨43 ページ）
- スピーカーの配置などは、ドルビーサラウンド（ドルビープロロジック）対応アンプの取扱説明書をご覧ください。

ネットワークとつなぐ

インターネットのブロードバンドを利用している場合、本機の LAN 端子をブロードバンドルーターに接続すれば、E メールでの録画予約をしたり、デジタル放送の一部の双方向サービスを利用したりすることができます。（E メールでの録画予約をする場合は、「E メール録画予約設定」（⇨ 58 ページ）もしてください。）

本機をブロードバンド常時接続環境につなぐ



※インターネットに接続するには、プロバイダ（インターネット接続事業者）との契約が必要です。

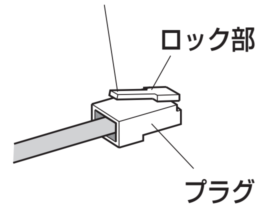
使用ケーブルについて

ブロードバンド常時接続環境につなぐときは、市販の LAN ストレートケーブル（カテゴリ 5 と表示されている 100BASE-TX の LAN ケーブル）をお使いください。

ご注意

- LAN ケーブルの抜き差しをするときは、必ず本機および接続する機器の電源を切ってから行なってください。
- LAN ケーブルの抜き差しは、プラグを持って行なってください。抜くときは、LAN ケーブルを引っ張らず、ロック部を押しながら抜いてください。
- LAN 端子に電話のモジュラーケーブルを接続しないでください。故障の原因となる場合があります。
- インターネットはさまざまな接続形態がありますので、契約されている回線業者やプロバイダの指示にしたがってください。

ここを押しながら抜く



ネットワーク機器の接続の前に、必ず「ネットワーク機能の動作環境と制限・免責事項について」（⇨36 ページ）をお読みください。

LAN 接続設定

「LAN 接続設定」は、LAN 端子の接続をした場合に必要に応じて設定します。ご契約のプロバイダから設定内容の指定がある場合は、それをもとに設定します。

≫ 準備

- **以下の操作で「LAN 接続設定」画面にする**
  - ①〔スタート〕を押す
  - ②▲･▼で「設定」を選び、〔決定〕を押す
  - ③▲･▼で「初期設定」を選び、〔決定〕を押す
  - ④▲･▼で「LAN接続設定」を選び、〔決定〕を押す

1 設定したい項目を▲･▼で選んで〔決定〕を押し、下表の手順に従って設定する



2 設定を有効にするには、電源ボタンで電源を切り、もう一度電源を入れる

IPアドレス設定

- インターネットに接続するために、本機に割り当てられる固有の番号を設定します。

※「IP アドレス自動取得」を「しない」に設定した場合は、「DNS 設定」の「DNS アドレス自動取得」は、自動的に「しない」に設定されます。その場合は、DNS アドレスを手動で設定してください。

❶ ▲･▼で「IP アドレス設定」を選び、〔決定〕を押す
❷ IP アドレスを自動取得できる場合は、◀･▶で「する」を選ぶ
■ IP アドレスを自動取得できないネットワーク環境の場合
① ◀･▶で「しない」を選ぶ
② ▲･▼で「IP アドレス」を選び、〔1〕～〔10〕(0) で入力する
③ ▲･▼で「サブネットマスク」を選び〔1〕～〔10〕(0) で入力する
④ ▲･▼で「デフォルトゲートウェイ」を選び、〔1〕～〔10〕(0) で入力する
- ②～④では 0 ～ 255 の範囲の数字（左端の欄は 0 以外）を 4 箇所の欄に入力します。
- 右欄に移動するには、▶を押します。
- 訂正するには◀を押します。

❸ 〔決定〕を押す

DNS設定

- ドメイン名を IP アドレスに置き換える機能を持ち、IP アドレスで特定されている DNS サーバーを設定します。

※「IP アドレス自動取得」を「しない」に設定した場合は、「DNS アドレス自動取得」は自動的に「しない」に設定され、「する」にはできません。DNS アドレスを手動で設定してください。

❶ ▲･▼で「DNS 設定」を選び、〔決定〕を押す
❷ DNS アドレスを自動取得できる場合は、◀･▶で「する」を選ぶ
■ DNS アドレスを自動的に割り当てられないネットワーク環境の場合
① ◀･▶で「しない」を選ぶ
② ▲･▼で「DNS アドレス（プライマリ）」を選び、〔1〕～〔10〕(0) で入力する
③ ▲･▼で「DNS アドレス（セカンダリ）」を選び、〔1〕～〔10〕(0) で入力する
- ②と③では 0 ～ 255 の範囲の数字（左端の欄は 0 以外）を 4 箇所の欄に入力します。
- 右欄に移動するには、▶を押します。
- 訂正するには◀を押します。

❸ 〔決定〕を押す

プロキシ設定

- インターネットとの接続時にプロキシ（代理）サーバーを経由する場合に設定します。
- ご契約のプロバイダから指定がある場合にだけ設定してください。
- ここでのプロキシ設定は HTTP に関するものです。

❶ ▲･▼で「プロキシ設定」を選び、〔決定〕を押す
❷ ▲･▼で「使用する」を選び、〔決定〕を押す
❸ ▲･▼で「サーバー名」を選び、〔決定〕を押す
❹ サーバー名を入力する
- 文字入力のしかたは操作編の「文字を入力する」（⇨ 61 ページ）をご覧ください。

❺ ▲･▼で「ポート番号」を選び、〔1〕～〔10〕(0) でポート番号を入力する
❻ ▲･▼で「設定完了」を選び、〔決定〕を押す

MACアドレス

- MAC アドレスを確認できます。
- ネットワーク上につながっている機器を識別するために本機に割り当てられている番号です。

❶ ▲･▼で「MAC アドレス」を選び、〔決定〕を押す
❷ MAC アドレスを確認したら、〔終了/■〕を押す

接続テスト

- 「LAN 接続設定」が正しく行われているかテストします。

❶ ▲･▼で「接続テスト」を選び、〔決定〕を押す
❷ 終わったら、〔終了/■〕を押して、メニューを消す
- テスト結果のメッセージについては次ページの「お知らせ」をご覧ください。

ネットワークとつなぐ・つづき

お知らせ

IPアドレス設定について

- 本機に接続されたルーターのDHCP（IPアドレスなどを本機に自動的に割り当てる仕組み）機能がONのときは、IPアドレスの「自動取得」を「する」「しない」のどちらでも設定できます。（通常は、「する」に設定してください。「しない」に設定した場合は手動での設定が必要です）
- 本機に接続されたルーターのDHCP機能がOFFのときは、IPアドレスの「自動取得」を「しない」にして、手動で設定してください。
- 手動で設定する際は、他の接続機器とIPアドレスが重複しないように設定してください。また、設定する固定IPアドレスはプライベートアドレスでなければなりません。
- 設定終了後、本機に設定されたIPアドレスとルーターのローカル側に設定されたIPアドレスのネットワークID部分がそれぞれ同じであることを確認してください。（詳しくは、ルーターの取扱説明書をご覧ください）

DNS設定について

- 本機に接続されたルーターのDHCP機能がONのときは、DNSアドレスの「自動取得」を「する」「しない」のどちらでも設定できます。（通常は、「する」に設定してください。「しない」に設定した場合は手動での設定が必要です）
- 本機に接続されたルーターのDHCP機能がOFFのときは、DNSアドレスの「自動取得」を「しない」にして、プロバイダから指定されたものを手動で設定してください。（プロバイダによって設定方法が異なります。プロバイダとの契約内容に沿った設定をしてください）

LAN接続設定の接続テスト結果について

- 接続テストの結果、正しく通信できなかった場合は、以下を確認してください。
  - ⑴ LAN端子の接続状態と「LAN接続設定」を確認する
    - 正しく接続・設定されているかご確認ください。設定内容については、ルーターの設定内容に関係することがありますのでご注意ください。（ルーターの設定については、ルーターの取扱説明書をご覧ください）
  - ⑵ ネットワーク環境の接続確認
    - 以下の手順で本機と同一ネットワーク上に接続されたパソコンからインターネットに接続できるか確認します。
      - ❶ パソコンのインターネット・ブラウザ（Internet Explorerなど）を起動する
      - ❷ URL欄に「www.toshiba.co.jp」を入力し、ページが表示されることを確認する
        - ページが正しく表示されない場合は、接続されているパソコンやルーターの設定が正しいか確認してください（詳しくは、パソコン、ルーターの取扱説明書をご覧ください）。この場合、本機の問題ではない可能性があります。

PPPoEの設定について

- 本機ではPPPoEの設定はできません。PPPoEはルーター側に設定してください。（設定にはパソコンが必要です）

ネットワーク機能の動作環境と制限・免責事項について

■ネットワーク接続環境

- 動作環境は、予告なく変更される場合があります。また、すべての動作を保証するものではありません。

メール録画予約機能をご使用になる場合には、以下の環境が必要です。

- インターネット常時接続環境（ブロードバンド接続必須）
  （※インターネットに接続するには、プロバイダ（インターネット接続事業者）との契約が必要）
- 設置場所からパソコンで送受信可能な e メールアカウント (POP サーバーおよび SMTP サーバーを使用したサービス)
- ハブ機能を持ったブロードバンドルーター（DHCP 機能搭載を推奨）
- 有線の LAN 接続が家庭の環境で困難な場合、無線 LAN アクセスポイントと本機につなぐ無線 LAN イーサネットコンバーター（市販品）

■用語と商標について

- 本書に掲載の商品の名称は、それぞれ各社が商標および登録商標として使用している場合があります。

■制限事項

- ネットワークを使用して、本機の電源を「入」にすることはできません。
- 動作環境にすべて合致していても正常に動作しない場合や、何らかの不具合が発生することがあります。すべての環境での動作を保証するものではありません。
- 本機の通信機能は、米国電気電子技術協会 IEEE802.3 に準拠しています。
- 本機の通信状態よっては、表示が遅くなったり、表示や通信にエラーが発生する場合があります。
- プロバイダ側の設定や制限によっては、本機能の一部が使用できない場合があります。
- 電話通信事業者およびプロバイダとの契約費用および通信に使用される通信費用は、お客様ご自身でお支払いください（メール予約の送受信の費用も含む）。
- なお、プロバイダ指定の回線接続機器（ADSL モデムなど）に 10BASE-T または、100BASE-TX の LAN ポートがない場合は接続できません。
- ADSL でご利用いただくには、ADSL モデムが必要です。通信事業者やプロバイダが採用している接続の方式や契約の約款などによっては、本製品をご利用いただけない場合や同時接続する台数に制限や条件がある場合があります。（契約が一台に制限される場合、すでに接続されているパソコンがあると、本機を二台目として接続することが認められていないことがあります）
- プロバイダによってはルータの使用を禁止あるいは制限している場合があります。
- 詳しくはご契約のプロバイダにお問い合わせください。
- 本機でホームページを見ることはできません。

以下は、メール録画予約機能を対象とした制限事項になります。

- 「メール予約機能」をご利用になるには、POP3 または APOP に対応したご家庭から接続可能な e メールのアカウントが別途必要です。携帯電話などのメールアドレスのように、ご家庭のパソコンからアクセスできない e メールのアカウントはご利用になれません。
- 本機が同ネットワーク経由でインターネットプロバイダのメールサーバーにアクセスできるよう、常時接続されている必要があります。なお、本機とメールサーバーとの接続に際し、パソコンの電源を入れておく必要はありませんが、パソコン側で自動的にメールサーバーからメールを受信してサーバー側のメールを受信時に削除されるように設定している場合、本機で予約メールを受信する前に消えることがありますので、サーバーにコピーを残すなどの設定変更が必要です。
- 携帯電話からのメール予約には、インターネットメールを使用してください。ショートメールのような携帯電話間だけのメール機能では使用できません。
- ポータルサイトの web メール（POP3 対応していない）はメール予約の設定には使用できません（録画予約完了通知のアドレスには設定できます）。

■免責事項

- 本機能によって接続した機器に通信障害等の不具合が生じた場合の結果について、当社は一切の責任を負いません。
- お客様の居住環境が、ブロードバンド常時接続にできない場合、当社は一切責任を負いません。
- 火災、地震などの自然災害、第三者による行為、その他の事故、お客様の故意または過失、誤用、その他異常な条件下での使用によって生じた障害に関して、当社は一切の責任を負いません。
- 本機能の使用または使用不能から生ずる付随的な障害 (事業利益の損失、事業の中断、記録内容の変化・消失、インターネット契約料金・通信費用の損失など) に関して、当社は一切責任を負いません。
- 取扱説明書の記載内容を守らないことによって生じた損害に関して、当社は一切責任を負いません。
- 接続した機器、使用されるソフトウェアとの組み合わせによる誤動作や、ハングアップなどから生じた損害に関して、当社は一切責任を負いません。
- 本機能を使用中、万一何らかの不具合によって、録画・録音されなかった場合の内容の補償および付随的な損害 (事業利益の損失、事業の中断など) に対して、当社は一切の責任を負いません。
- インターネットを使用して提供されるサービスは、予告なく一時停止したり、サービス自体が終了される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

レグザリンク機能について

レグザリンクとは？

レグザリンク機能に対応した当社製 REGZA シリーズ (テレビ) と当社製レコーダーなどを HDMI ケーブルで接続することで、テレビとの連動操作が可能になる機能（HDMI 連動機能）です。
テレビの詳しい操作については、それぞれの取扱説明書をご覧ください。

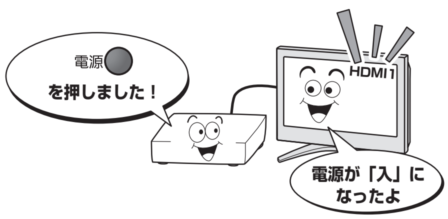
> レグザリンク対応の REGZA シリーズ機種について（2010 年 1 月現在）
> CELL REGZA 55X1、ZX9000 シリーズ、Z9000 シリーズ、H9000 シリーズ、R9000 シリーズ、A9000 シリーズ、32A900S、ZX8000 シリーズ、ZH8000 シリーズ、Z8000 シリーズ、H8000 シリーズ、C8000 シリーズ、A8000 シリーズ、ZH7000 シリーズ、Z7000 シリーズ、FH7000 シリーズ、C7000 シリーズ、H7000 シリーズ、ZH500 シリーズ、ZV500 シリーズ、RH500 シリーズ、CV500 シリーズ、AV550 シリーズ、RF350 シリーズ、C3500 シリーズ、Z3500 シリーズ、32C3800、26C3700、19A3500

■こんな機能が使えます

レグザリンク機能 その 1

テレビの電源を自動で「入」にします

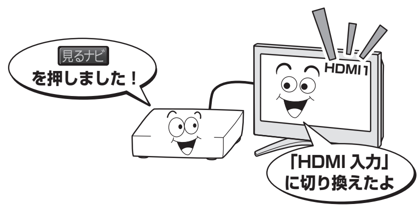
電源 などのボタンを押すと、テレビの状態が「待機」のとき、自動的に「入」になります。



レグザリンク機能 その 2

テレビの入力を自動で切り換えます

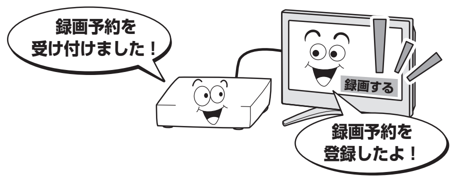
見るナビ などのボタンを押すと、テレビの画面が本機の画面に自動的に切り換わります。
逆に、テレビの入力を本機が接続されている HDMI 端子に切り換えると、本機の電源が「入」になります。



レグザリンク機能 その 3

テレビの番組表を使って本機に予約ができます

テレビの番組表を見ていて気になる番組があったときは、予約登録すると本機に録画予約することができます。

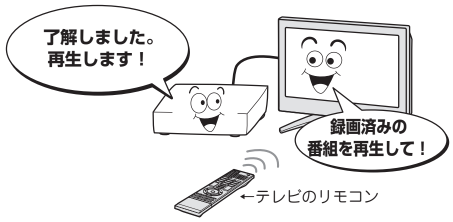


レグザリンク機能 その 4

テレビのリモコンを使って本機を操作できます

テレビのリモコンを使って、本機に録画されている番組の再生などができます。

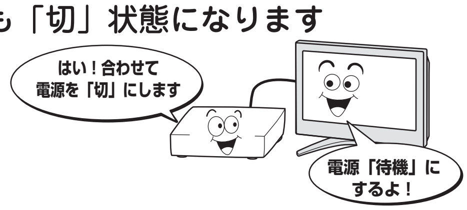
※テレビのリモコンを使って本機を操作できる機能については、テレビの取扱説明書をご覧ください。



レグザリンク機能 その 5

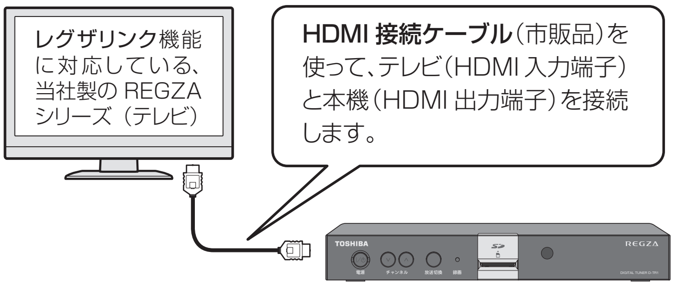
テレビが電源「待機」になると連動して本機も「切」状態になります

本機はテレビに映像を映し出す機器です。
映し出すテレビの電源を「待機」にすると、本機の電源を「入」にしておく意味がありません。
節電対策としても使える機能です。



レグザリンク機能について・つづき

本機とテレビの接続のしかた



接続方法・・・・⇨「HDMI 端子付きテレビとつなぐ」（21 ページ）

本機の設定のしかた

1. 本機とテレビの電源を入れる
2. テレビの設定を行なう（接続したテレビの取扱説明書をご覧ください）
3. 本機の設定を行なう
   ① スタート を押す
   ②▲・▼で「設定」を選び、決定 を押す
   ③▲・▼で「外部機器設定」を選び、決定 を押す
   ④▲・▼で「HDMI 連動設定」を選び、決定 を押す
   ⑤▲・▼で「使用する」を選び、決定 を押す
   ※本機能を使用しないときは、「使用しない」を選びます。

■レグザリンク機能を使って操作する

本機とテレビの電源を同時に「入」にする

本機の電源が「切」状態、テレビの電源が「待機」状態のときに、本機のリモコンの電源 や本体の 電源 を押すことで、本機とテレビ両方の電源を「入」にします。テレビの操作は不要です。
- テレビの画面も、本機を接続した HDMI 入力に切り換わります。

起動している本機の操作で、テレビの電源を「入」にする

テレビの電源が「待機」状態のときに下の表のボタンを押すと、テレビの電源が自動的に「入」になります。
- テレビの画面も、本機を接続した HDMI 入力に切り換わります。
- テレビ画面に本機の操作に対応した画面が表示されます。

対応するリモコンボタン		
スタート	見るナビ	番組表

- 上記のボタンを押しても、本機が動作しているときなどは、機能しない場合があります。

本機の電源を自動的に「切」にする

テレビの電源を「待機」にすると連動して本機の電源も「切」状態にします。
- 本機が録画中および録画準備中、ムーブ中など、本機が動作しているときは、「切」状態になりません。

テレビのリモコンを使って本機を操作する

テレビのリモコンを使った操作は、テレビの取扱説明書をご覧ください。
- テレビから本機は「東芝レコーダー」として扱われます。

お知らせ

- テレビの録画機能で本機を録画機器に選んだ場合は、本機で最後に録画予約または録画実行した録画先のUSBハードディスクまたはSDメモリーカードに録画されます。（SDメモリーカードに録画できる番組は、ワンセグ放送の番組のみです）。本機での録画予約や録画実行については「取扱説明書 操作編」をご覧ください。
- テレビの録画機能で本機を録画機器に選んだ場合の録画設定で、画質モード、音質モード、DVD互換を設定しても本機には画質モード、音質モード、DVD互換の設定はないので関係ありません。

HDMI 連動機能とは、HDMI CEC（Consumer Electronics Control）を使用した HDMI で規格化されているテレビなどを制御するための機能です。
CEC 規格に準拠した機器と接続したときは、一部の連動操作が行なえますが、当社対応品以外については動作を保証するものではありません。

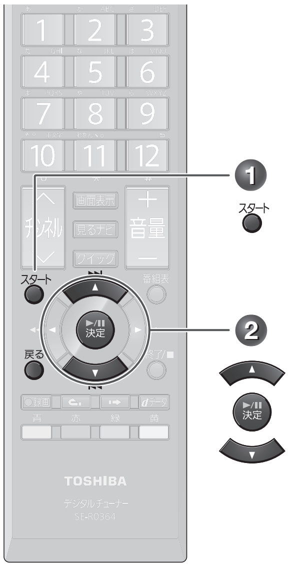
詳しい設定をする（応用の設定）



設定の基本の操作

設定メニュー画面から、お好みに合わせて本機の設定を変更することができます。
手順にしたがってメニューを表示し、各項目の設定を変更します。

基本の操作ボタン



その他の便利なボタン

戻る 戻る：

前の画面に戻ります。（画面によっては、戻らないことがあります）

設定メニューを表示する（基本の操作）

≫ 準備

- テレビの電源を入れて、テレビ側の『入力切換』で本機を接続したビデオ入力（例：ビデオ 1）に切り換える。



1 スタート を押す

2 「設定」を▲･▼で選び、決定 を押す

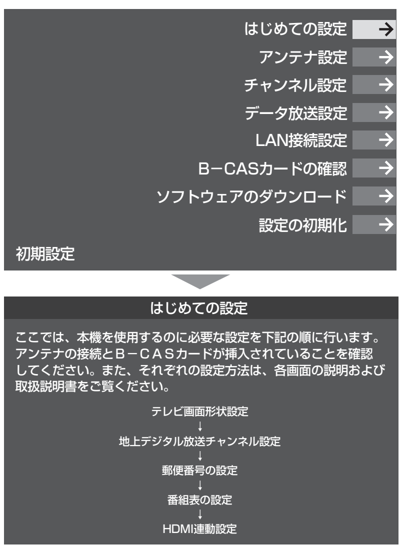
設定メニューが表示されます。
この画面から、各種の設定ができます。

「はじめての設定」を表示する・やり直すには

「はじめての設定」は、再度行なうことができます。

≫ 準備

- 上の『設定メニューを表示する（基本の操作）』の準備と手順を行なう。



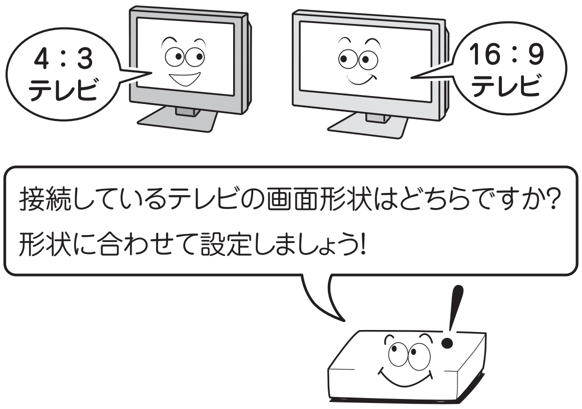
1 「初期設定」を▲･▼で選び、決定 を押す

2 「はじめての設定」を▲･▼で選び、決定 を押す

「はじめての設定」は何度でもできますが、やり直した場合はそれまでに設定していた内容（地上デジタル放送を手動で設定した内容など）は消去されます。双方向サービスの情報（お客様が本機に記憶させた住所・氏名などの個人情報、お客様のポイント数など）は消去されません。

メモ 「はじめての設定」をやり直すときは… 追加や変更する設定項目によっては、関連する項目も連動して再設定が必要になる場合があります。

テレビ画面形状設定



≫ 準備

- 以下の操作で「映像／音声設定」の項目選択画面にする
  ①スタートを押す
  ②「設定」を▲･▼で選び、決定を押す
  ③「映像／音声設定」を▲･▼で選び、決定を押す

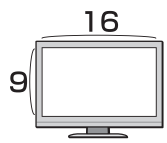
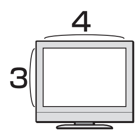
1 「テレビ画面形状」を▲･▼で選び、決定を押す

2 接続しているテレビに合わせて設定を▲･▼で選び、決定を押す



- 「テレビ画面形状」の設定画面は、クイックメニューからでも表示できます。
  ①クイックを押す
  ②「映像／音声設定」を▲･▼で選び、決定を押す
  ③「テレビ画面形状」を▲･▼で選び、決定を押す

■「テレビ画面形状」を設定するときは

テレビの画面形状			
	横が 16、縦が 9 の画面比が 16：9 のテレビ		横が 4、縦が 3 の画面比が 4：3 のテレビ
設定項目	説明	設定項目	説明
 16：9	16：9 ワイドテレビに本機を接続しているとき 4：3の映像は左右に帯がつきますが、正しく見えます。	 4：3	4：3 テレビに本機を接続しているとき 再生したワイド映像を、テレビ画面に対して横長に表示します。上下に帯がつきますが、正しく見えます。

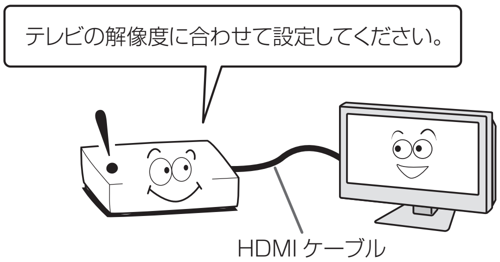
※画面比について詳しくは、➾72 ページをご覧ください。

お知らせ

- 実際に映し出される映像の形状は、放送の信号の種類や、接続しているテレビの設定によっても変わりますので、テレビ側の取扱説明書をご覧ください。

HDMI 映像出力の設定

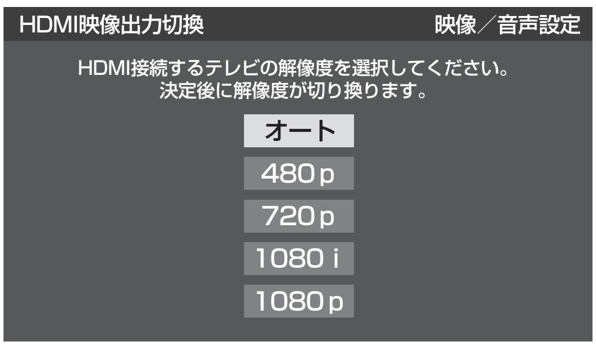
HDMI 出力端子の映像出力信号（解像度）を切り換えることができます。接続したテレビが表示可能な解像度に合わせて設定してください。



≫ 準備

- 以下の操作で「HDMI 映像出力切換」画面にする
  - ①スタートを押す
  - ②▲・▼で「設定」を選び、決定を押す
  - ③▲・▼で「映像/音声設定」を選び、決定を押す
  - ④▲・▼で「HDMI映像出力切換」を選び、決定を押す

1 設定したい出力信号（解像度）を▲・▼で選び、決定を押す



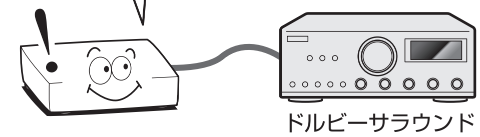
2 終了/■を押して、メニューを消す

オート……… 接続したテレビに合わせ、自動的に解像度が切り換わります。
480p……… 480p の解像度で出力します。
720p……… 720p 以下の表示可能な解像度で出力します。
1080i…….. 1080i 以下の表示可能な解像度で出力します。
1080p…… 1080p 以下の表示可能な解像度で出力します。

- 「HDMI 映像出力切換」の設定画面は、クイックメニューからでも表示できます。
  - ①クイックを押す
  - ②▲・▼で「映像／音声設定」を選び、決定を押す
  - ③▲・▼で「HDMI映像出力切換」選び、決定を押す

ダウンミックスの設定

・本機はサラウンド音声を 2 チャンネルにダウンミックスして出力します。このサラウンド音声から 2 チャンネルにダウンミックスする方式を切り換えることができます。
・ドルビーサラウンドを楽しむ場合は、音声出力端子からドルビーサラウンド（ドルビープロロジック）に対応している機器に接続して、「ドルビーサラウンド」に設定します。
・ドルビーサラウンド（ドルビープロロジック）対応機器への接続のしかたは、「ドルビーサラウンド（ドルビープロロジック）対応アンプに接続する」（⇨33 ページ）をご覧ください。



≫ 準備

• 以下の操作で「ダウンミックス」画面にする
①スタートを押す
②▲・▼で「設定」を選び、決定を押す
③▲・▼で「映像/音声設定」を選び、決定を押す
④▲・▼で「ダウンミックス」を選び、決定を押す

1 ▲・▼で「ノーマル」または「ドルビーサラウンド」を選び、決定を押す

ダウンミックス
ノーマル
ドルビーサラウンド

2 終了/■を押して、メニューを消す

ノーマル……ドルビーサラウンド（ドルビープロロジック）に対応していない機器に接続する場合に選びます。

ドルビーサラウンド……ドルビーサラウンド（ドルビープロロジック）に対応している機器に接続する場合に選びます。
ダウンミックスされた信号は、対応機器でサラウンド化されます。

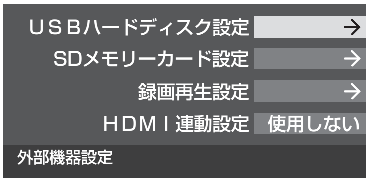
•「ダウンミックス」の設定画面は、クイックメニューからでも表示できます。
①クイックを押す
②▲・▼で「映像／音声設定」を選び、決定を押す
③▲・▼で「ダウンミックス」選び、決定を押す

USB ハードディスク設定

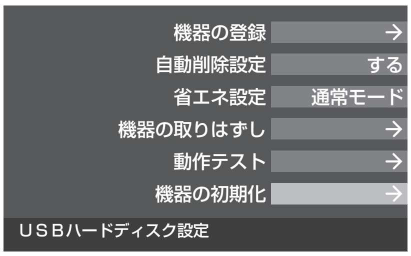
USB ハードディスクを使用する場合は、必要に応じて以下の設定をしてください。

≫ 準備

- **以下の操作で「USB ハードディスク設定」画面にする**
  - ①スタートを押す
  - ②▲・▼で「設定」を選び、決定を押す
  - ③▲・▼で「外部機器設定」を選び、決定を押す
  - ④▲・▼で「USBハードディスク設定」を選び、決定を押す



1 設定する項目を▲・▼で選んで決定を押し、下表の手順で設定する



2 終了/■押して、メニューを消す

項目	説明および操作手順
機器の登録	• リストに「未登録」と表示されている USB ハードディスクを登録したり、登録名を変更したり、登録を解除したりすることができます。 ※ 登録できるのは 8 台までです。 **■ 機器の登録** **※ はじめて登録するときには、USB ハードディスクに保存されている内容はすべて消去されます。** **❶ 登録する機器を▲・▼で選び、緑を押す** **❷ 登録の確認画面で、◀・▶で「はい」を選んで決定を押す** **❸ 初期化（消去）の確認画面で、◀・▶で「はい」を選び、決定を押す** 初期化と登録の処理が始まります。 **❹ 終わったら、登録結果の内容を確認し、決定を押す** **■ 登録名の変更** **❶ 登録名を変更する機器を▲・▼で選択し、青を押す** **❷ ◀・▶で「はい」を選び、決定を押す** **❸ 文字入力画面で登録名を入力する** 文字入力のしかたは、操作編の「文字を入力する」（⇨ 61 ページ）をご覧ください。 **■ 登録の解除** **❶ 登録を解除する機器を▲・▼で選択し、赤を押す** **❷ ◀・▶で「はい」を選び、決定を押す**
自動削除設定	• USB ハードディスクの容量が足りない場合に、日付の古い録画済番組から自動的に削除する機能です。ただし、保護（⇨操作編 35 ページ）されている録画番組は、自動削除されません。 • 保護をした録画済番組が多くなると、自動削除機能が働かなくなる場合があり、録画できる時間は短くなります。 • 複数の USB ハードディスクに対して個別に設定を変えることはできません。 **❶ ▲・▼で「する」または「しない」を選び、決定を押す** ・ **する** .... 自動削除機能が働きます。 ・ **しない** ..... 自動削除機能は働きません。
省エネ設定	• 複数の USB ハードディスクに対して個別に設定を変えることはできません。 ※「省エネモード」に設定した場合、USB ハードディスクが動作するまでに時間がかかることがあります。 ※「省エネモード」に設定した場合に、USB ハードディスクの機種によっては、待機状態になっても USB ハードディスクの表示ランプが待機状態を示さないことがあります。 **❶ ▲・▼で「通常モード」または「省エネモード」を選び、決定を押す** ・ **通常モード**......... 本機の電源が「入」のとき、USB ハードディスクの電源は常時「入」の状態です。 ・ **省エネモード**..... USB ハードディスクの電源は、使用しない状態がしばらく続くと待機状態になり、使う操作をすると自動的に「入」になります。
機器の取りはずし	• 本機に接続した USB ハードディスクの電源を切ったり、接続ケーブルを抜いたりするときには、その前にこの操作をします。 **❶ 取りはずす機器を▲・▼で選び、決定を押す** **❷ 確認画面で、◀・▶で「はい」を選び、決定を押す** 停止の処理が始まり、終了すると安全に取りはずしができる旨のメッセージが表示されます。 **❸ メッセージを確認し、USB ハードディスクを取りはずしてから決定を押す**
動作テスト	• 本機につないだ USB ハードディスクで、以下の動作ができるかテストします。 ・ **録画** .... ハイビジョン画質で録画ができるかテストします。 ・ **録画中の再生**............ ハイビジョン画質で録画しながら録画済番組再生ができるかテストします。 ・ **録画中の早見早聞**..... 録画中に早見早聞ができるかテストします。 **❶ テストする機器を▲・▼で選び、決定を押す** ・ テストが始まります。終了までに数分間かかります。 ・ テストが終わると結果が表示されます。テスト結果が「OK」となった動作ができます。 ※ テスト結果は目安です。結果どおりの動作にならないことがあります。
機器の初期化	• USB ハードディスクを初期化します。正常に使用できなくなった USB ハードディスクは、初期化をすれば使用できるようになる場合があります。 **※ 初期化すると、USB ハードディスクに保存されている内容はすべて消去されます。** **❶ 初期化する機器を▲・▼で選び、決定を押す** **❷ 初期化の確認画面で、◀・▶で「はい」を選び、決定を押す** **❸ 初期化終了の画面で決定を押す**

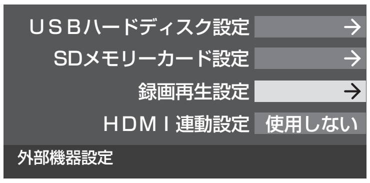
録画再生設定

• USB ハードディスクなどで録画や再生をする場合の設定をすることができます。
• 録画や再生をする方法は操作編をご覧ください。

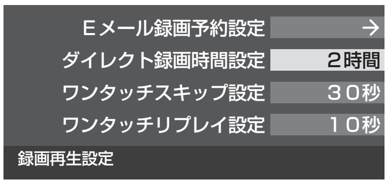
≫ 準備

• 以下の操作で「録画再生設定」画面にする

①スタートを押す
②▲･▼で「設定」を選び、決定を押す
③▲･▼で「外部機器設定」を選び、決定を押す
④▲･▼で「録画再生設定」を選び、決定を押す



1 設定する項目を▲･▼で選んで決定を押し、下表の手順で設定する



「E メール録画予約設定」については（⇨58 ページ）をご覧ください。

2 終了/■押して、メニューを消す

項目	説明および操作手順
ダイレクト録画時間設定	• 本機のリモコンの 録画 で録画を開始したときの録画時間を設定します。 ❶ **▲・▼で時間を選び、決定を押す** 30 分、1 時間、90 分、2 時間、3 時間、4 時間の中から選択できます。 • 録画時間や録画先は、録画開始時に確認・変更することができます。詳しくは、操作編の「見ている番組を録画する」（⇨10 ページ）をご覧ください。
ワンタッチスキップ設定	• USB ハードディスクの再生時、 を押したときに先に進む時間を設定します。 ❶ **▲・▼で時間を選び、決定を押す** 5 秒、10 秒、30 秒、5 分の中から選択できます。
ワンタッチリプレイ設定	• USB ハードディスクの再生時、 を押したときに前に戻る時間を設定します。 ❶ **▲・▼で時間を選び、決定を押す** 5 秒、10 秒、30 秒、5 分の中から選択できます。

アンテナの方向調整と設定

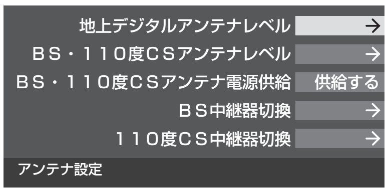
地上デジタル用アンテナの方向調整

「はじめての設定」をしても地上デジタル放送が正しく受信できなかったときは、お買い上げの販売店などにご相談のうえ、以下の操作でアンテナの方向調整をしてください。

≫ 準備

- 以下の操作で「アンテナ設定」画面にする
  ①スタートを押す
  ②▲･▼で「設定」を選び、決定を押す
  ③▲･▼で「初期設定」を選び、決定を押す
  ④▲･▼で「アンテナ設定」を選び、決定を押す

1 ▲･▼で「地上デジタルアンテナレベル」を選び、決定を押す

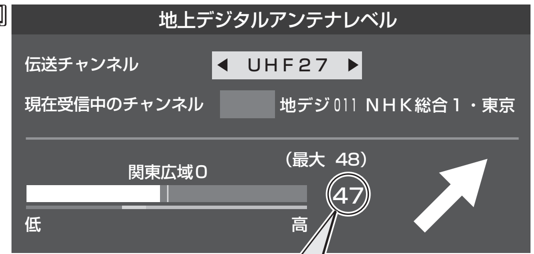


2 ◀･▶で「伝送チャンネル」を選ぶ

- お住まいの地域の地上デジタル放送に使用されている伝送チャンネルを選んでください。
- ◀・▶を押すたびに以下のように切り換わります。

VHF1～VHF12 ⟷ UHF13～UHF62 ⟷ CATV13～CATV63

例



受信できるアンテナレベルの目安は、43以上です。
（表示される数値は、受信C/Nを換算したものです）

3 アンテナをゆっくり動かして、「アンテナレベル」の数値が最大となるように調整する

- アンテナレベルが上がると ↗ が表示され、下がると ↘ が表示されます。
- 画面のアンテナレベルの最大値を参考に、アンテナを固定したあとにレベル値が下がっていないことを確認してください。

4 アンテナを固定して、決定を押す

5 終了/■を押して、メニューを消す

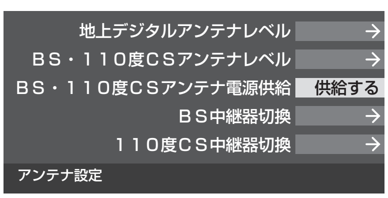
BS・110 度 CS デジタル用アンテナ電源供給設定

- アンテナに供給する電源をアンテナ電源といいます。
- お買い上げ時は、「供給する」に設定されています。マンションなどで、アンテナに他の機器から電源が供給されているときは、「供給しない」に設定します。

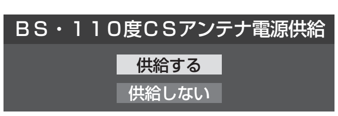
≫ 準備

- 以下の操作で「アンテナ」画面にする
  ①スタートを押す
  ②▲･▼で「設定」を選び、決定を押す
  ③▲･▼で「初期設定」を選び、決定を押す
  ④▲･▼で「アンテナ設定」を選び、決定を押す

1 ▲･▼で「BS・110度CSアンテナ電源供給」を選び、決定を押す



2 ▲･▼で「供給する」または「供給しない」を選び、決定を押す



3 終了/■を押して、メニューを消す

お知らせ

- 「供給する」に設定した場合でも、本機の電源が「切」のときは、番組情報の取得中やダウンロード中などの場合以外は、アンテナ電源が供給されません。分波器・分配器を使用して他の機器とBS・110度CSアンテナを共有されている場合は、本機の「BS・110度CSアンテナ電源供給」を「供給しない」に設定し、常時アンテナへ電源を供給できる機器からBS・110度CSアンテナへ電源を供給してください。分波器・分配器は「電流通過型」を選んで、電流通過の印がついている端子に、BS・110度CSアンテナへ電源を供給する機器を接続してください。

BS・110度CSデジタル用アンテナの方向調整

アンテナの方向調整は、お買い上げの販売店にご相談ください。

≫ 準備

- **以下の操作で「アンテナ設定」画面にする**
  ①（スタート）を押す
  ②▲・▼で「設定」を選び、（決定）を押す
  ③▲・▼で「初期設定」を選び、（決定）を押す
  ④▲・▼で「アンテナ設定」を選び、（決定）を押す

1 **▲・▼で「BS・110度CSアンテナレベル」を選び、（決定）を押す**

2 **BS または CS を押して、放送の種類（BSまたは110度CS）を選ぶ**

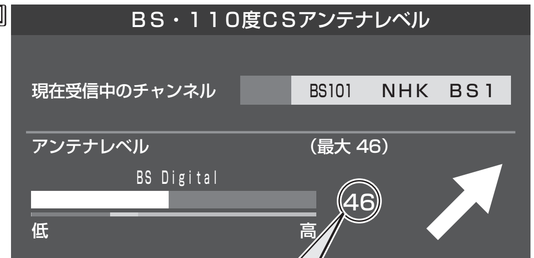
3 **（チャンネル）でチャンネルを選ぶ**

無料チャンネルまたは契約済のチャンネルを選びます。

4 **アンテナをゆっくり動かして、「アンテナレベル」の数値が最大となるように調整する**

- アンテナレベルが上がると ↗ が表示され、下がると ↘ が表示されます。
- 画面のアンテナレベルの最大値を参考に、アンテナを固定したあとにレベル値が下がっていないことを確認してください。

例



受信できるアンテナレベルの目安は、BSデジタルが36以上、110度CSデジタルが28以上です。
（表示される数値は、受信C/Nを換算したものです）

5 **アンテナを固定して、（決定）を押す**

6 **（終了/■）を押して、メニューを消す**

お知らせ

- アンテナ線がショートしていると、手順❹の画面に「アンテナ線がショートしています。」のメッセージが表示されます。その場合は、電源ボタンで電源を切ってから電源プラグを抜き、ショートの原因を取り除いてから、もう一度電源を入れてやり直してください。

BS中継器切換／110度CS中継器切換

- 衛星の中継器が故障してすべての放送が受信できなくなってしまったときに、他の中継器に切り換えると、故障した中継器以外の放送が受信できます。通常は切り換える必要はありません。
- そのほかにも、外部機器からの電波の妨害などで一部の中継器が受信できない場合も同様です。

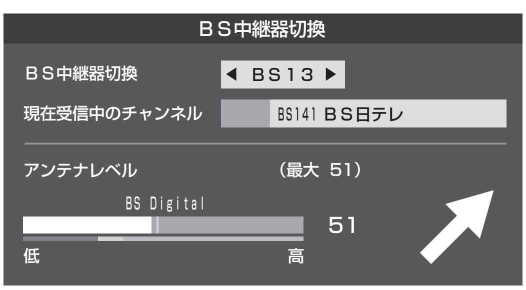
≫ 準備

- **以下の操作で「アンテナ設定」画面にする**
  ①（スタート）を押す
  ②▲・▼で「設定」を選び、（決定）を押す
  ③▲・▼で「初期設定」を選び、（決定）を押す
  ④▲・▼で「アンテナ設定」を選び、（決定）を押す

1 **▲・▼で「BS中継器切換」または「110度CS中継器切換」を選び、（決定）を押す**

2 **◀・▶で中継器を切り換え、放送が受信できたら、（決定）を押す**

例



BS 中継器切換の場合

選択できる中継器は

- BSデジタル放送の場合：
  BS01、BS03、BS05、BS07、BS09、BS11、BS13、BS15
- 110度CSデジタル放送の場合：
  ND02、ND04、ND06、ND08、ND10、ND12、ND14、ND16、ND18、ND20、ND22、ND24

※ 中継器は2010年1月現在の状態です。

3 **（終了/■）を押して、メニューを消す**

チャンネル設定

•「はじめての設定」(⇨23 ページ) が済んでいて、特に変更の必要がない場合は「チャンネル設定」をする必要はありません。
•チャンネル設定には、「自動設定」と「手動設定」(⇨50 ページ) があります。

自動設定

•「自動設定」では、地上デジタル放送が設定できます。
•BS デジタルチャンネルと一部の 110 度 CS デジタルチャンネルについては、お買い上げ時に設定されています。

地上デジタル放送の場合

地上デジタル放送の自動設定には、引越しなどで受信地域が変わったときにする「初期スキャン」と、放送チャンネルに変更があったときにする「再スキャン」があります。また、本機の電源が「切」のときに自動的に行われる「自動スキャン」もあります。

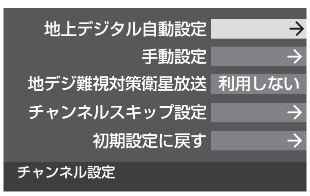
■初期スキャン

• 受信可能なチャンネルを自動的に探して、リモコンの1〜12に放送の運用規定に基づいて設定します。
•「初期スキャン」をするとこれまでに選局設定した内容は、すべて消去されて、設定し直されますのでご注意ください。ただし、各放送局ごとにお客様が本機に記憶させた住所・氏名などの個人情報、お客様のポイント数などは消去されません。
•「はじめての設定」終了後、新たに開局した地上デジタル放送チャンネルを登録する場合や中継局が新設、変更された場合は、次ページの「再スキャン」をしてください。

≫準備

• 以下の操作で「地上デジタル自動設定」画面にする

①スタートを押す
②▲・▼で「設定」を選び、決定を押す
③▲・▼で「初期設定」を選び、決定を押す
④▲・▼で「チャンネル設定」を選び、決定を押す
⑤▲・▼で「地上デジタル自動設定」を選び、決定を押す



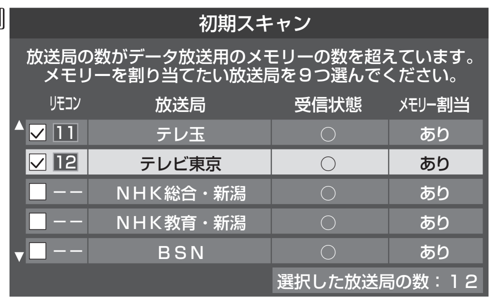
1 ▲・▼で「初期スキャン」を選び、決定を押す

2 お住まいの地方を▲・▼・◀・▶で選び、決定を押す

3 お住まいの都道府県または地域を▲・▼・◀・▶で選び、決定を押す

下図の画面が表示された場合は「データ放送用メモリーの割当て」(⇨55 ページ) をしてください。

例



4 初期スキャン終了のメッセージ画面が表示されたら、以下の操作をする

■設定された内容を確認する場合

❶ ◀・▶で「はい」を選び、決定を押す
❷ 設定内容を確認したら決定を押す
設定された内容を変更したい場合は、「初期スキャン」終了後に「手動設定」(⇨50 ページ) をしてください。

■設定された内容を確認しない場合

❶ ◀・▶で「いいえ」を選び、決定を押す

5 終了/■を押して、メニューを消す

■再スキャン

- 新たに放送局が開局したりしてチャンネルがふえた場合など、放送に変更があった場合は、「再スキャン」をすればチャンネルを追加設定することができます。
- 「初期スキャン」をしていないと「再スキャン」はできません。

≫準備

- **以下の操作で「地上デジタル自動設定」画面にする**
  ①スタートを押す
  ②▲・▼で「設定」を選び、決定を押す
  ③▲・▼で「初期設定」を選び、決定を押す
  ④▲・▼で「チャンネル設定」を選び、決定を押す
  ⑤▲・▼で「地上デジタル自動設定」を選び、決定を押す

1 ▲・▼で「再スキャン」を選び、決定を押す

- データ放送用のメモリー割当画面（前ページ手順❸参照）が表示された場合は⇨55 ページをご覧ください。
- 再スキャンの結果、放送に変更があった場合は、1～12への設定方法を選ぶ画面が表示されます。▲・▼でどちらかを選び、決定を押します。
  - **すべて設定し直す**
    地上デジタル放送のすべての設定をし直します。
  - **現在の設定に追加する**
    1～12の未設定のボタンだけを新たに設定します。

2 再スキャン終了のメッセージ画面が表示されたら、以下の操作をする

■設定された内容を確認する場合

❶ ◀・▶で「はい」を選び、決定を押す
❷ 設定内容を確認したら決定を押す
設定された内容を変更する場合は、「再スキャン」終了後に「手動設定」（⇨50 ページ）をしてください。

■設定された内容を確認しない場合

❶ ◀・▶で「いいえ」を選び、決定を押す

3 終了/■を押して、メニューを消す

■自動スキャン

- 「自動スキャン」は本機の電源が「切」のときに不定期に行われます。
- 「初期スキャン」をしていないと、自動スキャンは行われません。
- 「自動スキャン」で放送局の変更が見つかった場合は、本機のチャンネル設定の内容を自動で変更し、「本機に関するお知らせ」（⇨操作編 59 ページ）でお知らせします。
- 変更後の受信できるチャンネルについては番組表（⇨操作編 8 ページ）でご確認ください。（枝番（⇨操作編 30 ページ）だけが変更されている場合もあります）
- お買い上げ時は「自動スキャンする」に設定されています。チャンネル設定した内容を自動で変更させたくない場合は、「自動スキャンしない」に設定してください。
- 「自動スキャン」は不定期に行われるため、「自動スキャンする」に設定していても本機のチャンネル設定が最新になっていない場合があります。放送局の変更があった場合は、「再スキャン」をすることをおすすめします。また、録画予約などをしていた場合は、予約チャンネルをご確認ください。

≫準備

- **以下の操作で「地上デジタル自動設定」画面にする**
  ①スタートを押す
  ②▲・▼で「設定」を選び、決定を押す
  ③▲・▼で「初期設定」を選び、決定を押す
  ④▲・▼で「チャンネル設定」を選び、決定を押す
  ⑤▲・▼で「地上デジタル自動設定」を選び、決定を押す

1 ▲・▼で「自動スキャン」を選び、決定を押す

2 ▲・▼で「自動スキャンする」または「自動スキャンしない」を選び、決定を押す

「自動スキャンしない」を選ぶと、「再スキャン」をしないかぎり、新しいチャンネルや変更になったチャンネルが受信できません。

3 終了/■を押して、メニューを消す

お知らせ

「再スキャン」の動作について

- 前ページの「初期スキャン」の場合は、リモコンの1～12にすでに設定されている放送局をすべて消去して新たに放送局を設定し直しますが、「再スキャン」では次のようになります。
  - 放送局がすでに登録されているボタンについて、「再スキャン」によって放送システム上の規定で設定すべき放送局が新たに見つかった場合、すでに登録されている放送局をそのまま残すのか、新たな放送局に設定し直すのかの選択ができます（手順❶の操作）。（すべてのリモコンボタンについてまとめて選択します。個別の選択はできません。個別に設定を変えたい場合は、「再スキャン」終了後に「手動設定」（⇨50ページ）をしてください）
  - 新たな放送局が見つからなかったリモコンボタンについては、そのまま設定が残ります。
- 「再スキャン」終了後の各チャンネルの構成については、番組表で確認できます。（⇨操作編9ページ）
- 「再スキャン」をしても、枝番（⇨操作編30ページ）については、通常は変更されません。
- 「再スキャン」によってチャンネルが設定されても、電波が弱い場合には正常には受信できないことがあります。

チャンネル設定・つづき

手動設定

リモコンのチャンネルボタン 1 ～ 12 でワンタッチ選局できるチャンネルを変更したり、追加したりすることができます。

地上デジタル放送の場合

はじめて地上デジタル放送のチャンネル設定をする場合は、「初期スキャン」（⇨48 ページ）をしてください。「初期スキャン」が行われていない状態では、「 手動設定」はできません。

≫ 準備

- **以下の操作で「手動設定」画面にする**
  ①スタートを押す
  ②▲・▼で「設定」を選び、決定を押す
  ③▲・▼で「初期設定」を選び、決定を押す
  ④▲・▼で「チャンネル設定」を選び、決定を押す
  ⑤▲・▼で「手動設定」を選び、決定を押す

1 ▲・▼で「地上デジタル」を選び、決定を押す

2 設定を変更したいリモコンボタン（1～12）の番号を▲・▼で選び、決定を押す

例

手動設定		地上デジタル
リモコン	チャンネル	放送局
1	テレビ	ＮＨＫ総合・東京
2	テレビ	ＮＨＫ教育・東京
3	−−−	
4	テレビ	日本テレビ
5	テレビ	テレビ朝日
▼ 6	テレビ	ＴＢＳ

リモコンボタンの番号
※▼ボタンを押せば、7～12が表示されます。

3 ▲・▼で「チャンネル」を選び、◀・▶で地上デジタルのチャンネルを選ぶ

例

手動設定	地上デジタル
リモコンボタン	1
チャンネル	◀ テレビ ▶
放送局	ＮＨＫ総合・東京
設定削除	設定完了

- ◀・▶を押すと次のように切り換わります。（◀・▶を押し続ければ、チャンネルを速く切り換えることができます）

テレビ ⟷ データ
↳ 地上デジタルのチャンネルを順に選局 ⟲

- 「チャンネル」の欄に「−−−」が表示されているときは、その番号のボタンにチャンネルが設定されていません。

■「テレビ」または「データ」を選んだ場合

- 手順❷で選んだ番号のボタンに、同じ放送局の複数のテレビ放送チャンネルまたは複数のデータ放送チャンネルがまとめて設定されます。
- 「テレビ」または「データ」を選んだ場合は、以下の操作で放送局名を設定します。

❶ ▲・▼で「放送局」を選ぶ
❷ 設定したい放送局名を◀・▶で選ぶ
（例）手順❷で「6」を選び、ここで「テレビ」を選んで「放送局」を「TBS」に設定すると、地上デジタル放送視聴時の操作で 6 を押すたびに、「TBS」の「テレビ」チャンネルが順次選局できます。

■地上デジタルのチャンネルを選んだ場合

- 手順❷で選んだ番号のボタンに、ここで選んだ地上デジタルのチャンネルだけが設定されます。
  ※「放送局」の欄には選んだチャンネルの放送局名が表示されます（放送局名を変えることはできません）。

（例）手順❷で「6」を選び、ここで「地デジ 071」を選ぶと、地上デジタル放送視聴時の操作で 6 を押したときに 071 チャンネルだけが選局できます。

4 設定が終わったら▲・▼・◀・▶で「設定完了」を選び、決定を押す

※ 他のボタンの設定も変更する場合は、手順❷～❹を繰り返します。

5 終了/■を押して、メニューを消す

お知らせ

- 手動設定をしたあとで、「初期スキャン」（⇨48ページ）や「はじめての設定」（⇨23、40ページ）をすると、手動設定をした内容が消えますので再度設定をしてください。

BSデジタル放送の場合

≫ 準備

- 以下の操作で「手動設定」画面にする
  - ①（スタート）を押す
  - ②▲・▼で「設定」を選び、（決定）を押す
  - ③▲・▼で「初期設定」を選び、（決定）を押す
  - ④▲・▼で「チャンネル設定」を選び、（決定）を押す
  - ⑤▲・▼で「手動設定」を選び、（決定）を押す

1 ▲・▼で「BS」を選び、（決定）を押す

2 設定を変更したいリモコンボタン（1～12）の番号を▲・▼で選び、（決定）を押す



3 ▲・▼で「チャンネル」を選び、◀・▶でBSデジタルのチャンネルを選ぶ

- ◀・▶を押すと次のように切り換わります。（◀・▶を押し続ければ、チャンネルを速く切り換えることができます）



- 「チャンネル」の欄に「－－－」が表示されているときは、その番号のボタンにチャンネルが設定されていません。

■「テレビ」、「データ」、または「ラジオ」を選んだ場合

- 一つのボタンに、同じ放送局の複数のテレビ放送チャンネル、または複数のデータ放送チャンネル、または複数のラジオ放送チャンネルがまとめて設定されます。
- 「テレビ」または「データ」を選んだ場合は、以下の操作で放送局名を設定します。

❶ ▲・▼で「放送局」を選ぶ
❷ 設定したい放送局名を◀・▶で選ぶ

（例）手順❷で「4」を選び、ここで「テレビ」を選んで「放送局」を「BS日テレ」に設定すると、BSデジタル放送視聴時の操作で4を押すたびに、「BS日テレ」のテレビ放送チャンネルが順次選局できます。

■BSデジタルのチャンネルを選んだ場合

- 手順❷で選んだ番号のボタンに、ここで選んだBSデジタル放送のチャンネルだけが設定されます。
  ※「放送局」の欄には選んだチャンネルの放送局名が表示されます（放送局名を変えることはできません）。

（例）手順❷で「4」を選び、ここで「BS141」を選ぶと、BSデジタル放送視聴時の操作で4を押したときに141チャンネルだけが選局できます。

4 設定が終わったら▲・▼・◀・▶で「設定完了」を選び、（決定）を押す

※ 他のボタンの設定も変更する場合は、手順❷～❹を繰り返します。

5 （終了/■）を押して、メニューを消す

お知らせ

- 2010年1月現在、ラジオ放送は行われておりません。ラジオ放送が運用された場合に、「ラジオ」が選択できるようになります。

メモ 地デジ難視対策衛星放送を登録するには

手順❷で選んだ番号のボタンに、地デジ難視対策衛星放送のチャンネルを設定します。

（例）手順❷で「4」を選び、ここで「BS294」を選ぶと、地デジ難視対策衛星放送視聴時の操作で4を押したときに「日本テレビ」が選局できます。
※ お買い上げ時に設定されていた「BS日テレ」のワンタッチ選局はできなくなります。

チャンネル設定・つづき

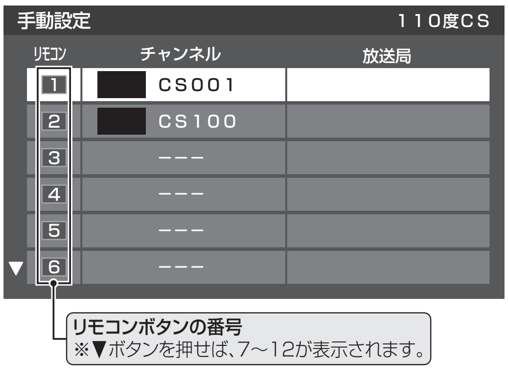
110度CSデジタル放送の場合

≫準備

- 以下の操作で「手動設定」画面にする
  ①スタートを押す
  ②▲･▼で「設定」を選び、決定を押す
  ③▲･▼で「初期設定」を選び、決定を押す
  ④▲･▼で「チャンネル設定」を選び、決定を押す
  ⑤▲･▼で「手動設定」を選び、決定を押す

1 ▲･▼で「110度CS」を選び、決定を押す

2 設定を変更したいリモコンボタン（1～12）の番号を▲･▼で選び、決定を押す



3 ▲･▼で「チャンネル」を選び、◀･▶で110度CSデジタルのチャンネルを選んで、決定を押す

- ◀・▶を押すとすべてのチャンネルが番号順に切り換わります。
  （◀・▶を押し続ければ、チャンネルを速く切り換えることができます）
- 放送メディア（テレビ／ラジオ／データ）を指定することはできません。
- リモコンの1～12を押したときに、ここで選んだチャンネルが選局されます。
- 「チャンネル」の欄に「ーーー」が表示されているときは、その番号のボタンにチャンネルが設定されていません。
- 「放送局」の欄には、選んだチャンネルの放送局名が表示されます。（放送局名を変えることはできません）

4 設定が終わったら▲･▼･◀･▶で「設定完了」を選び、決定を押す

※ 他のボタンの設定も変更する場合は、手順❷～❹を繰り返します。

5 終了/■を押して、メニューを消す

チャンネル設定の内容を削除する

デジタル放送のチャンネル設定の内容を削除できます。

≫準備

- 以下の操作で「手動設定」画面にする
  ①スタートを押す
  ②▲･▼で「設定」を選び、決定を押す
  ③▲･▼で「初期設定」を選び、決定を押す
  ④▲･▼で「チャンネル設定」を選び、決定を押す
  ⑤▲･▼で「手動設定」を選び、決定を押す

1 放送の種類（「地上デジタル」、「BS」、「110度CS」）を▲･▼で選び、決定を押す

2 設定内容を削除したいリモコンボタン（1～12）の番号を▲･▼で選び、決定を押す

3 ▲･▼･◀･▶で「設定削除」を選び、決定を押す

例



※ 他のボタンの設定も削除する場合は、手順❷、❸を繰り返します。

4 終了/■を押して、メニューを消す

チャンネルスキップ設定

チャンネル で選局するときに、不要なチャンネルを飛び越すことができます。

≫準備

- 以下の操作で「チャンネルスキップ設定」画面にする
  ①スタートを押す
  ②▲・▼で「設定」を選び、決定を押す
  ③▲・▼で「初期設定」を選び、決定を押す
  ④▲・▼で「チャンネル設定」を選び、決定を押す
  ⑤▲・▼で「チャンネルスキップ設定」を選び、決定を押す

1 設定したい放送の種類を▲・▼で選び、決定を押す

2 スキップ設定を変更したいチャンネルを▲・▼で選び、決定を押す

例

チャンネルスキップ設定		地上デジタル
チャンネル	放送局	スキップ
地デジ０１１	NHK総合１・東京	受信
地デジ０１２	NHK総合２・東京	スキップ
地デジ０２１	NHK教育１・東京	受信
地デジ０２２	NHK教育２・東京	受信
地デジ０２３	NHK教育３・東京	受信
▼ 地デジ０３１	ｔｖｋ１	受信

（例）手順❶で「地上デジタル」を選んだ場合

- 決定を押すたびに「受信」⇔「スキップ」と交互に切り換わります。
- デジタル放送の放送メディア（テレビ／ラジオ／データ）を変えるときは、青を押します。

※ **他のチャンネルの設定をする場合は、手順❷を繰り返します。**
（違う放送のチャンネルを設定する場合は、戻るを押し、手順❶から操作してください）

3 終了/■を押して、メニューを消す

■受信・スキップの設定ができるチャンネル

受信可能なチャンネル

■自動設定をしたあとのチャンネルスキップ設定

- **地上デジタル放送**
  スキップ設定はありません。
- **BS・110度CSデジタル放送**
  自動設定前と同じです。

お知らせ

- 「手動設定」をしたチャンネルは、自動的に「受信」に設定されます。
- 放送局の代表チャンネルを「スキップ」に設定すると、その放送局の代表チャンネル以外のチャンネルもスキップします。代表チャンネル以外のチャンネルを「スキップ」に設定した場合は、代表チャンネルは選局できます。
- スキップしたチャンネルは、番組表（⇨操作編8ページ）に表示されません。
- 2010年1月現在、ラジオ放送は行われておりません。ラジオ放送が運用された場合に、「ラジオ」が選択できるようになります。

チャンネル設定を最初の状態に戻す

すべてのチャンネル設定をお買い上げ時の状態に戻します。

≫準備

- 以下の操作で「チャンネル設定」画面にする
  ①スタートを押す
  ②▲・▼で「設定」を選び、決定を押す
  ③▲・▼で「初期設定」を選び、決定を押す
  ④▲・▼で「チャンネル設定」を選び、決定を押す

1 ▲・▼で「初期設定に戻す」を選び、決定を押す

2 ◀・▶で「はい」を選び、決定を押す

3 終了/■を押して、メニューを消す

お知らせ

- チャンネル設定をお買い上げ時の状態に戻すと、地上デジタル放送は受信できません。「初期スキャン」（⇨48ページ）をしてください。（「データ放送用メモリーの割当て」（⇨55ページ）や、お客様が本機に記憶させた住所・氏名などの個人情報、お客様のポイント数などはそのままです）

データ放送設定

郵便番号と地域の設定

お住まいの地域に応じたデータ放送、緊急警報放送などの視聴をする際に、もよりのアクセスポイントを利用するための設定です。

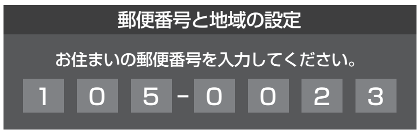
≫ 準備

• 以下の操作で「郵便番号と地域の設定」画面にする
①スタートを押す
②▲·▼で「設定」を選び、決定を押す
③▲·▼で「初期設定」を選び、決定を押す
④▲·▼で「データ放送設定」を選び、決定を押す
⑤▲·▼で「郵便番号と地域の設定」を選び、決定を押す

1 お住まいの地域の郵便番号を 1 〜 10(0)で入力し、決定を押す

上３ケタを入力して決定を押すと、残り４ケタは自動的に「0」が入力されます。

例



2 該当する地方を▲·▼·◀·▶で選び、決定を押す

「設定しない」を選んだ場合は手順❹に進みます。

3 該当する地方を▲·▼·◀·▶で選び、決定を押す

• 伊豆、小笠原諸島地域の方は「東京都島部」を選んでください。
• 南西諸島の鹿児島県地域の方は「鹿児島県島部」を選んでください。

4 終了/■を押して、メニューを消す

お知らせ

• データ放送を受信している状態で設定をした場合、放送によっては、設定終了後そのままの状態では設定内容は反映されません。設定終了後に再度データ放送を受信し直してください。

文字スーパー表示設定

デジタル放送には文字スーパー表示機能があり、災害時の速報などに使用されます。本機では、その表示言語を設定できます。お買い上げ時は日本語優先になっています。

≫ 準備

• 以下の操作で「文字スーパー表示設定」画面にする
①上記「郵便番号と地域の設定」の準備の①〜④の操作をする
②▲·▼で「文字スーパー表示設定」を選び、決定を押す

1 ▲·▼で「表示する」または「表示しない」を選び、決定を押す

「表示しない」を選んだ場合は、手順❸に進みます。

2 ▲·▼·◀·▶で言語を選び、決定を押す

日本語／英語／ドイツ語／フランス語／イタリア語／ロシア語／中国語／韓国語／スペイン語から選ぶことができます。

3 終了/■を押して、メニューを消す

お知らせ

• 設定した言語が視聴している放送にない場合は、その放送に従って表示されます。

ルート証明書番号を確認する

• ルート証明書は、地上デジタル放送の双方向サービスで、本機と接続するサーバーの認証をする際に使用されます。
• ルート証明書は地上デジタル放送によって、放送局から送られます。本機内に記録された証明書番号を以下の手順で確認することができます。
• サーバーとの認証でエラーになった場合、ルート証明書番号の確認が必要になります。（⇨操作編 57 ページ「LAN 端子を使った通信に関するエラー表示（代表的なもの）」）

≫ 準備

• 以下の操作で「ルート証明書番号」画面にする
①上記「郵便番号と地域の設定」の準備の①〜④の操作をする
②▲·▼で「ルート証明書番号」を選び、決定を押す

1 ルート証明書番号を確認し、決定を押す

2 終了/■を押して、メニューを消す

データ放送用メモリーの割当て

24 ページの手順❼や、「初期スキャン」（⇨48 ページ）の手順❸などで、データ放送用メモリーの割当画面が表示されたときには、以下の手順で設定します。

■個人の情報とデータ放送用メモリーの割当てについて

地上デジタル放送では、放送局ごとに視聴者個人の情報（たとえば、視聴ポイント数など）を利用したサービスが行われる場合があり、本機はその情報を放送局ごとに本機内のデータ放送用メモリーに記憶しています。

通常、メモリーは足りていますが、たとえば、引越しをした場合で、以前受信していた放送局の設定が残っていたときなどには、放送局の数が本機のメモリーの数を超えてしまうことがあります。

その場合には、初期スキャン時などに、データ放送用メモリーの割当画面（下の手順❶の画面）が表示されますので、以下の操作でメモリーを割り当てる放送局を設定してください。

メモリーを割り当てなかった放送局については、個人の情報がすべて消去されますのでご注意ください。

❶ メモリーを割り当てる放送局を▲･▼で選び、決定を押す

- 選んだ放送局にチェックマーク「✔」がつきます。
  もう一度決定を押すと、指定が取り消されます。
- リモコンの1～12に設定されている放送局（放送局名表示の左側に 1 ～ 12 の番号が表示されています）については、メモリーが割り当てられるように自動的に設定されています。設定を取り消すことはできません。
- **このあと、手順❷～❹の操作をすると、メモリー割当ての指定をしなかった放送局の個人の情報はすべて消去されます。**
  消去された情報は元に戻すことはできませんのでご注意ください。

設定の場面によって名称が変わります。

例 初期スキャン

放送局の数がデータ放送用のメモリーの数を超えています。
メモリーを割り当てたい放送局を９つ選んでください。

リモコン	放送局	受信状態	メモリー割当
☑ 11	テレ玉	○	あり
☑ 12	テレビ東京	○	あり
□ －－	ＮＨＫ総合・新潟	○	あり
□ －－	ＮＨＫ教育・新潟	○	あり
□ －－	ＢＳＮ	○	あり

選択した放送局の数：１２

❷ 手順❶を繰り返し、九つの指定をする

1～12については自動的に設定されます。それらを除いた九つを指定します。

❸ ▶を押す

- 手順❹の画面になります。（確認メッセージが表示されます）
- 九つよりも多い場合や少ない場合には、その旨のメッセージが表示されます。
  決定を押したあと、手順❶～❷の操作で九つの指定をしてください。

❹ ◀･▶で「はい」を選び、決定を押す

指定した放送局についてデータ放送用メモリーが割り当てられ、このページの設定をする前の場面に自動的に戻ります。指定以外の放送局の個人の情報はすべて消去されます。

例 初期スキャン

リモコン	放送局	受信状態	メモリー割当
5	ＴＯＫＹＯ　ＭＸ	○	あり
6	ＴＢＳ	○	あり
7	ｔｖｋ	○	あり

メモリーを割り当てる放送局は上記でよろしいですか？

はい　いいえ

メモリーを割り当てなかった放送局に関するデータはすべて消去されます。消去されたデータは元に戻すことができませんのでご注意ください。

❺ このページの設定をする前の操作を続ける

■「はじめての設定」の中の「初期スキャン」の場合

- 24 ページの手順❽へ

■「初期スキャン」の場合

- 「初期スキャン」（⇨48 ページ）の手順❹へ

■「再スキャン」の場合

- 「再スキャン」（⇨49 ページ）の手順❶または手順❷へ

お知らせ

- 個人の情報を消去するには、「すべての初期化」をしてください。（⇨61ページ）

視聴年齢制限のある番組を見るには

暗証番号の設定・削除

• お買い上げ時は暗証番号が設定されていないため、視聴年齢制限のある番組を見ることはできません。視聴年齢制限のある番組を見るには、暗証番号を設定してください。
• 暗証番号を設定した場合には、暗証番号の変更、削除、および「すべての初期化」（⇨61 ページ）をするときにも暗証番号の入力が必要になります。

ご注意

暗証番号を忘れた場合の消去は有料になります。

• 暗証番号を忘れないようにご注意ください。暗証番号を忘れた場合は、裏表紙に記載の「東芝DVDインフォメーションセンター」にご連絡ください。

暗証番号の設定

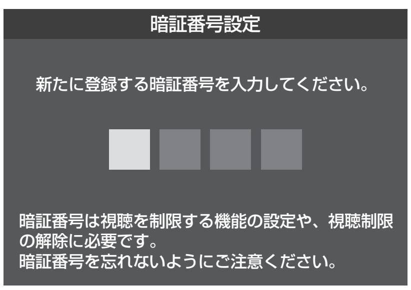
≫ 準備

• 以下の操作で「視聴制限設定」画面にする
①スタートを押す
②▲・▼で「設定」を選び、決定を押す
③▲・▼で「機能設定」を選び、決定を押す
④▲・▼で「視聴制限設定」を選び、決定を押す

1 ▲・▼で「暗証番号設定」を選び、決定を押す

■ はじめて暗証番号を登録する場合

※ 必要でない場合は、登録しないことをおすすめします。
• 登録したい暗証番号（4 ケタの数字）を1～10（0）で入力してください。
• 間違えて入力した場合は、◀を押し、もう一度入力してください。
※ 入力した数字は画面には「＊」で表示されます。



■ 暗証番号を変更する場合

変更する前の暗証番号を1～12（0）で入力してください。

2 1～10（0）でもう一度暗証番号を入力し、確認画面で決定を押す

3 終了/■を押して、メニューを消す

暗証番号の削除

≫ 準備

• 以下の操作で「視聴制限設定」画面にする
①スタートを押す
②▲・▼で「設定」を選び、決定を押す
③▲・▼で「機能設定」を選び、決定を押す
④▲・▼で「視聴制限設定」を選び、決定を押す

1 ▲・▼で「暗証番号削除」を選び、決定を押す

2 1～12（0）で暗証番号を入力する

3 確認画面で、◀・▶で「はい」を選んで決定を押す

4 終了/■を押して、メニューを消す

視聴年齢制限設定

- デジタル放送では番組ごとに視聴年齢が設定されている場合があります。視聴年齢制限のある番組を見るには暗証番号および以下の設定が必要です。（暗証番号は、前ページの操作で設定してください）
- お買い上げ時には、視聴年齢制限は設定されていません。

≫ 準備

- **以下の操作で「視聴制限設定」画面にする**
  ①[スタート]を押す
  ②▲・▼で「設定」を選び、[決定]を押す
  ③▲・▼で「機能設定」を選び、[決定]を押す
  ④▲・▼で「視聴制限設定」を選び、[決定]を押す

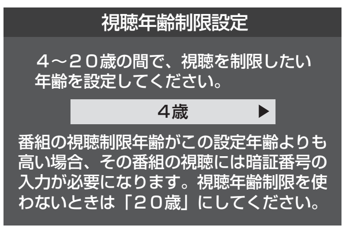
1 ▲・▼で「視聴年齢制限設定」を選び、[決定]を押す

暗証番号の入力画面になります。

2 [1]～[10]（0）で暗証番号を入力する

3 ◀・▶で年齢を設定し、[決定]を押す

- 設定できる年齢は、4 歳から 20 歳までです。
- 視聴年齢制限機能を使わない場合は、「20歳（制限しない」に設定してください。



4 [終了/■]を押して、メニューを消す

視聴時の動作および操作は以下のとおりです。

■ 番組の設定年齢が、設定した年齢よりも上の場合

- メッセージが表示されます。
- [決定]を押し、[1]～[10]（0）で暗証番号を入力してください。

■ 本機に暗証番号や視聴年齢制限が設定されていない場合

- 視聴年齢制限のある番組を見ることはできません。
- [決定]を押し、設定が必要な項目を設定してください。

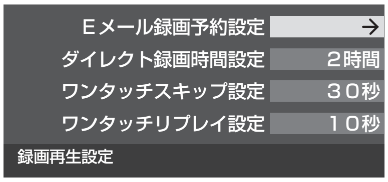
E メール録画予約設定

- 本機に接続した USB ハードディスクに、E メールで録画予約（⇨操作編 36 ページ）をする場合の設定をします。
- E メールで録画予約をするには、以下の設定と、「LAN 接続設定」（⇨35 ページ）が必要です。また、POP3 を使用したメールサービスが利用できるプロバイダ（インターネット接続事業者）との契約が必要です。詳しくは、プロバイダにお問い合わせください。
- 本機は E メールでの録画予約だけに対応しています。一般の E メールを受信して見ることはできません。

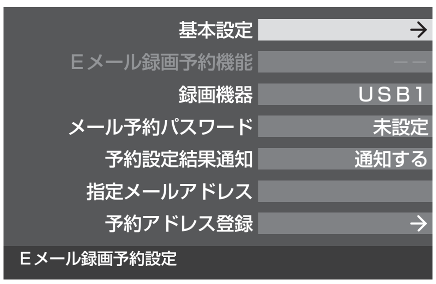
≫ 準備

- **以下の操作で「E メール録画予約設定」画面にする**

①スタートを押す
②▲･▼で「設定」を選び、決定を押す
③▲･▼で「外部機器設定」を選び、決定を押す
④▲･▼で「録画再生設定」を選び、決定を押す
⑤▲･▼で「Eメール録画予約設定」を選び、決定を押す



1 **設定する項目を▲･▼で選んで決定を押し、右表(次ページまで)の手順で設定する**



2 **終了/■を押して、メニューを消す**

3 **設定を有効にするには、電源ボタンで電源を切り、もう一度電源を入れる**

項目	説明および操作手順
基本設定	・「基本設定」画面で以下の操作をします。 **❶ 設定する項目を▲・▼で選んで決定を押す** **❷ 項目によってそれぞれの操作をする** ・入力する内容はプロバイダから提供された資料をご覧ください。 ・「APOP」と「POP3 アクセス間隔」以外は、文字を入力します。文字入力のしかたは操作編の「文字を入力する」（⇨61 ページ）をご覧ください。 **■ POP3 サーバーアドレス** ・POP3 サーバーアドレスを入力します。 **■ POP3 ユーザー名** ・ユーザー ID を入力します。 **■ POP3 パスワード** ・パスワードを入力します。 **■ APOP** ・録画予約メール受信時にパスワードを暗号化して送ります。メールサーバーやメールソフトが対応していない場合は「使用しない」を選びます。 ・▲・▼で「使用する」または「使用しない」を選んで決定を押します。 **■ POP3 アクセス時刻** ・本機がメールサーバーに定期的に新着メールの確認にいく時刻を設定します。 ・▲・▼・◀・▶で時刻を選んで決定を押します。 決定を押すたびに☑と☐が交互に切り換わります。アクセスする時刻に✔がつくようにします。 ・すべて選択したら、▲・▼・◀・▶で「設定完了」を選んで決定を押します。 **■ SMTP サーバーアドレス** ・SMTP サーバーアドレスを入力します。 例）smtp.XXX.ne.jp **■ メールアドレス** ・メールアドレスを入力します。
Eメール録画予約機能	・E メールでの録画予約機能を使用する、しないを設定します。 ※ 使用する場合は、先に「予約アドレス登録」をしてください。登録が 1 件もない場合は、この項目を選択できません。 **❶ ▲・▼で「使用する」または「使用しない」を選び、決定を押す**
録画機器	・番組の録画先の機器を指定します。 **❶ ▲・▼で録画先を選び、決定を押す**

メール予約パスワード	・メールで録画予約をする場合に使用するパスワードを設定します。(パスワードを設定しないと、メール録画予約はできません) ❶ **パスワードを設定する** ・パスワードには最小6文字～最大20文字までの半角英数字を入力します。 ❷ **入力が終わったら、決定を押す**
予約設定結果通知	・メールでの録画予約設定の結果を、メールでお知らせする機能です。 ❶ **希望の通知先を▲・▼で選び、決定を押す** ・**使用しない…** 予約設定結果通知を使用しません。 ・**指定アドレスへの通知…** 次項目の「指定メールアドレス」で指定したアドレスに通知します。 ・**送信元アドレスへの通知…** 録画予約のメールを送ったアドレスに通知します。 ・**指定アドレスと送信元アドレスへの通知…** 次項目の「指定メールアドレス」で指定したアドレスと、録画予約のメールを送ったアドレスに通知します。
指定メールアドレス	・予約設定結果通知メールの送り先を設定します。 ※ 指定したアドレスに送信する場合は、上記の「予約設定結果通知」で「指定アドレスへの通知」または「指定アドレスと送信元アドレスへ通知」に設定してください。 ❶ **指定するメールアドレスを入力する** ❷ **入力が終わったら、決定を押す**
予約アドレス登録	・以下の手順で登録した予約アドレスからの録画予約メールだけが受信ができます。 ※ 予約アドレスを一件も登録しない場合は、「Eメール録画予約機能」の表示が自動的に「－－－」になります。 ❶ **予約アドレスを登録または編集・削除する** ■ **予約アドレスを登録する場合** ・6件のアドレスが登録できます。 ① ▲・▼・◀・▶で「新規追加」を選び、決定を押す ② アドレスを入力する いくつものアドレスを登録する場合は手順①と②を繰り返します。 ■ **登録済のアドレスを編集・削除する場合** ・すでに登録されているアドレスの内容を編集・削除します。 ① 編集・削除したいアドレスを▲・▼・◀・▶で選び、決定を押す ② ▲・▼で「編集する」または「削除する」を選び、決定を押す ■**「編集する」を選んだ場合** 文字入力画面で、アドレスを変更します。 ■**「削除する」を選んだ場合** 確認画面で、◀・▶で「はい」を選び、決定を押せば指定したアドレスが削除されます。 ❷ **アドレスの登録、編集・削除が終わったら、▲・▼・◀・▶で「登録完了」を選び、決定を押す**

お知らせ

- 「メール予約パスワード」は、Eメールの本文に記載されます。この点を考慮して文字数や文字列を決めてください。Eメールは悪意を持った第三者に見られるおそれがありますので、POP3パスワードやキャッシュカードの暗証番号などを使用しないことをおすすめします。
- メール送信時のユーザー認証機能(SMTP-AUTH)に対応していません。
- ご契約のプロバイダが、迷惑メール対策のために送信メール規制(ポート25通信規制)をしている場合、予約設定結果通知メールの送信ができないことがあります。ポート25通信規制についてはプロバイダにご確認ください。

リモコン設定

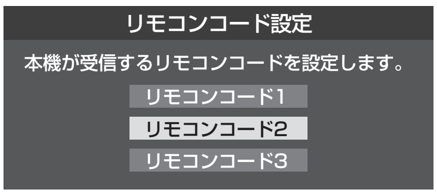
リモコンコード設定

同じ室内で東芝製のデジタルチューナーやHDD & DVDレコーダーを2台または3台使用している場合などに、リモコンを操作すると2台または3台とも反応してしまうことがあります。このような場合、リモコンコードの設定を変えれば1台だけが操作できるようになります。
※ 必ず以下の手順で操作してください。手順が異なるとリモコン操作ができなくなります。

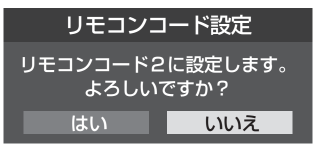
≫ 準備

- 以下の操作で「リモコンコード設定」画面にする
  - ①スタート を押す
  - ②▲・▼で「設定」を選び、決定 を押す
  - ③▲・▼で「機能設定」を選び、決定 を押す
  - ④▲・▼で「リモコンコード設定」を選び、決定 を押す

1 ▲・▼で「リモコンコード1」、「リモコンコード2」、または「リモコンコード3」を選び、決定 を押す



2 ◀・▶で「はい」または「いいえ」を選び、決定 を押す



「はい」を選んで 決定 を押すと、本機のリモコンコードが設定されます。今までと異なるコードに設定した場合、次の手順❸を終えるまでの間リモコンでの操作はできなくなります。

3 スタート を押したままで、1、2、または 3 を押す

手順❶～❷で「リモコンコード1」に設定した場合は 1 を押し、「リモコンコード2」に設定した場合は 2 を押し、「リモコンコード3」に設定した場合は 3 を押します。
※ この操作ができるのは、付属のリモコンだけです。

4 リモコンで本機が操作できることを確認する

リモコンの乾電池を取りはずした場合（電池交換などの際）、リモコンは「リモコンコード1」に戻ることがあります。その際は、手順❸でリモコンのリモコンコードを設定し直してください。

お知らせ

- 本機とリモコンのリモコンコードが一致していない場合、リモコンを操作すると、本体の電源インジケーターの左側が緑に点滅します。

リモコンの操作を一時的にオフにする

本機がリモコンで動作しないよう一時的に本機のリモコン信号受信を止めることができます。

1 本体の ^ と 放送切換 を約5秒以上押す

リモコンで動作しなくなります。
解除するときは、もう一度同様の操作をします。

お知らせ

- リモコンの操作をオフに設定した場合、リモコンを操作すると、本体の電源インジケーターの左側が緑に点滅します。

お買い上げ時の設定に戻すには（設定内容を初期化するには）

お買い上げ時の設定に戻す方法は 3 種類あります。目的に合わせて操作してください。

ご注意

- **初期化をすると初期化前の状態に戻すことはできませんのでご注意ください。**

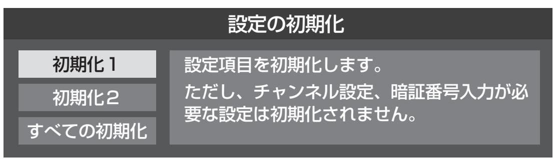
項　目	内　容
初期化 1	• 以下の項目以外の設定項目をお買い上げ時の状態に戻します。 　• チャンネル設定 　•「視聴制限設定」の「暗証番号設定」、「視聴年齢制限設定」 　•「リモコンコード設定」 • お好みに設定した項目を設定し直すときに行うと便利です。
初期化 2	• 以下の項目以外の設定項目をお買い上げ時の状態に戻します。 　•「視聴制限設定」の「暗証番号設定」、「視聴年齢制限設定」 　•「リモコンコード設定」
すべての初期化	• 本機に設定されたすべての内容をお買い上げ時の状態に戻します。 ※ **この初期化は、データ放送の個人情報（住所、氏名、視聴ポイント数など）についてもすべて初期化されますので、本機を廃棄処分する場合や他の人に譲り渡す場合にのみ行ってください。**

≫ 準備

- 以下の操作で「設定の初期化」画面にする
  - ①スタートを押す
  - ②▲・▼で「設定」を選び、決定を押す
  - ③▲・▼で「初期設定」を選び、決定を押す
  - ④▲・▼で「設定の初期化」を選び、決定を押す

1 ▲・▼で「初期化1」、「初期化2」、または「すべての初期化」を選び、決定を押す

初期化される項目の内容は、上の表をご覧ください。

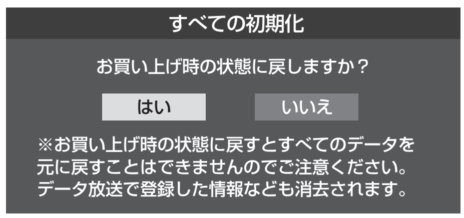


■ すべての初期化をする場合

暗証番号入力画面が表示された場合は暗証番号を入力してください。

2 初期化する場合は◀・▶で「はい」を選び、決定を押す

※ 初期化したあとに初期化前の状態に戻すことはできません。



3 初期化終了の画面が表示されたら、以下の操作をする

- 「初期化 1」、「初期化 2」の場合は決定を押します。
- 「すべての初期化」の場合は電源を切ります。

メニュー一覧

設定メニュー

設定メニュー	項目１	項目２	項目３	項目４	お買い上げ時の設定	参照ページ
映像 / 音声設定	レゾリューションプラス設定	レゾリューションプラス			オフ	操作編 32 ページ
		レベル調整			（未設定）	操作編 32 ページ
	テレビ画面形状				16:9	41 ページ
	HDMI 映像出力切換				オート	42 ページ
	ダウンミックス				ノーマル	43 ページ
機能設定	番組情報取得設定				取得する	操作編 60 ページ
	視聴制限設定	視聴年齢制限設定			（未設定）	57 ページ
		暗証番号設定			（未設定）	56 ページ
		暗証番号削除			―	56 ページ
	リモコンコード設定				リモコンコード 1	60 ページ
外部機器設定	USB ハードディスク設定	機器の登録			―	44 ページ
		自動削除設定			する	44 ページ
		省エネ設定			通常モード	44 ページ
		機器の取りはずし			―	44 ページ
		動作テスト			―	44 ページ
		機器の初期化			―	44 ページ
	SD メモリーカード設定	SD メモリーカードの初期化			―	操作編 48 ページ
		ワンセグ録画予約メッセージ設定			表示する	操作編 33 ページ
	録画再生設定	E メール録画予約設定	基本設定	POP3 サーバーアドレス	（未設定）	58 ページ
				POP3 ユーザー名	（未設定）	58 ページ
				POP3 パスワード	未設定	58 ページ
				APOP	使用しない	58 ページ
				POP3 アクセス時刻	PM0:00、PM6:00、PM8:00、PM10:00	58 ページ
				SMTP サーバーアドレス	（未設定）	58 ページ
				メールアドレス	（未設定）	58 ページ
			E メール録画予約機能		使用しない	58 ページ
			録画機器		無効	58 ページ
			メール予約パスワード		未設定	59 ページ
			予約設定結果通知		送信元アドレスへの通知	59 ページ
			指定メールアドレス		（未設定）	59 ページ
			予約アドレス登録		（未設定）	59 ページ
		ダイレクト録画時間設定			2 時間	45 ページ
		ワンタッチスキップ設定			30 秒	45 ページ
		ワンタッチリプレイ設定			10 秒	45 ページ
	HDMI 連動設定				使用しない	38 ページ

設定メニュー	項目１	項目２	項目３	項目４	お買い上げ時の設定	参照ページ
初期設定	はじめての設定				ー	23、40 ページ
	アンテナ設定	地上デジタルアンテナレベル			ー	46 ページ
		BS・110 度 CS アンテナレベル			ー	47 ページ
		BS・110 度 CS アンテナ電源供給			供給する	46 ページ
		BS 中継器切換			ー	47 ページ
		110 度 CS 中継器切換			ー	47 ページ
	チャンネル設定	地上デジタル自動設定	初期スキャン		ー	48 ページ
			再スキャン		ー	49 ページ
			自動スキャン		自動スキャンする	49 ページ
		手動設定	地上デジタル		ー	50 ページ
			BS		ー	51 ページ
			110 度 CS		ー	52 ページ
		地デジ難視対策衛星放送			利用しない	26 ページ
		チャンネルスキップ設定	地上デジタル		ー	53 ページ
			BS		ー	53 ページ
			110 度 CS		ー	53 ページ
		初期設定に戻す			ー	53 ページ
	データ放送設定	郵便番号と地域の設定			（未設定）	54 ページ
		文字スーパー表示設定			日本語	54 ページ
		ルート証明書番号			ー	54 ページ
	LAN 接続設定	IP アドレス設定			自動取得	35 ページ
		DNS 設定			自動取得	35 ページ
		プロキシ設定			使用しない	35 ページ
		MAC アドレス			ー	35 ページ
		接続テスト			ー	35 ページ
	B-CAS カードの確認				ー	操作編 59 ページ
	ソフトウェアのダウンロード	放送からのダウンロード	自動ダウンロード		ダウンロードする	操作編 62 ページ
			ダウンロードの予約		（未設定）	操作編 62 ページ
		サーバーからのダウンロード開始			ー	操作編 63 ページ
		ソフトウェアバージョン			ー	操作編 63 ページ
	設定の初期化				ー	61 ページ

（網掛け）「はじめての設定」で設定可能

メニュー一覧・つづき

クイックメニュー

• クイックメニューの内容は、 クイック を押すときの場面によって変わります。
• クイックメニューで選択できる項目は、放送の種類や外部機器の有無などによって変わります。選択できない項目は薄くなって表示されます。

（視聴時の例）

クイックメニュー	項目１	項目２	参照ページ
番組説明			操作編 30 ページ
映像 / 音声設定	レゾリューションプラス設定	レゾリューションプラス	操作編 32 ページ
		レベル調整	操作編 32 ページ
	テレビ画面形状		41 ページ
	HDMI 映像出力切換		42 ページ
	ダウンミックス		43 ページ
連ドラ予約			操作編 34 ページ
お知らせ	放送局からのお知らせ		操作編 59 ページ
	本機に関するお知らせ		操作編 59 ページ
	ボード		操作編 59 ページ
ハードディスク残量表示			操作編 43 ページ
SD メモリーカード残量表示			操作編 43 ページ
その他の操作	信号切換	映像信号切換	操作編 31 ページ
		音声信号切換	操作編 31 ページ
		音多切換	操作編 31 ページ
		データ信号切換	操作編 31 ページ
		字幕切換	操作編 31 ページ
		降雨対応放送切換	操作編 60 ページ
	チャンネル番号入力		操作編 7 ページ
	アンテナレベル表示		27 ページ
	データ放送終了		操作編 24 ページ
	テレビ / ラジオ / データ切換		操作編 24 ページ

使用上のお願いと資料



使用上のお願い 必ずお読みください。

免責事項について

- 火災、地震や雷などの自然災害、第三者による行為、その他の事故、お客様の故意または過失、誤用、その他異常な条件下での使用によって生じた障害に関して、当社は一切の責任を負いません。
- 本製品の使用または使用不能から生ずる付随的な障害（事業利益の損失、事業の中断、視聴料金の損失など）に関して、当社は一切の責任を負いません。
- 取扱説明書の記載内容を守らないことによって生じた損害に関して、当社は一切の責任を負いません。
- 録画･録音機器に正しく記録（録画、録音など）できなかった内容の補償、および付随的な損害に関して、当社は一切の責任を負いません。
- 他の接続機器との組合せによる誤動作や動作不能、誤操作などから生じた損害（録画機器などの故障、録画内容の変化・消失など）に関して、当社は一切の責任を負いません。
- 誤操作や静電気などのノイズによって本機に記憶されたデータなどが変化・消失することがあります。これらの場合について、当社は一切の責任を負いません。
- 故障・修理のときなどに、データ放送の双方向サービスなどで本機に記憶されたお客様の登録情報やポイント情報などの一部あるいはすべてが変化・消失した場合の損害や不利益について、当社は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

取扱いに関すること

- 非常時を除いて、電源が入っている状態では絶対に電源プラグや AC アダプターを抜かないでください。故障の原因となります。
- 移動させるときは
  引っ越しなど、遠くへ運ぶときは、傷がつかないように毛布などでくるんでください。また、衝撃や振動をあたえないでください。
- 殺虫剤や揮発性のものをかけたりしないでください。また、ゴムやビニール製品などを長時間接触させないでください。
  変色したり、塗装がはげたりする原因となります。
- たばこの煙や煙を出すタイプの殺虫剤、ほこりなどが機器内部にはいると故障の原因になります。
- 長時間ご使用になっていると本機全体が多少熱くなりますが、故障ではありません。
- 本機は精密電子機器です。長くご愛用いただくためにできるだけ丁寧に取り扱ってください。

使用しないときは

- ふだん使用しないとき
  電源を切っておいてください。
- 長期間使用しないとき
  電源プラグを抜いてください。
  電源プラグを抜いている状態（通電されていない）のときは、番組表のデータは取得されません。

置き場所に関すること

- 本機は水平で安定した場所に設置してください。ぐらぐらする机や傾いている所など不安定な場所で使わないでください。故障の原因となります。本機を設置する場所は、本機の重さが十分に耐えられることを確認してください。また本機が落下した場合に、けがの原因となるため、高い場所への設置はしないでください。
- 縦置きにしないでください。倒れるとけがや故障の原因となります。側面の通風孔をふさぐと故障の原因となります。
- 本機をテレビやラジオ、ビデオデッキの近くに置く場合には、本機を使用中、組み合わせによっては画像や音声に悪い影響を与えることがあります。万一、このような症状が発生した場合はテレビやラジオ、ビデオデッキからできるだけ離してください。
- 直射日光のあたる場所、熱器具の近くなど温度が高くなる場所や、ビデオデッキなど熱源になるような機器の上には置かないでください。故障の原因になります。

お手入れに関すること

- お手入れの際は、本機の電源プラグをコンセントから抜いて行なってください。
- 本体のよごれはやわらかい布（ガーゼ等）で軽く拭き取ってください。ティッシュペーパーや硬い布は使わないでください。
- ベンジンやシンナー等有機溶剤、石油類は絶対に使用しないでください。本体表面を変質させます。
- 油汚れ等が付いたときは、弱い中性洗剤を薄めたものを含ませて固く絞った柔らかい布で、拭き取ってください。その後、温水を含ませて固く絞った布で十分に拭き取ってください。ただし、わずかに表面が変質する場合がある事は予めご承知ください。

日本国内用です

- 本機を使用できるのは日本国内だけです。外国では電源電圧が異なりますので使えません。
  This tuner is designed for use in Japan only and cannot be used in any other countries.

アンテナについて

- 画像や音声はアンテナの電波受信状況によって大きく左右されます。
- 本機を接続した場合、電波の弱い地域では、受信状態が悪くなることがあります。この場合は購入店にご相談されるか、市販のアンテナブースターをご購入ください。アンテナブースターをご使用になる場合は、アンテナブースターの説明書をご覧ください。
- 設置場所や電波障害の影響がある場合には改善されません。
- 接続ケーブルやコネクターの接触不良が無いように十分確認してください。

たいせつな録画・録音について

- たいせつな録画・録音の場合は、事前に試し録画・録音を行ない、正しくできることを確かめておいてください。
  本機を使用中、万一何らかの不具合によって、録画・録音されなかった場合の内容の補償および付随的な損害（事業利益の損失、事業の中断など）に対して、当社は一切の責任を負いません。
- 本機の動作中に電源プラグや AC アダプターを抜くと、記録内容がすべて消える場合がありますので、ご注意ください。
- 悪天候による電波の受信状態や、放送チャンネルおよび番組によっては、映像が乱れたり、音が割れたり、飛んだりすることがあります。
- 放送番組によっては録画制限（録画禁止など）があるものがあります。この場合、予約をしても録画が実行できない場合があります。
- USB ハードディスクに録画した内容の長期保存は保証できません。たいせつな番組の録画には、他の録画機器を併用することをおすすめします。

停電について

・本機の録画中に停電があった場合その内容は保存されません。また、録画以外の操作をしているときに停電があった場合も、保存済みの内容が読み出せなくなることがあります。

ソフトウェアの変更について

・本機は品質について万全を期しておりますが、本体内部のソフトウェアを変更して、品質や性能をさらに改善する場合があります。
本機の自動ダウンロード設定を「ダウンロードする」の状態に設定しておくと、放送電波（地上デジタル放送またはBSデジタル放送を受信できる環境と設定が必要です）の中に入れられたソフトウェアを受信することによって、自動的にソフトウェアをバージョンアップさせることができます。（お買い上げ時は、「ダウンロードする」の状態に設定されています。）ソフトウェアのバージョンアップや自動ダウンロードについては、⇨操作編62ページをご覧ください。
ソフトウェアのバージョンアップ中は電源プラグをコンセントから抜いたり本機からACアダプターを抜いたりしないでください。

地上デジタル放送について

本機では、地上デジタル放送が受信できます。

■地上デジタル放送とは？
地上波のUHF帯を使用したデジタル放送のことです。現在行なわれているアナログ方式の地上放送は、今後地上デジタル放送に変わっていきます。

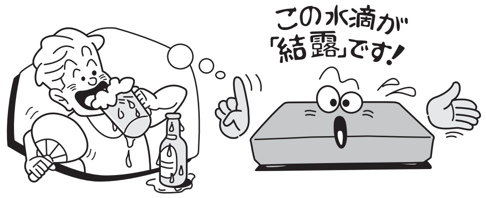
■地上デジタル放送の特長
これまでの地上アナログ放送に比べて、以下のメリットがあります。
①デジタルハイビジョン放送を中心とした高画質・多チャンネル放送
②高音質放送（MPEG-2 AAC方式）
③ゴーストの影響を受けにくいので、画像が鮮明
④データ放送や双方向通信サービス
（通常の番組に加えて、地域に密着したニュースや天気予報などのデータ放送が予定されています。また、電話回線等を使った双方向通信サービスによって、オンラインショッピングや視聴者参加型のクイズ番組なども予定されています。）
（本機は電話回線を使用した双方向通信サービスには対応していません。）
⑤移動体受信・部分受信サービス
（本機では部分受信サービスは受信できません。）
地上デジタル放送を受信するには、本機のほかに地上デジタル放送に対応したUHFアンテナが必要です。（ほかに混合器や分波器が必要な場合もあります。）

アナログテレビ放送からデジタルテレビ放送への移行について

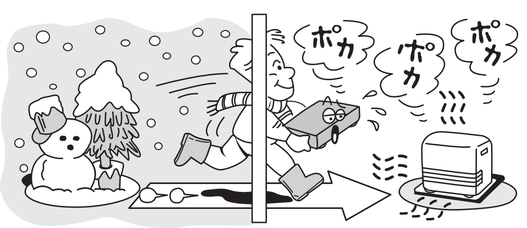
・地上アナログテレビ放送とBSアナログテレビ放送は2011年7月24日までに終了することが、国の法令によって定められています。

結露（露付き）について

■結露は本機を傷めます。よくお読みください
例えば、よく冷えたビールをコップにつぐと、コップの表面に水滴がつきます。これを“結露（露付き）”といいます。この現象と同じように、本機の内部部品、部品内部などに水滴がつくことがあります。



■“結露”はこんなときおきます
・本機を寒いところから、急に暖かいところに移動したとき
・暖房を始めたばかりの部屋や、エアコンなどの冷風が直接あたるところに置いたとき
・夏季に、冷房のきいた部屋・車内などから急に温度・湿度の高いところに移動したとき
・湯気が立ちこめるなど、湿気の多い部屋に置いたとき



■結露がおきそうなときは、本機をすぐにご使用にならないでください
結露がおきた状態で本機をお使いになりますと、部品を傷めることがあります。しばらくそのまま放置して、水滴が乾燥してから使用してください。

本機の廃棄、または他の人に譲渡するとき

・**廃棄の際は、地方自治体の条例または規則にしたがってください。**
・「すべての初期化」（⇨61ページ）をして、暗証番号や双方向サービスの情報（お客様が本機に記憶させた住所・氏名などの個人情報、お客様のポイント数など）なども含めて、初期化することをおすすめします。
・B-CAS（ビーキャス）カードの登録廃止、登録名義変更などについては、（株）ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズにお問い合わせください。
お問い合わせ先：
カスタマーセンター　TEL.0570-000-250

使用上のお願い・つづき

著作権について

• あなたが録画・録音したものは、個人として楽しむ以外は、著作権法上、権利者に無断では使用できません。録画・録音したものを権利者の許諾なく、複製・改変したり、インターネットなどで送信・掲示したりすることは著作権法上禁止されています。以下の行為なども違反になりますのでご注意ください。
  • 録画した番組を自分のホームページで見られるようにする。
  • 録画した番組をメールやメッセンジャーサービスなどで他人に送る。

  また、以下の行為も著作権法違反となるおそれがありますのでご注意ください。
  • 番組を録画したビデオテープやDVDなどの媒体を友人に貸す。

  著作権法違反は刑事処罰を受けますので自己責任のもとでご利用ください。なお、著作権法違反によって生じた損害に関して、当社は一切の責任を負いません。
• SDメモリーカードに録画されたワンセグコンテンツはCPRM（Content Protection for Recordable Media）にて保護されています。CPRMとは、コピー制限のある番組に対する著作権保護技術です。
• 本機は、Rovi Corporationならびに他の権利者が保有する米国特許およびその他の知的財産権で保護された著作権保護技術を採用しています。この著作権保護技術の使用はRovi Corporationの認可が必要であり、Rovi Corporationの認可なしでは、一般家庭用または他のかぎられた視聴用だけに使用されるようになっています。改造または分解は禁止されています。

商標について

本機は、ドルビーラボラトリーズからの実施権に基づき製造されています。
Dolby、ドルビー及びダブルD記号はドルビーラボラトリーズの商標です。

HDMI、HDMIロゴおよびHigh-Definition Multimedia Interfaceは、米国およびその他の国々におけるHDMI Licensing, LLCの商標または登録商標です。

SDXC、SDHC、SDロゴはSD-3C, LLCの商標です。

“AVCHD”および“AVCHD”ロゴはパナソニック株式会社とソニー株式会社の商標です。

• 本取扱説明書に記載されている名称、会社名、商品名などには、各社の登録商標や商標が含まれています。

その他

• 意匠・仕様・ソフトウェアは製品改良のため予告なく変更することがあります。

THIS PRODUCT IS LICENSED UNDER THE AVC PATENT PORTFORIO LICENSE FOR THE PERSONAL AND NON-COMMERCIAL USE OF A CONSUMER TO (i)ENCODE VIDEO IN COMPLIANCE WITH THE AVC STANDARD (“AVC VIDEO”) AND/OR (ii)DECODE AVC VIDEO THAT WAS ENCODED BY A CONSUMER ENGAGED IN A PERSONAL AND NON-COMMERCIAL ACTIVITY AND/OR WAS OBTAINED FROM A VIDEO PROVIDER LICENSED TO PROVIDE AVC VIDEO. NO LICENSE IS GRANTED OR SHALL BE IMPLIED FOR ANY OTHER USE. ADDITIONAL INFORMATION MAY BE OBTAINED FROM MPEG LA, L.L.C. SEE HTTP//WWW.MPEGLA.COM

本機で使われるソフトウェアのライセンス情報

本内容はライセンス情報のため、操作には関係ありません。

本機に組み込まれたソフトウェアは、複数の独立したソフトウェアコンポーネントで構成され、個々のソフトウェアコンポーネントは、それぞれに東芝または第三者の著作権が存在します。

本機は、第三者が規定したエンドユーザーライセンスアグリーメントあるいは著作権通知（以下、「EULA」といいます）に基づきフリーソフトウェアとして配布されるソフトウェアコンポーネントを使用しております。

「EULA」の中には、実行形式のソフトウェアコンポーネントを配布する条件として、当該コンポーネントのソースコードの入手を可能にするよう求めているものがあります。当該「EULA」の対象となるソフトウェアコンポーネントのお問い合わせに関しては、以下のホームページをご覧いただくようお願いいたします。

ホームページアドレス
http://www3.toshiba.co.jp/hdd-dvd/contact

また、本機のソフトウェアコンポーネントには、東芝自身が開発または作成したソフトウェアも含まれており、これらソフトウェアおよびそれに付帯したドキュメント類には、東芝の所有権が存在し、著作権法、国際条約条項および他の準拠法によって保護されています。「EULA」の適用を受けない東芝自身が開発または作成したソフトウェアコンポーネンツは、ソースコード提供の対象とはなりませんのでご了承ください。

ご購入いただいた本機は、製品として、弊社所定の保証をいたします。

ただし、「EULA」に基づいて配布されるソフトウェアコンポーネントには、著作権者または弊社を含む第三者の保証がないことを前提に、お客様がご自身でご利用になられることが認められるものがあります。この場合、当該ソフトウェアコンポーネントは無償でお客様に使用許諾されますので、適用法令の範囲内で、当該ソフトウェアコンポーネントの保証は一切ありません。著作権やその他の第三者の権利等については、一切の保証がなく、"as is"（現状）の状態で、かつ、明示か黙示であるかを問わず一切の保証をつけないで、当該ソフトウェアコンポーネントが提供されます。ここでいう保証とは、市場性や特定目的適合性についての黙示の保証も含まれますが、それに限定されるものではありません。当該ソフトウェアコンポーネントの品質や性能に関するすべてのリスクはお客様が負うものとします。また、当該ソフトウェアコンポーネントに欠陥があるとわかった場合、それに伴う一切の派生費用や修理・訂正に要する費用は、東芝は一切の責任を負いません。適用法令の定め、または書面による合意がある場合を除き、著作権者や上記許諾を受けて当該ソフトウェアコンポーネントの変更・再配布を為し得る者は、当該ソフトウェアコンポーネントを使用したこと、または使用できないことに起因する一切の損害についてなんらの責任も負いません。著作権者や第三者が、そのような損害の発生する可能性について知らされていた場合でも同様です。なお、ここでいう損害には、通常損害、特別損害、偶発損害、間接損害が含まれます（データの消失、またはその正確さの喪失、お客様や第三者が被った損失、他のソフトウェアとのインタフェースの不適合化等も含まれますが、これに限定されるものではありません）。当該ソフトウェアコンポーネンツの使用条件や遵守いただかなければならない事項等の詳細は、各「EULA」をお読みください。

本機に組み込まれた「EULA」の対象となるソフトウェアコンポーネントは、以下のとおりです。これらソフトウェアコンポーネントをお客様自身でご利用いただく場合は、対応する「EULA」をよく読んでから、ご利用くださるようお願いいたします。なお、各「EULA」は東芝以外の第三者による規定であるため、原文を記載します。

本機で使われるフリーソフトウェアコンポーネントに関するエンドユーザーライセンスアグリーメント **原文**

対応ソフトウェアモジュール	
Linux Kernel busybox e2fsprogs parted xfsprogs mkdosfs mtd-utils	Exhibit A
glibc gcc	Exhibit B
PPxP	Exhibit C
malloc	Exhibit D

本機で使われるフリーソフトウェアコンポーネントに関するエンドユーザーライセンスアグリーメント原文

ExhibitA

GNU GENERAL PUBLIC LICENSE Version 2, June 1991

Preamble

The licenses for most software are designed to take away your freedom to share and change it. By contrast, the GNU General Public License is intended to guarantee your freedom to share and change free software--to make sure the software is free for all its users. This General Public License applies to most of the Free Software Foundation's software and to any other program whose authors commit to using it. (Some other Free Software Foundation software is covered by the GNU Lesser General Public License instead.) You can apply it to your programs, too.

When we speak of free software, we are referring to freedom, not price. Our General Public Licenses are designed to make sure that you have the freedom to distribute copies of free software (and charge for this service if you wish), that you receive source code or can get it if you want it, that you can change the software or use pieces of it in new free programs; and that you know you can do these things.

To protect your rights, we need to make restrictions that forbid anyone to deny you these rights or to ask you to surrender the rights. These restrictions translate to certain responsibilities for you if you distribute copies of the software, or if you modify it.

For example, if you distribute copies of such a program, whether gratis or for a fee, you must give the recipients all the rights that you have. You must make sure that they, too, receive or can get the source code. And you must show them these terms so they know their rights.

We protect your rights with two steps: (1) copyright the software, and (2) offer you this license which gives you legal permission to copy, distribute and/or modify the software.

Also, for each author's protection and ours, we want to make certain that everyone understands that there is no warranty for this free software. If the software is modified by someone else and passed on, we want its recipients to know that what they have is not the original, so that any problems introduced by others will not reflect on the original authors' reputations.

Finally, any free program is threatened constantly by software patents. We wish to avoid the danger that redistributors of a free program will individually obtain patent licenses, in effect making the program proprietary. To prevent this, we have made it clear that any patent must be licensed for everyone's free use or not licensed at all.

The precise terms and conditions for copying, distribution and modification follow.

GNU GENERAL PUBLIC LICENSE TERMS AND CONDITIONS FOR COPYING, DISTRIBUTION AND MODIFICATION

0. This License applies to any program or other work which contains a notice placed by the copyright holder saying it may be distributed under the terms of this General Public License. The "Program", below, refers to any such program or work, and a "work based on the Program" means either the Program or any derivative work under copyright law: that is to say, a work containing the Program or a portion of it, either verbatim or with modifications and/or translated into another language. (Hereinafter, translation is included without limitation in the term "modification".) Each licensee is addressed as "you".

Activities other than copying, distribution and modification are not covered by this License; they are outside its scope. The act of running the Program is not restricted, and the output from the Program is covered only if its contents constitute a work based on the Program (independent of having been made by running the Program). Whether that is true depends on what the Program does.

1. You may copy and distribute verbatim copies of the Program's source code as you receive it, in any medium, provided that you conspicuously and appropriately publish on each copy an appropriate copyright notice and disclaimer of warranty; keep intact all the notices that refer to this License and to the absence of any warranty; and give any other recipients of the Program a copy of this License along with the Program.

You may charge a fee for the physical act of transferring a copy, and you may at your option offer warranty protection in exchange for a fee.

2. You may modify your copy or copies of the Program or any portion of it, thus forming a work based on the Program, and copy and distribute such modifications or work under the terms of Section 1 above, provided that you also meet all of these conditions:

a) You must cause the modified files to carry prominent notices stating that you changed the files and the date of any change.

b) You must cause any work that you distribute or publish, that in whole or in part contains or is derived from the Program or any part thereof, to be licensed as a whole at no charge to all third parties under the terms of this License.

c) If the modified program normally reads commands interactively when run, you must cause it, when started running for such interactive use in the most ordinary way, to print or display an announcement including an appropriate copyright notice and a notice that there is no warranty (or else, saying that you provide a warranty) and that users may redistribute the program under these conditions, and telling the user how to view a copy of this License. (Exception: if the Program itself is interactive but does not normally print such an announcement, your work based on the Program is not required to print an announcement.)

These requirements apply to the modified work as a whole. If identifiable sections of that work are not derived from the Program,and can be reasonably considered independent and separate works in themselves, then this License, and its terms, do not apply to those sections when you distribute them as separate works. But when you distribute the same sections as part of a whole which is a work based on the Program, the distribution of the whole must be on the terms of this License, whose permissions for other licensees extend to the entire whole, and thus to each and every part regardless of who wrote it.

Thus, it is not the intent of this section to claim rights or contest your rights to work written entirely by you; rather, the intent is to exercise the right to control the distribution of derivative or collective works based on the Program.

In addition, mere aggregation of another work not based on the Program with the Program (or with a work based on the Program) on a volume of a storage or distribution medium does not bring the other work under the scope of this License.

3. You may copy and distribute the Program (or a work based on it, under Section 2) in object code or executable form under the terms of Sections 1 and 2 above provided that you also do one of the following:

a) Accompany it with the complete corresponding machine-readable source code,which must be distributed under the terms of Sections 1 and 2 above on a medium customarily used for software interchange; or,

b) Accompany it with a written offer, valid for at least three years, to give any third party, for a charge no more than your cost of physically performing source distribution, a complete machine-readable copy of the corresponding source code, to be distributed under the terms of Sections 1 and 2 above on a medium customarily used for software interchange; or,

c) Accompany it with the information you received as to the offer to distribute corresponding source code. (This alternative is allowed only for noncommercial distribution and only if you received the program in object code or executable form with such an offer, in accord with Subsection b above.)

The source code for a work means the preferred form of the work for making modifications to it. For an executable work, complete source code means all the source code for all modules it contains, plus any associated interface definition files, plus the scripts used to control compilation and installation of the executable. However, as a special exception, the source code distributed need not include anything that is normally distributed (in either source or binary form) with the major components (compiler, kernel, and so on) of the operating system on which the executable runs, unless that component itself accompanies the executable.

If distribution of executable or object code is made by offering access to copy from a designated place, then offering equivalent access to copy the source code from the same place counts as distribution of the source code, even though third parties are not compelled to copy the source along with the object code.

4. You may not copy, modify, sublicense, or distribute the Program except as expressly provided under this License. Any attempt otherwise to copy, modify, sublicense or distribute the Program is void, and will automatically terminate your rights under this License. However, parties who have received copies, or rights, from you under this License will not have their licenses terminated so long as such parties remain in full compliance.

5. You are not required to accept this License, since you have not signed it. However, nothing else grants you permission to modify or distribute the Program or its derivative works. These actions are prohibited by law if you do not accept this License. Therefore, by modifying or distributing the Program (or any work based on the Program), you indicate your acceptance of this License to do so, and all its terms and conditions for copying, distributing or modifying the Program or works based on it.

6. Each time you redistribute the Program (or any work based on the Program), the recipient automatically receives a license from the original licensor to copy, distribute or modify the Program subject to these terms and conditions. You may not impose any further restrictions on the recipients' exercise of the rights granted herein. You are not responsible for enforcing compliance by third parties to this License.

7. If, as a consequence of a court judgment or allegation of patent infringement or for any other reason (not limited to patent issues), conditions are imposed on you (whether by court order, agreement or otherwise) that contradict the conditions of this License, they do not excuse you from the conditions of this License. If you cannot distribute so as to satisfy simultaneously your obligations under this License and any other pertinent obligations, then as a consequence you may not distribute the Program at all. For example, if a patent license would not permit royalty-free redistribution of the Program by all those who receive copies directly or indirectly through you, then the only way you could satisfy both it and this License would be to refrain entirely from distribution of the Program.

If any portion of this section is held invalid or unenforceable under any particular circumstance, the balance of the section is intended to apply and the section as a whole is intended to apply in other circumstances.

It is not the purpose of this section to induce you to infringe any patents or other property right claims or to contest validity of any such claims; this section has the sole purpose of protecting the integrity of the free software distribution system, which is implemented by public license practices. Many people have made generous contributions to the wide range of software distributed through that system in reliance on consistent application of that system; it is up to the author/donor to decide if he or she is willing to distribute software through any other system and a licensee cannot impose that choice.

This section is intended to make thoroughly clear what is believed to be a consequence of the rest of this License.

8. If the distribution and/or use of the Program is restricted in certain countries either by patents or by copyrighted interfaces, the original copyright holder who places the Program under this License may add an explicit geographical distribution limitation excluding those countries, so that distribution is permitted only in or among countries not thus excluded. In such case, this License incorporates the limitation as if written in the body of this License.

9. The Free Software Foundation may publish revised and/or new versions of the General Public License from time to time. Such new versions will be similar in spirit to the present version, but may differ in detail to address new problems or concerns.

Each version is given a distinguishing version number. If the Program specifies a version number of this License which applies to it and "any later version", you have the option of following the terms and conditions either of that version or of any later version published by the Free Software Foundation. If the Program does not specify a version number of this License, you may choose any version ever published by the Free Software Foundation.

10. If you wish to incorporate parts of the Program into other free programs whose distribution conditions are different, write to the author to ask for permission. For software which is copyrighted by the Free Software Foundation, write to the Free Software Foundation; we sometimes make exceptions for this. Our decision will be guided by the two goals of preserving the free status of all derivatives of our free software and of promoting the sharing and reuse of software generally.

NO WARRANTY

11. BECAUSE THE PROGRAM IS LICENSED FREE OF CHARGE, THERE IS NO WARRANTY FOR THE PROGRAM, TO THE EXTENT PERMITTED BY APPLICABLE LAW. EXCEPT WHEN OTHERWISE STATED IN WRITING THE COPYRIGHT HOLDERS AND/OR OTHER PARTIES PROVIDE THE PROGRAM "AS IS" WITHOUT WARRANTY OF ANY KIND, EITHER EXPRESSED OR IMPLIED, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. THE ENTIRE RISK AS TO THE QUALITY AND PERFORMANCE OF THE PROGRAM IS WITH YOU. SHOULD THE PROGRAM PROVE DEFECTIVE, YOU ASSUME THE COST OF ALL NECESSARY SERVICING, REPAIR OR CORRECTION.

12. IN NO EVENT UNLESS REQUIRED BY APPLICABLE LAW OR AGREED TO IN WRITING WILL ANY COPYRIGHT HOLDER, OR ANY OTHER PARTY WHO MAY MODIFY AND/OR REDISTRIBUTE THE PROGRAM AS PERMITTED ABOVE, BE LIABLE TO YOU FOR DAMAGES, INCLUDING ANY GENERAL, SPECIAL, INCIDENTAL OR CONSEQUENTIAL DAMAGES ARISING OUT OF THE USE OR INABILITY TO USE THE PROGRAM (INCLUDING BUT NOT LIMITED TO LOSS OF DATA OR DATA BEING RENDERED INACCURATE OR LOSSES SUSTAINED BY YOU OR THIRD PARTIES OR A FAILURE OF THE PROGRAM TO OPERATE WITH ANY OTHER PROGRAMS), EVEN IF SUCH HOLDER OR OTHER PARTY HAS BEEN ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGES.

END OF TERMS AND CONDITIONS

How to Apply These Terms to Your New Programs

If you develop a new program, and you want it to be of the greatest possible use to the public, the best way to achieve this is to make it free software which everyone can redistribute and change under these terms.

To do so, attach the following notices to the program. It is safest to attach them to the start of each source file to most effectively convey the exclusion of warranty; and each file should have at least the "copyright" line and a pointer to where the full notice is found.

<one line to give the program's name and a brief idea of what it does.>

Copyright © <year> <name of author>

This program is free software; you can redistribute it and/or modify it under the terms of the GNU General Public License as published by the Free Software Foundation; either version 2 of the License, or (at your option) any later version.

This program is distributed in the hope that it will be useful, but WITHOUT ANY WARRANTY; without even the implied warranty of MERCHANTABILITY or FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. See the GNU General Public License for more details.

You should have received a copy of the GNU General Public License along with this program; if not, write to the Free Software Foundation, Inc., 51 Franklin Street, Fifth Floor, Boston, MA 02110-1301 USA

Also add information on how to contact you by electronic and paper mail.

If the program is interactive, make it output a short notice like this when it starts in an interactive mode:

Gnomovision version 69, Copyright © year name of author Gnomovision comes with ABSOLUTELY NO WARRANTY; for details type `show w'. This is free software, and you are welcome to redistribute it under certain conditions; type `show c' for details.

The hypothetical commands `show w' and `show c' should show the appropriate parts of the General Public License. Of course, the commands you use may be called something other than `show w' and `show c'; they could even be mouse-clicks or menu items--whatever suits your program.

You should also get your employer (if you work as a programmer) or your school, if any, to sign a "copyright disclaimer" for the program, if necessary. Here is a sample; alter the names:

Yoyodyne, Inc., hereby disclaims all copyright interest in the program `Gnomovision' (which makes passes at compilers) written by James Hacker.

<signature of Ty Coon>, 1 April 1989

Ty Coon, President of Vice

This General Public License does not permit incorporating your program into proprietary programs. If your program is a subroutine library, you may consider it more useful to permit linking proprietary applications with the library. If this is what you want to do, use the GNU Lesser General Public License instead of this License.

ExhibitB

GNU LESSER GENERAL PUBLIC LICENSE Version 2.1, February 1999

[This is the first released version of the Lesser GPL. It also counts as the successor of the GNU Library Public License, version 2, hence the version number 2.1.]

Preamble

The licenses for most software are designed to take away your freedom to share and change it. By contrast, the GNU General Public Licenses are intended to guarantee your freedom to share and change free software--to make sure the software is free for all its users.

This license, the Lesser General Public License, applies to some specially designated software packages--typically libraries--of the Free Software Foundation and other authors who decide to use it. You can use it too, but we suggest you first think carefully about whether this license or the ordinary General Public License is the better strategy to use in any particular case, based on the explanations below.

When we speak of free software, we are referring to freedom of use, not price. Our General Public Licenses are designed to make sure that you have the freedom to distribute copies of free software (and charge for this service if you wish); that you receive source code or can get it if you want it; that you can change the software and use pieces of it in new free programs; and that you are informed that you can do these things.

To protect your rights, we need to make restrictions that forbid distributors to deny you these rights or to ask you to surrender these rights. These restrictions translate to certain responsibilities for you if you distribute copies of the library or if you modify it.

For example, if you distribute copies of the library, whether gratis or for a fee, you must give the recipients all the rights that we gave you. You must make sure that they, too, receive or can get the source code. If you link other code with the library, you must provide complete object files to the recipients, so that they can relink them with the library after making changes to the library and recompiling it. And you must show them these terms so they know their rights.

We protect your rights with a two-step method: (1) we copyright the library, and (2) we offer you this license, which gives you legal permission to copy, distribute and/or modify the library.

To protect each distributor, we want to make it very clear that there is no warranty for the free library. Also, if the library is modified by someone else and passed on, the recipients should know that what they have is not the original version, so that the original author's reputation will not be affected by problems that might be introduced by others.

Finally, software patents pose a constant threat to the existence of any free program. We wish to make sure that a company cannot effectively restrict the users of a free program by obtaining a restrictive license from a patent holder. Therefore, we insist that any patent license obtained for a version of the library must be consistent with the full freedom of use specified in this license.

Most GNU software, including some libraries, is covered by the ordinary GNU General Public License. This license, the GNU Lesser General Public License, applies to certain designated libraries, and is quite different from the ordinary General Public License. We use this license for certain libraries in order to permit linking those libraries into non-free programs.

When a program is linked with a library, whether statically or using a shared library, the combination of the two is legally speaking a combined work, a derivative of the original library. The ordinary General Public License therefore permits such linking only if the entire combination fits its criteria of freedom. The Lesser General Public License permits more lax criteria for linking other code with the library.

We call this license the "Lesser" General Public License because it does Less to protect the user's freedom than the ordinary General Public License. It also provides other free software developers Less of an advantage over competing non-free programs. These disadvantages are the reason we use the ordinary General Public License for many libraries. However, the Lesser license provides advantages in certain special circumstances.

For example, on rare occasions, there may be a special need to encourage the widest possible use of a certain library, so that it becomes a de-facto standard. To achieve this, non-free programs must be allowed to use the library. A more frequent case is that a free library does the same job as widely used non-free libraries. In this case, there is little to gain by limiting the free library to free software only, so we use the Lesser General Public License.

In other cases, permission to use a particular library in non-free programs enables a greater number of people to use a large body of free software. For example, permission to use the GNU C Library in non-free programs enables many more people to use the whole GNU operating system, as well as its variant, the GNU/Linux operating system.

Although the Lesser General Public License is Less protective of the users' freedom, it does ensure that the user of a program that is linked with the Library has the freedom and the wherewithal to run that program using a modified version of the Library.

The precise terms and conditions for copying, distribution and modification follow. Pay close attention to the difference between a "work based on the library" and a "work that uses the library". The former contains code derived from the library, whereas the latter must be combined with the library in order to run.

GNU LESSER GENERAL PUBLIC LICENSE TERMS AND CONDITIONS FOR COPYING, DISTRIBUTION AND MODIFICATION

0. This License Agreement applies to any software library or other program which contains a notice placed by the copyright holder or other authorized party saying it may be distributed under the terms of this Lesser General Public License (also called "this License"). Each licensee is addressed as "you".

A "library" means a collection of software functions and/or data prepared so as to be conveniently linked with application programs (which use some of those functions and data) to form executables.

The "Library", below, refers to any such software library or work which has been distributed under these terms. A "work based on the Library" means either the Library or any derivative work under copyright law: that is to say, a work containing the Library or a portion of it, either verbatim or with modifications and/or translated straightforwardly into another language. (Hereinafter, translation is included without limitation in the term "modification".)

"Source code" for a work means the preferred form of the work for making modifications to it. For a library, complete source code means all the source code for all modules it contains, plus any associated interface definition files, plus the scripts used to control compilation and installation of the library.

Activities other than copying, distribution and modification are not covered by this License; they are outside its scope. The act of running a program using the Library is not restricted, and output from such a program is covered only if its contents constitute a work based on the Library (independent of the use of the Library in a tool for writing it). Whether that is true depends on what the Library does and what the program that uses the Library does.

1. You may copy and distribute verbatim copies of the Library's complete source code as you receive it, in any medium, provided that you conspicuously and appropriately publish on each copy an appropriate copyright notice and disclaimer of warranty; keep intact all the notices that refer to this License and to the absence of any warranty; and distribute a copy of this License along with the Library.

You may charge a fee for the physical act of transferring a copy, and you may at your option offer warranty protection in exchange for a fee.

2. You may modify your copy or copies of the Library or any portion of it, thus forming a work based on the Library, and copy and distribute such modifications or work under the terms of Section 1 above, provided that you also meet all of these conditions:

a) The modified work must itself be a software library.

b) You must cause the files modified to carry prominent notices stating that you changed the files and the date of any change.

c) You must cause the whole of the work to be licensed at no charge to all third parties under the terms of this License.

d) If a facility in the modified Library refers to a function or a table of data to be supplied by an application program that uses the facility, other than as an argument passed when the facility is invoked, then you must make a good faith effort to ensure that, in the event an application does not supply such function or table, the facility still operates, and performs whatever part of its purpose remains meaningful.

(For example, a function in a library to compute square roots has a purpose that is entirely well-defined independent of the application. Therefore, Subsection 2d requires that any application-supplied function or table used by this function must be optional: if the application does not supply it, the square root function must still compute square roots.)

These requirements apply to the modified work as a whole. If identifiable sections of that work are not derived from the Library, and can be reasonably considered independent and separate works in themselves, then this License, and its terms, do not apply to those sections when you distribute them as separate works. But when you distribute the same sections as part of a whole which is a work based on the Library, the distribution of the whole must be on the terms of this License, whose permissions for other licensees extend to the entire whole, and thus to each and every part regardless of who wrote it.

Thus, it is not the intent of this section to claim rights or contest your rights to work written entirely by you; rather, the intent is to exercise the right to control the distribution of derivative or collective works based on the Library.

In addition, mere aggregation of another work not based on the Library with the Library (or with a work based on the Library) on a volume of a storage or distribution medium does not bring the other work under the scope of this License.

3. You may opt to apply the terms of the ordinary GNU General Public License instead of this License to a given copy of the Library. To do this, you must alter all the notices that refer to this License, so that they refer to the ordinary GNU General Public License, version 2, instead of to this License. (If a newer version than version 2 of the ordinary GNU General Public License has appeared, then you can specify that version instead if you wish.) Do not make any other change in these notices.

Once this change is made in a given copy, it is irreversible for that copy, so the ordinary GNU General Public License applies to all subsequent copies and derivative works made from that copy.

This option is useful when you wish to copy part of the code of the Library into a program that is not a library.

4. You may copy and distribute the Library (or a portion or derivative of it, under Section 2) in object code or executable form under the terms of Sections 1 and 2 above provided that you accompany it with the complete corresponding machine-readable source code, which must be distributed under the terms of Sections 1 and 2 above on a medium customarily used for software interchange.

If distribution of object code is made by offering access to copy from a designated place, then offering equivalent access to copy the source code from the same place satisfies the requirement to distribute the source code, even though third parties are not compelled to copy the source along with the object code.

5. A program that contains no derivative of any portion of the Library, but is designed to work with the Library by being compiled or linked with it, is called a "work that uses the Library". Such a work, in isolation, is not a derivative work of the Library, and therefore falls outside the scope of this License.

However, linking a "work that uses the Library" with the Library creates an executable that is a derivative of the Library (because it contains portions of the Library), rather than a "work that uses the library". The executable is therefore covered by this License. Section 6 states terms for distribution of such executables.

When a "work that uses the Library" uses material from a header file that is part of the Library, the object code for the work may be a derivative work of the Library even though the source code is not. Whether this is true is especially significant if the work can be linked without the Library, or if the work is itself a library. The threshold for this to be true is not precisely defined by law.

If such an object file uses only numerical parameters, data structure layouts and accessors, and small macros and small inline functions (ten lines or less in length), then the use of the object file is unrestricted, regardless of whether it is legally a derivative work. (Executables containing this object code plus portions of the Library will still fall under Section 6.)

Otherwise, if the work is a derivative of the Library, you may distribute the object code for the work under the terms of Section 6. Any executables containing that work also fall under Section 6, whether or not they are linked directly with the Library itself.

6. As an exception to the Sections above, you may also combine or link a "work that uses the Library" with the Library to produce a work containing portions of the Library, and distribute that work under terms of your choice, provided that the terms permit modification of the work for the customer's own use and reverse engineering for debugging such modifications.

You must give prominent notice with each copy of the work that the Library is used in it and that the Library and its use are covered by this License. You must supply a copy of this License. If the work during execution displays copyright notices, you must include the copyright notice for the Library among them, as well as a reference directing the user to the copy of this License. Also, you must do one of these things:

a) Accompany the work with the complete corresponding machine-readable source code for the Library including whatever changes were used in the work (which must be distributed under Sections 1 and 2 above); and, if the work is an executable linked with the Library, with the complete machine-readable "work that uses the Library", as object code and/or source code, so that the user can modify the Library and then relink to produce a modified executable containing the modified Library. (It is understood that the user who changes the contents of definitions files in the Library will not necessarily be able to recompile the application to use the modified definitions.)

b) Use a suitable shared library mechanism for linking with the Library. A suitable mechanism is one that (1) uses at run time a copy of the library already present on the user's computer system, rather than copying library functions into the executable, and (2) will operate properly with a modified version of the library, if the user installs one, as long as the modified version is interface-compatible with the version that the work was made with.

c) Accompany the work with a written offer, valid for at least three years, to give the same user the materials specified in Subsection 6a, above, for a charge no more than the cost of performing this distribution.

d) If distribution of the work is made by offering access to copy from a designated place, offer equivalent access to copy the above specified materials from the same place.

e) Verify that the user has already received a copy of these materials or that you have already sent this user a copy.

For an executable, the required form of the "work that uses the Library" must include any data and utility programs needed for reproducing the executable from it. However, as a special exception, the materials to be distributed need not include anything that is normally distributed (in either source or binary form) with the major components (compiler, kernel, and so on) of the operating system on which the executable runs, unless that component itself accompanies the executable.

It may happen that this requirement contradicts the license restrictions of other proprietary libraries that do not normally accompany the operating system. Such a contradiction means you cannot use both them and the Library together in an executable that you distribute.

7. You may place library facilities that are a work based on the Library side-by-side in a single library together with other library facilities not covered by this License, and distribute such a combined library, provided that the separate distribution of the work based on the Library and of the other library facilities is otherwise permitted, and provided that you do these two things:

a) Accompany the combined library with a copy of the same work based on the Library, uncombined with any other library facilities. This must be distributed under the terms of the Sections above.

b) Give prominent notice with the combined library of the fact that part of it is a work based on the Library, and explaining where to find the accompanying uncombined form of the same work.

8. You may not copy, modify, sublicense, link with, or distribute the Library except as expressly provided under this License. Any attempt otherwise to copy, modify, sublicense, link with, or distribute the Library is void, and will automatically terminate your rights under this License. However, parties who have received copies, or rights, from you under this License will not have their licenses terminated so long as such parties remain in full compliance.

9. You are not required to accept this License, since you have not signed it. However, nothing else grants you permission to modify or distribute the Library or its derivative works. These actions are prohibited by law if you do not accept this License. Therefore, by modifying or distributing the Library (or any work based on the Library), you indicate your acceptance of this License to do so, and all its terms and conditions for copying, distributing or modifying the Library or works based on it.

10. Each time you redistribute the Library (or any work based on the Library), the recipient automatically receives a license from the original licensor to copy, distribute, link with or modify the Library subject to these terms and conditions. You may not impose any further restrictions on the recipients' exercise of the rights granted herein. You are not responsible for enforcing compliance by third parties with this License.

11. If, as a consequence of a court judgment or allegation of patent infringement or for any other reason (not limited to patent issues), conditions are imposed on you (whether by court order, agreement or otherwise) that contradict the conditions of this License, they do not excuse you from the conditions of this License. If you cannot distribute so as to satisfy simultaneously your obligations under this License and any other pertinent obligations, then as a consequence you may not distribute the Library at all. For example, if a patent license would not permit royalty-free redistribution of the Library by all those who receive copies directly or indirectly through you, then the only way you could satisfy both it and this License would be to refrain entirely from distribution of the Library.

If any portion of this section is held invalid or unenforceable under any particular circumstance, the balance of the section is intended to apply, and the section as a whole is intended to apply in other circumstances.

It is not the purpose of this section to induce you to infringe any patents or other property right claims or to contest validity of any such claims; this section has the sole purpose of protecting the integrity of the free software distribution system which is implemented by public license practices. Many people have made generous contributions to the wide range of software distributed through that system in reliance on consistent application of that system; it is up to the author/donor to decide if he or she is willing to distribute software through any other system and a licensee cannot impose that choice.

This section is intended to make thoroughly clear what is believed to be a consequence of the rest of this License.

12. If the distribution and/or use of the Library is restricted in certain countries either by patents or by copyrighted interfaces, the original copyright holder who places the Library under this License may add an explicit geographical distribution limitation excluding those countries, so that distribution is permitted only in or among countries not thus excluded. In such case, this License incorporates the limitation as if written in the body of this License.

13. The Free Software Foundation may publish revised and/or new versions of the Lesser General Public License from time to time. Such new versions will be similar in spirit to the present version, but may differ in detail to address new problems or concerns.

Each version is given a distinguishing version number. If the Library specifies a version number of this License which applies to it and "any later version", you have the option of following the terms and conditions either of that version or of any later version published by the Free Software Foundation. If the Library does not specify a license version number, you may choose any version ever published by the Free Software Foundation.

14. If you wish to incorporate parts of the Library into other free programs whose distribution conditions are incompatible with these, write to the author to ask for permission. For software which is copyrighted by the Free Software Foundation, write to the Free Software Foundation; we sometimes make exceptions for this. Our decision will be guided by the two goals of preserving the free status of all derivatives of our free software and of promoting the sharing and reuse of software generally.

NO WARRANTY

15. BECAUSE THE LIBRARY IS LICENSED FREE OF CHARGE, THERE IS NO WARRANTY FOR THE LIBRARY, TO THE EXTENT PERMITTED BY APPLICABLE LAW. EXCEPT WHEN OTHERWISE STATED IN WRITING THE COPYRIGHT HOLDERS AND/ OR OTHER PARTIES PROVIDE THE LIBRARY "AS IS" WITHOUT WARRANTY OF ANY KIND, EITHER EXPRESSED OR IMPLIED, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. THE ENTIRE RISK AS TO THE QUALITY AND PERFORMANCE OF THE LIBRARY IS WITH YOU. SHOULD THE LIBRARY PROVE DEFECTIVE, YOU ASSUME THE COST OF ALL NECESSARY SERVICING, REPAIR OR CORRECTION.

16. IN NO EVENT UNLESS REQUIRED BY APPLICABLE LAW OR AGREED TO IN WRITING WILL ANY COPYRIGHT HOLDER, OR ANY OTHER PARTY WHO MAY MODIFY AND/OR REDISTRIBUTE THE LIBRARY AS PERMITTED ABOVE, BE LIABLE TO YOU FOR DAMAGES, INCLUDING ANY GENERAL, SPECIAL, INCIDENTAL OR CONSEQUENTIAL DAMAGES ARISING OUT OF THE USE OR INABILITY TO USE THE LIBRARY (INCLUDING BUT NOT LIMITED TO LOSS OF DATA OR DATA BEING RENDERED INACCURATE OR LOSSES SUSTAINED BY YOU OR THIRD PARTIES OR A FAILURE OF THE LIBRARY TO OPERATE WITH ANY OTHER SOFTWARE), EVEN IF SUCH HOLDER OR OTHER PARTY HAS BEEN ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGES.

END OF TERMS AND CONDITIONS

How to Apply These Terms to Your New Libraries

If you develop a new library, and you want it to be of the greatest possible use to the public, we recommend making it free software that everyone can redistribute and change. You can do so by permitting redistribution under these terms (or, alternatively, under the terms of the ordinary General Public License).

To apply these terms, attach the following notices to the library. It is safest to attach them to the start of each source file to most effectively convey the exclusion of warranty; and each file should have at least the "copyright" line and a pointer to where the full notice is found.

<one line to give the library's name and a brief idea of what it does.>

Copyright © <year> <name of author>

This library is free software; you can redistribute it and/or modify it under the terms of the GNU Lesser General Public License as published by the Free Software Foundation; either version 2.1 of the License, or (at your option) any later version.

This library is distributed in the hope that it will be useful, but WITHOUT ANY WARRANTY; without even the implied warranty of MERCHANTABILITY or FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. See the GNU Lesser General Public License for more details.

You should have received a copy of the GNU Lesser General Public License along with this library; if not, write to the Free Software Foundation, Inc., 51 Franklin Street, Fifth Floor, Boston, MA 02110-1301 USA

Also add information on how to contact you by electronic and paper mail.

You should also get your employer (if you work as a programmer) or your school, if any, to sign a "copyright disclaimer" for the library, if necessary. Here is a sample; alter the names:

Yoyodyne, Inc., hereby disclaims all copyright interest in the library `Frob' (a library for tweaking knobs) written by James Random Hacker.

<signature of Ty Coon>, 1 April 1990

Ty Coon, President of Vice

That's all there is to it!

ExhibitC

●利用と配布

以下の条件が満たされる限り、変更の有無に関係なくソースおよびバイナリ形式での再配布と利用を許可します：

ソースコードの再配布には上記の著作権表示、これらの条項と後述の免責条項がそのまま含まれていなければなりません。

バイナリ形式の再配布には上記の著作権表示、これらの条項と後述の免責条項が配布に含まれている文章、もしくはその他の資料にそのまま含まれていなければなりません。

このソフトウェアの機能や利用方法について記述されている全ての宣伝資料には以下の文章を記載して下さい：

この製品には PPxP 開発チームによって開発されたソフトウェアが含まれています。事前承諾なしにこのソフトウェアから派生した製品の推奨や宣伝のためにこのチームや賛同者達の名前を利用することはできません。

●免責

PPxP 開発チームが提供しているのはソフトウェアそのもののみであり、保証や責任などを提供しているわけではありません。このソフトウェアを導入したり、利用したりすることにより、あるいは何もしないことによって生じたいかなる問題についてもこのチーム、そのメンバー、テスター、および本ソフトウェア内に名前が記載されている者が責任を負うことはありません。

ExhibitD

This is a version (aka dlmalloc) of malloc/free/realloc written by Doug Lea and released to the public domain. Use, modify, and redistribute this code without permission or acknowledgement in any way you wish. Send questions, comments, complaints, performance data, etc to dl@cs.oswego.edu

VERSION 2.7.2 Sat Aug 17 09:07:30 2002 Doug Lea (dl at gee)

Note: There may be an updated version of this malloc obtainable at
ftp://gee.cs.oswego.edu/pub/misc/malloc.c

Check before installing!

アスペクト比（画面比）について

アスペクト比とは、映像を構成する画面（映像）サイズの幅と高さの比で、4:3 放送とワイド放送（スクィーズ放送、レターボックス放送）があります。放送の収録時にはこれらの異なるアスペクト比の素材が存在し、テレビ側でこのアスペクト比を変換して表示しています。

表のイラストについて

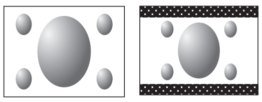
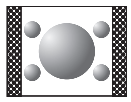
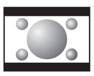
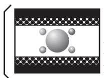
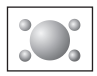
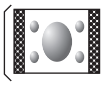
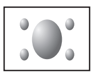
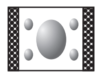
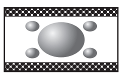
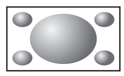
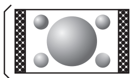
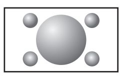
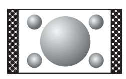
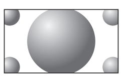
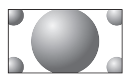
例）（△）ー 該当のテレビ画面形状設定を行なったときの、問題あり／なしを表します。
（○）：画面に映像が正しく表示されます。
（△）：設定自体は間違いではないが、最適ではない状態です。
（×）：画面に映像が正しく表示されません。

お使いのテレビと本機の設定 ＼ 放送で送られてくる映像の種類			1 4：3 放送（通常放送） 通常は 4:3 または「ノーマル」と呼ばれています。	2 ワイド放送（レターボックス放送） ハイビジョンやワイドサイズで撮影した映像を、DVD や LD、一部のビデオソフトに編集する際に上下に黒い帯を入れることによってノートリミングで収録したものです。
お使いのテレビ 画面比 4：3 テレビ	**本機のテレビ画面形状設定**	4：3 （推奨設定）	（○） 正常	（○） 正常
		16：9	（×） 映像が縦伸びする	（×） 映像が縦伸びする （×） 放送によっては、このように表示される場合があります。
お使いのテレビ 画面比 16：9 テレビ ※テレビを「フル」に設定していることを前提として説明しています。	**本機のテレビ画面形状設定**	4：3	（×） 映像が横伸びする	（×） 映像が横伸びする
		16：9 （推奨設定）	（○） 正常	（○） 正常 （△） 放送によっては、このように表示される場合があります。
		16：9 （テレビ側が「ズーム」の時）	（×） 映像が画面内にはいりきらない	（○） 正常※ ワイド放送（レターボックス放送）のときは、テレビ側の設定をフルからズームに変更することをおすすめします。

- 「フル」､「ズーム」､「ワイド」､「ノーマル」などのモードの呼びかたはテレビによって異なる場合があります。
- 詳しくはお使いになるテレビの取扱説明書をご覧ください。

：放送で送られてくる映像に足される黒い帯を表します。

：本機の「テレビ画面形状」設定に従って足される黒い帯を表します。

3 スクィーズ方式ワイド放送	4 スクィーズ方式ワイド放送
 3 スクィーズ方式ワイド放送 （レターボックスの場合もあります） 16:9 のワイド映像を放送時に左右方向を縮めてほぼ 4：3 の比率で放送し、受信したワイドテレビ側で引き伸ばすことで 16：9 を復元します。	 4 スクィーズ方式ワイド放送 （4:3 サイドパネル付） スクィーズ放送ですが、4:3 の映像の左右にサイドパネルを付けて放送することで、受信したワイドテレビでフル表示しても 4：3 の映像が表示されます。
 (○) 正常 ( (△) 放送によっては、このように表示される場合があります。)	 (○) 正常 ( (×) 放送によっては、このように表示される場合があります。)
 (×) 映像が縦伸びする	 (×) 映像が縦伸びする
 (×) 映像が横伸びする	 (×) 映像が横伸びする ( (○) 放送によっては、このように表示される場合があります。)
 (○) 正常	 (○) 正常
 (×) 映像が画面内にはいりきらない	 (×) 映像が画面内にはいりきらない

お知らせ

• 放送内容や再生するタイトルによっては、この表のとおりに映像が表示されない場合があります。

メモ